

第四十條 本會の會計年度は、毎年四月一日より翌年三月三十一日迄とす。

第四十一條 會長は主任を定めて、會務を處理せしむるものとす。

第四十二條 本會に左の帳簿を備ふ。

收支日計簿 収入内譯簿 支拂内譯簿 財産臺帳

第四十三條 前年度の經費決算、財産目錄、及會務の狀況は、毎年六月三十日迄に、評議員の認定を経て、之を町村農會に通報するものとす。

第四十五條 剰餘金は總會の決議を経て、翌年度に繰越し、収入豫算に編入し、又は基本財産に編入するものとす。

第四十六條 處務及會計に關する細則は會長之を定む。

第七章 會則の變更

第四十七條 會則の變更は總會に出席したる代表者三分の二以上の同意を以て之を決す。

第八章 解散

第四十八條 解散の決議には代表者總數四分の三以上の同意あることを要す。

第九章 附則

第四十九條 現任の會長及副會長の任期は、舊會則の定むる任期満限となる年の事業年度の終りを以て満期とす。

第五十條 本則に依り新に選任せられたる役員、及代表者、副代表者の任期は、當該事業年度の終了期を以て第一年の終りとす。

和氣郡農會畜牛改良繁殖規定

第一條 牝牛を飼養する町村農會員にして、他人の所有する純粹アンヤ種、種牡牛の種付を受け、分娩せしめたる時は、此規定により獎勵金を下附す。

第二條 獎勵金は種牡牛所在地より、壹里以上貳里以内の地に飼養する者には、壹頭に付金壹圓以内、全上二里以上の地に於て飼養するものには、壹頭に付金貳圓以内とす。

第三條 獎勵金の下附を受けんとするものは、種付を受くる日より、十日以内に飼養居住地の町村農會を経て、本會に届出、分娩後十日以内に現金の下附を請求すべし。

第四條 種付の當時より分娩のとき迄、同一飼養者に於て、引續飼養せざるものには、獎勵金を下附せず。

第五條 此規程は明治三十八年四月一日より施行す。

町村農會事業補助規程

第一條 町村農會に於て農事改良實行事項、及其他農業上の改良發達を期する目的を以て、常設の職員を置くときは、補助金を交付す。

第二條 補助金は年額拾貳圓以上參拾六圓以下とし、任用日より解任の月まで、月割を以て交付す。

第三條 補助を受け職員を常設せんとするときは、左の事項を記載したる請求書を提出すべし。

- 一、任用せんとする年月、
- 二、任用すべき職員及候補者氏名生年月、
- 三、支給すべき俸給月額、

第四條 補助を受けたる職員の任用、解任及俸給の増減は其時々、郡農會長に報告するものとす。

第五條 補助金は其年及六月に各半額を交付す。

第六條 補助金の交付を受けたる後、職員を解任したるときは、月割を以て之を返納すべきものとす。

和氣郡農會米種子共同澁水澗獎勵金下附規定

第一條 町村農會に於て農會員として、十戸以上共同澁水澗を行はしめたるときは、本規程により其町村農會に對し、獎勵金を下附す。

第二條 獎勵金を下附すべき金額は、一戸平均参錢以内とす。

但し澗澗を行ひたる種子の數量により、増加することあるべし。

第三條 獎勵金の下附を受けんとする町村農會は、左記様式により、五月十日迄に獎勵金の下附を申請すべし。

申請

- 一、澗澗場 何ヶ所
- 一、担任者 何人

- 一、共同戸數 何戸
- 一、種子數量 何石

右の通り本年共同澁水澗澗行致させ度に付、獎勵金下附相成度、別紙ヶ所限、明細書相添此段申請候也。
明治三十八年五月 日

和氣郡農會長 氏 名宛

何町村農會長 氏 名印

(別紙)

共同澁水澗澗行明細書

一、澗澗場の位置 大字何々字何

一、担任者氏名 何 某

一、共同者氏名及澗澗數量、並に水田の耕作反別、左の如し。

水田耕作反別	澗澗數量	共同者氏名
何 反 何 畝 步	何 斗 何 升	何 某
計 何 町 何 反 步	何 石 何 斗 何 升	何 十 人

和氣郡農會樹苗配附規程

第一條 本會に於て培養したる樹苗は本規程により處分す。

第二條 樹苗は左の順序により、其要求者に配付す。

- 一、町村農會の樹苗園に移植すべきもの。
- 二、郡事業の植林に要するもの。
- 三、町村又は其一部落事業植林に要するもの。
- 四、土砂打止の工事を施したる個所に栽植するもの。
- 五、前四項の外植樹に必要な地に栽植するもの。

但し營利を目的とし、樹苗の賣買を業とするものには、之を配付せず。

第三條 本規定により樹苗の配付を受けんとするものは左の事項を具し、毎年十二月十日迄に、本會に請求すべし。

但し第二條第五号の要求者は、其地元町村農會に於て取纏り、請求するものとす。

- 一、栽植すべき樹種及數量、

- 二、栽植豫定地の町村大字各地番、地目反別、及其所有者、並栽植者氏名、

第四條 本會に於て樹苗配付の請求を受けたる時は、調査の上、其要求に應じ得べき數量を査定し、之を請求者に通知すべし。

第五條 樹苗を配付したるときは、培養費の全額、乃至半額を請求者より徴收することあるべし。

前項の徴收金額は、評議員會の議決を経て、之を執行す。

第六條 第五條により徴收したる金額は、其全部を本會基金に編入すべきものとす。

但し總會の議決を経て、其幾部を経費の收入に充つることを得。

第七條 本規定は明治三十五年度培養の樹苗より施行す。

畜産の状況 (明治四十二年)

牛

由來岡山縣は中國の牛産地なるに係らず、本郡は從來比較的牛の生産少なく、只一部の人々によりて、年々百乃至二百頭の犍牛を生産しつゝ、あるに過ぎざりしが、明治初年の頃、日笠村の有力者、櫻井彌壽二、六、七十頭の和牛を所有し、之れを附近農家に貸與し、耕作に使用せしむるの傍ら、自家所有の和種牝牛を配して分娩増殖せしめつゝ、ありしが、明治十七年に至り、乳肉需要供給の大勢に鑑み、洋種輸入を思ひ立ち、則ち体型整正、骨格偉大なるエアレーヤ種牝牛を輸入し、茲に始めてエアレーヤ種、増殖の第一歩を作れり。

(エアレーヤ種は英國蘇格蘭エアレーヤ州、原産の乳用種にして、容姿端麗、乳量豊富、性質敏活にして農耕に堪え、輸入洋種牛中、最もよく本邦の氣候、風土に同化し、性質頗る強健なり。) 越えて廿九年に至り、益々其前途に光明を認め、北海道より純血エアレーヤ種、牝、牡二頭を輸入し、翌年札幌農學校より、全種牝牛一頭、翌年全種牝、牡二頭を輸入し、盛んに改良の歩を進り、多大の利益を収得し、以て民心を刺戟したり。茲に於て地方農家は其副業として、最も適切なるを認め、爾來續々北海道、下總御料牧場、

或は農商務省種畜牧場等より、純血エアレーヤ種、並に改良エアレーヤ種を購入し、且、雜種を生産飼育するもの著しく増加し、三十四年に至りては日笠村、藤野村の有志者、共同して横濱より全種牝牛七頭を購入し、専ら生産増殖の事業を起せり。翌三十五年には、日笠村に於て、畜牛組合を組織し、新に濠洲より純血エアレーヤ種、牝牡九頭、全雜種九頭を輸入し、茲に和氣郡エアレーヤ種改良の一新紀元を開くに至れり。茲に於て縣當局者、亦大に之れが改良を奨励し、明治三十八年に至り、縣有種牝牛エアレーヤ種三頭を、本郡農會に委託し、以て地方牛種の統一、並に系統的改良の根底を作るに至れり。加ふるに郡當局は講話に、指導には補助金を與へ、又は種牝牛の分布せざる地方のものに對しては、一里以上の地に牝牛を牽行し、優良なる種牛の種付をなしたるものには、奨励金を交附する等、直接間接に、誘掖指導したるの結果、遂に明治四十年に至り、和氣郡産牛組合の組織成り、翌四十一年には、組合種牛として、濠洲産純血エアレーヤ種牝牛二頭、牝牛拾頭を輸入し、専ら生産の途を講しつ、あり。現時郡内に生産する牝牛年々五百頭を下らず。實に郡内に於ける重要な物産たり。

和氣郡産牛組合

組織

明治四十年二月廿五日、設置の發起認可を受け、四十年六月十五日、創立總會を開き、定款を議定し、役員を選任し、次て組合設置認可を得、茲に初めて完全なる産牛馬組合法に準據したる組合の組織成り、町村を一區として各區に區長を置き、組合事務所を和氣郡役所内に設け、以て之れが事務を開始せり。現時組合員の數二千六百八十五人、組合員所有畜牛總數三千二百二十三頭(四十二年五月末日調)なり。

事業

創立日、尙、淺く未だ著しき事業の發達を見ず。從て之れが効果の現著なるものなしと雖も、目下創策實行しつ、ある事業を掲ぐれば左の如し。

- 一、技術員設置。畜産技術員一名を設置し、畜牛の衛生、並に改良に關する諸般の技術を担当せしむ。
- 一、種牛の供給。牛種改良の基礎をなすは種牝牛にあり、優良なる種牝牛一頭は、一ヶ年優に數十頭乃至百餘頭の改良雜種を増殖し能ふ。故に畜産の改良を計るものは先第一着に、種牝牛を撰び、次て候補種牝を作るの途を講すべきなり。今、郡内に散在する種牝は、縣有、民有を合して、其數二十一頭にして、生産繁殖の大勢に徴すれば、其數甚だ僅少なり。故に之れが不足を補ふ爲り組合有として濠洲より純血エアレーヤ種牝牛二頭、牝牛十頭を輸入し、組合員所有の牝牛に種付をなすと全時に、純粹繁殖により、他日の種牝を作るに勉めつ、あり。將來全力を擧げて優良種牝牛の普及を計り。一面に於て生産繁殖を奨励したらんには、年々改良雜種二千頭以上を生産すること難きにあらす。蓋し農家の副産として、其の利鮮少なからずと信ず。産牛組合の事業、亦此の目的に向て發進しつ、あり。

市場設置。一面生産を奨励すると同時に、一面販路を開くは、當然の必要條件なり。然り而して從來農家が多大の勞力と、掛からざる日子とを費して、生産したる畜牛も、一朝賣買するの日來らば、多くは牛馬賣買者

の手に委するを以て、往々奸黠の爲め其の利益を覬覦せられ、折角の苦心其効を奏せず。爲めに有利なる畜牛生産事業に蹉跌を來すこと稀なりとせず。之れ等不正の賣買を矯正し、且、生産者利益保護の目的を以て、市場を設置し、専ら組合員の生産牛賣買の機關たらしむ。

起工、明治四十年十一月、

成工、全 四十一年二月、

工費價額、貳千六百圓、

開市、四十一年二月以降、

毎月三回各三日、及二、四、八、十、十一、十二月各二十三日より三日間づ、

之れが成績に至りては、設置日尙淺く、充分に活用の時期に到達せずと雖も、賣買者の弊風を矯正し、賣買に便宜を與へつ、あるは、其の出場數甚なからざると、賣買頭數の比較的多數なるを以て明かなり、今四十一年二月の第一回より四十一年三月迄、三十八回、延日數四十八日間の入場、並に賣買頭數を掲ぐれば左の如し。

入場頭數、三千零六十四頭、

賣買頭數、九百五十五頭、

爾後農事の繁閑等により、時に弛張ありと雖も、概ね回、一回と、入場頭數を増加するの傾向あり。然して購買者の状態を見るに、兵庫縣を最とし、東は大坂、静岡、西は廣島、山口、鹿児島、熊本、福岡、南は徳島、香川、北は島根、鳥取の各府縣より來郡し、尙、縣内他郡市よりの來場者甚なからず、益々發達の機運に向

ひつ、あり。

一、畜牛疾病の治療。組合に治療部を設け、組合員所有の患畜を治療す。

一、純粹種牛の登録。畜牛改良上、最も重要なるは系統を明確ならしむるにあり。而して純粹種の特能は、遺傳力の固定にあり。完全に其の体型、能力を子孫に遺傳す可き純粹種は、之れを組合種牛籍簿に登録し、以て其生産物の系統を明かならしむ。

一、畜産講話。畜産思想の養成、並に畜産學普及の目的を以て、時々講話會を開き、副業的畜産發達の資源となす。

一、畜産共進會。共進會、品評會、等が營業者の競争心を惹起し、新業に對する改良的趣味を自覺せしむるに、有効なること明かなれども、就中畜産共進會に於て、最も多大の效果あるを認む。茲を以て四十一年度に於ては、旭東四郡聯合の畜牛共進會を、上道郡に於て開催し、四十二年度には、本郡に於て、其の第二回積牛品評會を開催し、以て盛んに生産獎勵の途を講しつ、あり。爾後毎年輪番、開設の豫定なり。

一、其他の事業。其他の事業としては、有らゆる畜牛改良の事項に對し、施設經營をなすの劃策なれども、經費の關係は、全然理想的施設を許さず。故に急務を要するものを先とし、漸次之れが歩武を進めんとす。然り而して刻下適切に其の必要を感しつ、あるは、乳用種増殖に伴ふ製乳事業、飼料經濟に關する牧草試作並に飼料調理試験、畜産思想の普及、畜牛保險事業等なりとす。之れ等緊急の事業は、之れが計畫に對し、目下調査進行中にあり。

馬

馬匹は其數頗る僅少にして、殆ど全く生産なし。只軍役廢馬等、其の多數を占め、専ら車輛挽曳の用に供するに止まり、之れが改良事項なし。

馬匹	牝	牡	計
101	177	222	

豚も亦、飼養者ありと雖も、其の數極めて少なく、從て之れが改良に對する施設、經營として見る可きものなし。

豚	牝	牡	計
20	2	103	

家禽飼養が農家の副業として、最も輕易にして、有益なるは、一般の是認する所なり。特に之れが改良方法として、施設計營することなしと雖も、年と共に飼養戸數、並に其飼養數を増加しつゝ、あるは、最も悦ぶ可き現象なりとす。

鷄	飼養戸數		雄	雌	雛	産卵
	十羽未満	五十羽未満				
鷄	100	100	100	100	100	100

和氣郡産牛組合役員

組長	和氣郡農會長	中條信可
副組長		草加友太郎
評議員		榮俊太郎
全		岡崎善太郎
全		徳田元作
全		佐藤久吉
全		杉本九真治
技術員		岸田鑑

和氣郡産牛組合役員

町村名	區	長	組合會議員	町村名	區	長	組合會議員
熊山村	寺見万太郎	矢部武七郎	日生町	中司常次郎	有吉肇治		
鶴山村	守時啓次郎	守時一三吉	福河村	榮俊太郎	榮俊太郎		
香登村	佐藤久吉	武用太平	三石町	山本房吉	山本房吉		
伊部村	森琳三	大橋達太郎	英保村	高取國藏	重光多喜治		
片上町	吉野楠三	吉村作太郎	神根村	浦上小太郎	中川敬吉		
伊里村	頼宮春爾	頼宮春爾	三國村	藤本房吉	長尾見鶏		

藤野村	万波綱次郎	徳永道太郎	日笠村	草加友太郎	草加利三郎
本莊村	杉本九眞治	好本善太郎	山田村	小高悦太郎	久永義三郎
和氣町	石原又五郎	石原又五郎	搦田村	高原嘉彌太	岡崎善太郎

産牛組合定款

第一章 總 則

- 第一條 本組合は牛の改良及組合員の共同の利益を圖るを以て目的とす。
- 第二條 本組合は岡山縣和氣郡産牛組合と稱す。
- 第三條 本組合は事務所を和氣郡和氣町大字和氣四百五拾貳番地に置く。
- 第四條 本組合の地區は和氣郡の區域に依る。
- 第五條 本組合の地區を分ちて左の拾八區とす。
 - 第一區 熊山村、 第二區 鶴山村、 第三區 香登村、 第四區 伊部村、 第五區 片上町、
 - 第六區 伊里村、 第七區 日生町、 第八區 福河村、 第九區 三石町、 第十區 英保村、
 - 第十一區 神根村、 第十二區 三國村、 第十三區 藤野村、 第十四區 本莊村、 第十五區 和氣町、
 - 第十六區 日笠村、 第十七區 山田村、 第十八區 搦田村、
- 第六條 本組合に於て使用する印章左の如し。



- 第七條 本組合には左の帳簿を備ふ。
 - 一 組合役員及組合員名簿、二 種牛臺帳、三 種付臺帳、四 牛籍簿、五 市場臺帳、六 財産目録、
 - 七 組合基金臺帳、八 出納簿、九 議事録、一〇 收受發送簿、
- 第八條 本定款に於て種牛と稱するは種牡牛、及蕃殖用に供する種牝牛を謂ふ。
- 第二章 組合員の加入及脱退
- 第九條 本組合は組合地區内に於て牛を所有し、牛の生産に従事する者を以て組織す。
- 第十條 新に組合に加入する者は、其所有牛の種類、性、年齢、毛色、特徴、及用途を記したる書面を以て、組長に届出へし。
- 第十一條 組合員本組合の地區外に轉居し、又は本組合の地區内に於ける第九條の業務を廢止したるときは、遲滞なく之を組長に届出べし。
- 第十二條 組合員死亡したるときは、相続人より組長に届出べし。
- 第三章 組合員の権利義務
- 第十三條 組合員は本定款及別に定めたる選舉規程に従ひ、組合の役員を選舉し、及役員に選舉せらるゝの

権利を有す。

第十四條 数人共同して牛を所有し、牛の生産に従事する者は、組合に對する権利義務に付、之を一人と看做す。

前項の共同者は、一人の代表を互選し、之を組長に届出へし。

第十五條 組合員は組合事務所、又は役員より召喚せられたるときは之に應ずべし。若し事故あるときは相當の代人を出すべし。

第十六條 組合員は何時にても、組合に備へたる帳簿の閲覧を請求することを得。

組合の役員は、正當の理由なくして前項の請求を拒むことを得ず。

第十七條 組合員は會議の目的、及其召集の理由を具し、總組合員四分の一以上の同意を得て、總會の開會を組長に請求することを得。

第十八條 組合員は正當の理由なくして、役員の當選又は其の職を辭することを得ず。

第十九條 組合員は定款及經費徵收法の定むる所に従ひ、組合費を負担するの義務を有す。

第二十條 組合員生産の目的を以て、更に牛を購入し、又は生産したるときは遑滞なく其種類、性、号名、年齢、毛色、特徴、及用途を記したる書面を以て組長に届出べし。

第二十一條 組合員生産を目的とする牛を賣却し、又は斃死したるときは、遑滞なく号名（号名なきものは種類、性、年齢、毛色）及賣却は其賣先を記したる書面を以て其旨組長に届出べし。

第四章 役員の資格權限及其の選任并に解任

第二十二條 本組合に左の役員を置く。

- 一 組長 壹名
- 一 副組長 壹名
- 一 評議員 五名
- 一 區長 拾八名

第二十三條 組長は組合諸股の事務を統理し組合を代表す。

副組長は組長の事務を補佐し、組長故障あるときは其職務を代理す。

評議員は組長の諮問に應じ、及業務施行の状況を監査し、且つ組長、副組長共に故障あるときは、年齢順を以て其職務を代理す。

區長は組長、副組長の指揮を承け、區内に属する組合の事務を處辨す。

第二十四條 役員は一ヶ年以上本組合の地區内に住居を有し、左の各号に該當せざる組合員中より、組合會に於て之を選挙し、知事の認可を受くるものとす。

- 一、禁錮以上の刑に處せられ、滿期又は赦免後三ヶ月を経ざる者。
- 二、公權を剝奪せられたる者、又は其の停止中の者。
- 三、復權せざる破産者、及家資分散者。

第二十五條 役員任期は會計年度に従ひ三ヶ年とす。

但、再選を妨げず。

役員に缺員を生じたるときは、改選又は補缺選舉を行ふへし。補缺選舉に依り就任したる役員任期は、

前任者の残任期とす。

役員に缺員を生じ、其職務を行ふ者なきときは、前任者は後任者の就職するまで、仍は其職務を繼續すべし。

但、行政官廳若しくは組合より解職せられたる者は、此限りに在らず。

第廿六條 役員は名譽職とす。

但、組合會の決議に依り、執務に關する報酬、又は實費を給することを得。

第廿七條 役員中其職務を行ふに當り、正當の理由なく定款、諸規程、及會議の決議を執行せざるとき、及執行するも其目的に背戻し、若しくは故意又は怠慢により、組合に損害を被らしめるときは、組合會の決議により解任することを得。

第廿八條 本組合に左の事務員を置き、評議員の諮問を経て組長之を任免す。

- 一 書記 若干名
- 一 技術員 若干名

書記は役員の指揮を承け庶務に従事す。技術員は役員の指揮を承け、技術に關する事務に従事す。

第廿九條 事務員は有給とす、其定額及支給の方法は、豫算の定むる範圍内に於て組長之を定む。

第五章 組合の業務

第三十條 本組合は左の業務を施行す。

- 一、種牛の飼育繁殖及種付を行ふこと。
 - 一、種牛の保護監督を爲すこと。
- 一、良種の種付を奨励すること。
 - 一、牛籍を設け優等なる牝牛及種牡牛を登録すること。
- 一、組合市場を設くること。
 - 一、生産牛販賣の斡旋をなすこと。
- 一、種牛購入の斡旋をなすこと。
 - 一、飼料の共同購入の斡旋をなすこと。
- 一、飼料の改良及副産物の利用増進の方法を講究すること。
 - 一、講話會及講習會并に共進會を開設すること。
- 一、産牛に關する調査を爲すこと。

第卅一條 組合種牛は別に定むる規程に従ひ、組合員に寄託し、種付及繁殖を爲さしむるものとす。

但、特別の事由あるときは組合自ら種付及繁殖を爲すことを得。

前項の規程は之を知事に届出るものとす。其之を變更したるとき亦同し。

第卅二條 組合は牛の改良を圖る爲め、毎年一回、組合地區外より購入したる種牛、及生産種牛の審査を行ふ。審査上優等なるものには賞品を與ふることあるべし。

第卅三條 組合員の生産したる牛を賣却せしむる爲め、別に定むる規程により、毎年一回以上組合市場を設く。

前項の規程は知事に届出るものとす。其之を變更したるとき亦同し。

第卅四條 市場に於ては賣買牛の價額を標準として歩合金を徴收す。

第卅五條 組合に寄託して牛を購入し、又は組合員の生産したる牛を賣却せむとする者は、別に定むる規程により組合に届出べし。

前項の規程は知事に届出るものとす。其之を變更したるとき亦同し。

第卅六條 組合に於て牛の賣買を斡旋したるときは、手数料を徴收す。

第卅七條 組合は組合員の所有する優等なる牝牛、及種牡牛を審査の上、組合の牛籍に登録し、証票を下付す。組合の牛籍に登録を請はむとするものは、別に定むる規程により組合に届出べし。

前項の規程は知事に届出べし。其之を變更したるとき亦同し。

第卅八條 組合の牛籍に登録したるときは、手数料を徴收す。

第卅九條 飼料共同購入の方法、并購入すべき飼料の種類、及時期は組長に於て適宜之を定む。

第六章 會 殿

第四十條 會議を分ちて左の三種とし組長之を召集す。

一、總會、總組合員を以て組織す。 一、組合會、組合會議員を以て組織す。

一、評議員會、評議員を以て組織す。

第四十一條 組合會議員の定数は、各區壹名とし、各區組合員之を互選す。

但、組合員貳百名以上の區は二名とす。

第四十二條 組合會議員の任期は會計年度に従ひ三ヶ年とす。但再選を妨げず。

組合會議員に欠員を生じたるときは、補缺選舉を行ふ。補缺議員の任期は、前任者の殘任期間とす。

第四十三條 組合會議員は次期の組合會を待つこと能はざる緊要の事項あるときは、會議の目的、及其招集

の理由を具し、總組合會議員三分の一以上の同意を以て、臨時組合開會の會を、組長に請求することを得。

第四十四條 組合會は毎年二月之を開き、評議員會は組長に於て必要と認めたるるとき之を開會す。

第四十五條 左の場合に於ては組長は總會、又は臨時組合會を開くべし。

一、組長に於て必要と認めたるるとき。 一、第十七條により組合員の請求ありたるるとき。

一、第四十三條により組合會議員の請求ありたるるとき。

第四十六條 會議を開かむとするときは、少くも五日以前に開會の日時、場所及會議の事項を通知すべし。

但、臨時緊急を要する場合は、此期間を短縮することを得。

第四十七條 會議の議長は組長を以て之に充つ。

第四十八條 總會に於て議決すべき事項左の如し。

一、業務の新設及改廢に關すること。 一、組合會議の不當決議の更正。 一、組合の解散。

第四十九條 組合會に於て議決すべき事項左の如し。

一、定款の變更。 一、組合經費の豫算并に徴收方に關する件。

一、役員選舉并に解任の件。 一、組合會議員選舉方法に關する件。

一、業務施行、并に會計に關する規程の制定、并に其變更に關する件。

第五十條 評議員會に於て議決すべき事項左の如し。

一、組長の諮詢に係る件。 一、豫算編製の目的に反せざる範圍内に於ける豫算の更正。

一、經費決算に關する件。 一、業務執行の監査に關する件。
一、違約者處分に關する件。 一、經費支拂に要する金額一時借入の件。

第五十一條 會議は總て半數以上の出席あるにあらざれば、開會することを得ず。但、同一事項にして再召集し、尙ほ定數に達せざるときは、出席員を以て開會することを得。

第五十二條 會議の決議は出席員の過半數に依る、可否同數なるときは議長之を決す。

第五十三條 總會及組合會に於ては議事録を作り、議長及出席員二名以上、之れに署名捺印するものとす。但、署名者は議長の指命とす。

第五十四條 會議に關する規程は、其の會議の議決を経て之を定む。

第七章 會計

第五十五條 本組合の會計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第五十六條 會計主任は役員又は職員の内を以て之に充て、評議員の諮詢を経て、組長之を補す。

會計主任は別に定むる會計規程に従ひ、組合の出納事務に關し、其責に任す。

前項の規程は之を知事に届出づるものとす、其之を變更したるとき亦同し。

第五十七條 毎年度の終に於て、經費に剩餘金あるときは、組合會の決議を経て、其全部又は幾部を組合基金として積立つるものとす。

第五十八條 經費の決算は年度後三ヶ月以内に完結し、評議員會の認定を経て、組合員に公示し、且、之を

知事に報するものとす。

第五十九條 組合基金は利子を除くの外、種牛の購入、又は天災時變、其他避へからざる事由あるに非らざれば、之を處分することを得ず。

第六十條 經費支出の爲めに要する金額は、評議員會の決議を経て、一時借入を爲すことを得。

前項の借入金は其年度内の収入金を以て償却することを要す。

第八章 違約處分

第六十一條 本定款、第十五條、第廿條、第廿一條に違背したる者は、金拾圓以下の過怠金を科す。

第六十二條 組合の經費は市場の歩合金、其他組合に納付すべき金額を怠納したる者には、一日に付、其怠納金額三十分の一の過怠金を科す。但納入金の五倍に至て止む。

第六十三條 過怠處分は、評議員會の決議を経て、組長之を執行す。

第六十四條 過怠處分に對しては、異議を唱ふことを得ず。

第九章 定款の變更及組合の解散

第六十五條 定款の變更は組合會議員四分の三以上の決議により、之を爲すものとす。

第六十六條 組合を解散せんとするときは、組合員三分の二以上の同意を得て、知事の認可を受くべし。

第六十七條 組合を解散したるときは、組長、副組長、及會計主任者を以て精算の事務に當らしむ。

精算人は解散の當日より、三ヶ月以内に結了し、其結果を組合員に公示し、且之を知事に報告すべし。

第六十八條 解散の當時組合に属したる債權、及債務は解散の當日に於ける現在組合員に配當、又は分担すべし。

第十章 附 則

第六十九條 初年度の會計年度は、本組合設立の時より、三月三十一日迄を以て一ヶ年度とす。

第七十條 初度の役員及組合會議員の選舉は、創立總會に於て之を行ふ。

第七十一條 初度の役員及組合會議員の任期は、明治四十三年三月卅一日を以て満期とす。

第七十二條 本定款の認可を受くるに際し、意味に關係なき字句の訂正、及官廳の命令に係るものは、發起人に於て訂正することを得。

和氣郡産牛組合市場規程

第一章 總 則

第一條 定款第三十三條により、開設する市場は、本規程による。

第二條 市場は本莊村大字福富に設置し、和氣郡産牛組合市場と稱す。

但、本場の場所以外に於て、臨時市場を開設することあるべし。

第三條 市場は自由賣買市場、糶賣市場の二種とす。

第四條 市場に左の役員を置く。

一、理事 壹名

市場に關する事務を統轄す。

二、事務員 若干名

庶務、會計、糶賣、厩舎の取締に任す。

三、評價人 若干名

評價を掌る。

本場の理事は評價員の諮詢を経て、組長之れを任免す。其他の役員は組長に於て任免す。

第五條 理事、事務員は其の事務に従事したる日數により手當を給す。評價人には評價手数料として、徴收したる金額の十分の五を評價したる牛の頭數に比例し、手當を給す。

第二章 自由賣買市場

第六條 自由賣買市場に周旋人を置き、組長之れを任免す。

但、組合の規程により、周旋人たる權利を有するものは、別に任免の手續を爲さず。

周旋人には自己の周旋したる賣買により、徴收したる歩合金の十分の四を手數料として交附す。

第七條 自由賣買市場は、毎月三日、十三日、廿三日の三回之れを開設す。但組長に於て必要と認めたるときは臨時市場を開設し又は本條の期日を變更することあるべし。

第八條 牛を賣却せんとするものは、種類、性、毛色、年齢を市場事務所に出出で、首札を申受け之れを附着して、場内に牽入し、事務員の指定する場所に繋留し、其附近にて看視すべし。

第九條 市場内に於ける牛の飼料は總て所有者の自辨とす。

第十條 賣買は總て本組合周旋人の紹介に依るべし。

但、周旋人には、一定の徽章を附着せしむ。

第十一條 牛を賣買したるときは、歩合金として双方より賣買價格の四百分の一づつ、を徴收す。

但、賣買價格壹圓に付、四拾圓以下なるときは拾錢つゝとす。

第十二條 牛を賣買したるときは、賣買者双方の周旋人と共に、市場事務所に出席し、歩合金を納付し、代金の受渡を爲すべし。

第十三條 市場に牽入したる牛が、疾病、負傷、斃死、其他の損害ありたるときは、代金受渡前は、賣主の損失とし代金受渡後は買主の損失とす。

第十四條 場内に牽入したる牛を、場外に牽出せんとするときは、市場事務所に届出、首札を返納すべし。

第三章 糶賣市場

第十五條 糶賣市場は毎年二回つゝ、左の期間内之を開設す。

但、組長に於て必要と認めたるときは、臨時市場を開設し、又は本條の期日期間を變更することあるべし。

四月廿五日 全廿六日 二日間、

十月五日 全六日 二日間。

第十六條 牛を賣却せんとするものは、種類、性、毛色、年齢を市場事務所に届出、首札を申受け、之を付

着して事務員の指定する場所に整留し、其附近にて看視し、縦覽者の求めに應じ、説明し、又は歩行せしめ糶賣の際は糶場に牽出すべし。

第十七條 市場内に於ける牛の飼料は、總て所有者の自辨とす。

第十八條 賣却の方法は、受付番号の順序により、糶場に牽出し、顧客の面前に於て競賣し、最高價格の者に賣却すべし。

第十九條 競賣者は代價を唱ふる際、右手を挙げ高聲に唱ふべし。但五拾錢未満の糶揚を爲すことを得ず。

第二十條 競賣人が競落を宣言したる後は、畜主及買主に於て、故障を申出ることを得ず。

第二十一條 牛を賣買したるときは、歩合金として双方より、賣買價格の貳百分の一づつ、を徴收す。

但、賣買價格貳拾圓以下なるときは拾錢つゝとす。

第二十二條 競賣者は直ちに市場事務所に出席し、代金及歩合金を納付し、其代金受領証と引替に、牛の引渡を受くべし。

第二十三條 畜主は競落者の代金受領証と引替に牛を引渡したる后、市場事務所に出席し、歩合金を納付し、競落者より受領したる代金受領証と引替に、代金を受領すべし。

第二十四條 糶賣牛が疾病、負傷、斃死及其他の損害ありたるときは、競落者に引渡前は賣主の損失とし、引渡後は買主の損失とす。

第二十五條 場内に牽入たる牛を、場外に牽出せんとするときは、市場事務所に届出、首札を返納すべし。

第四章 評價手續

第二十六條 評價組合市場に於て、賣買せんとするとき、及市場以外に於て賣買交換を爲さんとき、所有者の請求により之を行ふ。

但、糶賣市場に於て賣買したるときは、一ヶ月以内評價を爲さず、其競落價格を以て、評價と見做す。

第二十七條 評價は組合市場に於て之を行ひ、手数料として評價額貳百分の壹に當る金額を徴收す。

第二十八條 評價を受けんとするものは組合市場に牽出し、市場事務所に出出つへし。

第二十九條 評價人は五名以上とし、各自に種類、性、年齢、毛色、身幹、骨格、營養の良否、等を調査し、其評價額、及評價人の氏名を明記せる書面を造り、市場理事に出出つへし。

第三十條 理事は評價人の作りたる評價書を集め、其評價額を合算せる金額を、評價人の數を以て除したる金額を以て、評價額と決定す。

第三十一條 評價決定したるときは、手数料を徴收し、評價書を交付す。

第三十二條 評價を受けたるものは、評價人の評價に對し、異議を唱へ又は再評價を請求することを得ず。但評價後壹ヶ月を経過したる後は再評價を請ふことを得べし。

第三十三條 組長は評價人に於て公平を欠ける行為ありと認むるときは何時にても解任することを得、此解任に對し、異議を申出づることを得ず。

第五章 雜 則

第三十四條 市場の秩序を擾亂し、又酔狂者と見做すものは、入場を拒絕し、一旦、入場したるものは退場せしむ。

第三十五條 本規程以外に生したる事項は理事に於て處決するものとす。

和氣郡産牛組合牛籍登録規程

第一條 定款第三十七條により、當組合の牛籍に登録を請はんとするものは、本規程によるべし。

第二條 牛籍に登録すへき事項左の如し。

- 一、種類、性及名号
- 二、生年月及産地
- 三、毛色及特徴
- 四、体高（生時及現時）
- 五、血統（父母の種類、号名年齢及産地、毛色、特徴、体高）
- 六、種類及血統を認定したる理由
- 七、登録請求者の住所氏名、及登録年月日

第三條 牛籍に登録を請はんとするものは、第二條第一号乃至第五号の事項を記入したる書面に血統を証明すへき書類を添へ組長に出出べし。

第四條 組長に於て前條の書面を受理したるときは、其書面及登録すへき畜牛に就き審査を遂げ届出の通

り、相違なしと確認し得べきものに限り登録すべし。

届出事項中認定し難き事實あるときは、登録を爲さず、届書を返附すべし。

但、登録請求者は届書返附に關し異議を唱へ、又は登録せざる理由の説明を求むる事を得ず。

第五條 前條第一項により登録したるときは、手数料として金壹圓を徴收し、其勝本を交付す。

第六條 牛牒の勝本は其要求により、何回にても之を交付す。前項勝本交付要求者は登録番号及種類、性、名号を記入したる書面に勝本一通に付手数料金貳拾錢を添へ組長に申出へし。

和氣郡産牛組合畜牛賣買寄託規程

第一條 定款第參拾五條により、組合に寄託して牛を購入し、又は賣却せむとするものは本規程によるべし。

第二條 組合に寄託して牛を購入せむとするものは、種類、性、年齢、毛色、用途、及購入豫定價格を記入したる書面を以て、組長に届出づべし。組合は購入寄託の牛に該當のものありたるときは、申出の順序により、寄託者に通告し、賣買の紹介を爲すべし。

前項に依り賣買契約を爲したるときは、手数料として其價格百分の貳を買受人より徴收す。

但組合員中賣買なるときは、貳百分の壹。

第三條 組合に寄託して牛を賣却せむとするものは、種類、性、年齢、毛色、用途并に評價格及賣價を記入したる書面を以て組長に届出べし。

評價を受けざる牛は賣却を寄託することを得ず。

但組合外より特に指定して紹介を依頼するものありたるときは、賣買の紹介を爲すことあるべし。

組合は賣却寄託の牛に該當の購入希望者ありたるときは申出の順序により、寄託者に通告し、賣買の紹介を爲すべし。

前項により賣買契約を爲したるときは、手数料として評價済の牛に就ては其價格の貳百分の壹、未評價の牛に就ては其價格の百分の壹を賣渡人より徴收す。

但組合員間の賣買なるときは評價済の牛に就ては手数料を徴收せず。未評價の牛に就ては、貳百分の壹を徴收す。

第四條 第二條第三條に依り、購入又は賣却の寄託を取消さむとするときは、直ちに組長に届出へし。

各町村農會の狀況

那内の町村農會は明治廿八年十二月伊里、福河、英保村に設立せしを始めとし、同三十一年六月に於て全町村農會の設立を見るに至れり。三十三年九月、農會令の發布により、其組織を變更し、三十七年の日露交戦の事起るや、各々左記改良實行規約を制定して、其發達に勉めたり。

同三十八年十月、農會令の改正に従ひ、更に其組織を改正して、會務を擴張し、一面有給事務職員を設置して、大に其活動に勉め居れり。而して其事業は町村に限り一定ならざれども、重なるものを掲ぐれば、農談會、農事講習會、品評會、共進會の開設、共同購入の斡旋、共同、株種、害虫驅除督勵、精農賞與等にして現今

に於ては専ら改良次項目の遂行を目的とせり。
今左に現行の會則、改良實行規約、最近の經費豫算、現任の會長、副會長、事務職員の氏名等を掲ぐれば左の如し。

何町村農會々則

第一條 本會は何町村農會と稱す。

第二條 本會の區域は、何町(村)の區域に依る。

第三條 本會は何町(村)の區域内に於て、國及共同團體を除く外、耕地牧場、又は原野を所有する者、及農業を營むものを以て之を組織す。

第四條 本會二名農會員を置、農業に功勞あるもの、又は農事に關し學識經驗あるものより、總會の決議を以て之を推薦す。

第五條 本會に於て施行する事業の概目、左の如し。

- 一、農事に關する講話會、共進會、品評會、又は種苗交換會等を開設すること。
- 二、農事の講習、試験又は調査、統計に關すること。
- 三、種苗、飼畜、肥料農具等の共同購入、及農産物の共同販賣に關すること。
- 四、産業組合に關すること。
- 五、動植物の病蟲害驅除豫防に關すること。
- 六、耕地の整理、及灌溉、排水に關すること。
- 七、蠶糸業、其他農家の副業に關すること。
- 八、耕耘肥培の改良、及農産物の調製に關すること。
- 九、農家の風紀、及勤儉貯蓄に關すること。
- 十、他の農事團體と氣脈を通し、農事の振興を圖ること。
- 十一、其他農事必要なる事項。

第六條 本會は農事改良に關する事項に付、行政廳に建議することあるべし。

本會は行政廳の諮問に對し、答申するものとす。

第七條 本會の事務所は何町村役場構内に設置す。

第八條 本會に左の役員を置く。

會長	壹名	副會長	壹名
評議員	七名	幹事	貳名

第九條 會長は會務を總理し本會を代表す。

副會長は會長の事務を補佐し、會長事故あるときは之を代理す。

評議員は評議員會の議員となり、總會の委任を受けたる事項、及評議會の權限に屬する事項を議決し、又は會長の諮問に應じ、及會務執行の狀況を監査するものとす。

幹事は會長の命を受け會務を掌る。

第十條 會長副會長及評議員總會に於て、會員中より之れを選挙す。但、會長、副會長は名譽會員中より選挙することを得。幹事は會員中より會長之れを選任す。但し名譽會員中より選任することを得。

第十一條 役員の任期は事業年度に従ひ三箇年とす。

補闕の爲、選挙せられたる評議員の任期は、前任者の残任期間とす。

第十二條 本會に左の職員を置く。

技術員 若干名 書記 若干名

第十三條 技術員は技術に關する事務に従事す。

書記は庶務會計に従事す。

第十四條 職員は會長之を任免す。

第十五條 本會に顧問及委員を置くことを得。

顧問及委員は會長之を囑託す。

第十六條 役員は無給とす。但し報酬を給することを得。

職員は有給とす。

第十七條 會長副會長に缺員を生じたるときは、次の總會に於て之を選挙す。

評議員に缺員を生じたるときは、次の總會に於て補欠選挙を行ふ。

第十八條 會長副會長又は評議員事故あるときは、總會に於て會員總數の二分の一以上の同意を以て解任することを得。

總會が前項の決議をなしたるときは、同時に新任者を選挙することを要す。

但し評議員中一部の解任ありたる場合は、其の補欠選挙を行ふことを要す。

第十九條 本會は農會令第十條に據り、代表者及副代表者各壹名を置き、總會に於て役員中より之を選挙す。

但し役員中より選挙すること能はざる場合に於ては、總會を組織する會員中より選挙することを得。

代表者及副代表者に欠員を生じたるときは、補欠選挙を行ふ。

第二十條 本會の會務を分ちて總會、評議員會の二種とす。

第二十一條 總會を分ちて通常、臨時の二種とし、通常總會は毎年一月之を開き臨時總會は會長に於て必要と認むるとき、又は會員三分の一以上の同意を以て開會を請求したるとき之を開く。

第二十二條 總會に於て議決すべき事項左の如し。

- 一、事業の經營。
- 二、會長、副會長及評議員の選挙、及び解任。
- 三、經費豫算及分賦收入方法。
- 四、會則の變更。

五、行政廳の諮問に對する答申又は建議に關する事項。
六、其の他必要と認むる事項。

第二十三條 評議員會に於て議決すべき事項左の如し。

- 一、總會に提出すべし議案。
- 二、經費の決算。
- 三、事業施行方法。
- 四、惣會の委託を受けたる事項。
- 五、臨時急施を要する事項。
- 六、其他會長に於て必要と認むる事項。

第二十四條 會議を招集せんとするときは、會長は其目的、事項、及日時、場所を指定し、少くとも招集期日三日前に會員又は評議員に通知す。

但、至急を要する場合は、其期間を短縮することを得。

第二十五條 會議の議長は會長を以て之に充つ。會長事故あるときは副會長之に代り、會長副會長共に事故あるときは出席員中より選舉す。

第二十六條 會議の議案は會長之を發す。
但、總會に於て出席員十名以上の同意を以て、建議案を提出することを得。

第二十七條 會議は總會にありては會員三分の一以上評議員會にありては評議員半數以上出席するにあらざれば開會することを得す。
但し招集再回到互り尙定員に充さるときは此限にあらす。

第二十八條 會議の議決は出席員多數の同意を以て之を決す可否同數なるときは議長之を決す。

第二十九條 本會の經費は本會を組織する會員の負担とす。

第三十條 會員の負担は總會の議決により、物件を以て徵收することあるへし。

第三十一條 本會の會計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第三十二條 本會の經費は總會に於て、其豫算及分賦收入の方法を議決し、二月末日迄に郡長の認可を受くるものとす。經費豫算又は分賦收入の方法を變更せんとするときは、其郡度郡長の認可を受くるものとす。

第三十三條 前年度の經費決算、財産目録、及會務の状況は、毎年六月三十日迄に評議員會の認定を経て、會員に公示し、且之を郡長に報告するものとす。

第三十四條 本會に基本財産を設け其蓄積及管理の方法は總會の決議により之を定む。

第三十五條 庶務及會計に關する規定は、別に之を定む。

第七章 會則の變更

第三十六條 會則の變更の議決は會員半數以上の同意を要す。

第三十七條 本會を解散せんとするときは、總會に於て會員三分の二以上の同意を以て、之を議決し、郡長

の認可を受くるものとす。

第三十八條 農會令第三條により、會長に於て専決處分したる事項は、次の總會に承認を求むるものとす。

附 則

第三十九條 役員及代表者、副代表者の任期の計算は、補欠員を除く外、新に撰任せられたる事業年度の終了期を以て、第一年の終りとす。

第八章 解 散

第四十條 現任會長及副會長の任期は舊會則の定むる所の任期満限となる年の事業年度の終りを以て満期とす

何郡何村農事改良規約

第一條 本規約は明治三十六年十月十六日、農商務大臣の勅達に基き農事改良上、左記事項を實行するを以て目的とす。

- 一、米麥種子の澁水撰。
- 二、麥黑穗の驅除豫防。
- 三、短冊形共同苗代。
- 四、稻苗の正條植。
- 五、綠肥の栽培、及堆肥の改良。
- 六、稻作害虫の驅除豫防。

第二條 本村農會員は本規約を遵守實行するの義務あるものとす。

第三條 本規約實行の爲り、各大字(部落)に委員一名(二名)を置き、農會長之を囑託す。

第四條 農會長は委員を指揮監督し、本規約實行に關する、一切の事務を處理するものとす。

第五條 米麥種子の澁水撰は、毎年播種期前期日を定め、委員をして受持區内の共同撰種を行はしむるものとす。

第六條 麥黑穗驅除豫防の爲、農會長は適當の時期を定め、委員をして受持區内の作人に黑穗採取焼却を實行せしむるものとす。

但し病害甚しき處は種子の灰汁浸しを、行はしむることあるべし。

第七條 短冊形共同苗代は便宜の部落共同して設置するものとす。

第八條 稻苗は細引、其他の方法を以て、正條植になすものとす。

第九條 綠肥栽培は紫雲英を主とし、其他土地に適應したる、豈科植物を栽培するものとす。

第十條 堆肥は風雨日光を防ぐに足る場所を設け、堆積するものとす。

第十一條 稻作害虫驅除は、縣令を以て命令せられたるときは勿論、其他の場合に於ても、害虫各種に付、最有効なる方法に依り、委員をして受持區内の作人に、一齊に驅除豫防を行はしむるものとす。

第十二條 本規約に定めたる方法を實行せざるものあるときは、農會長又は委員に於て諭示し、猶應せざるときは、農會長は臨時人夫を使役して、之を行はしめ、其費用は當該作人より、徴收することあるべし。

農事奨励に勉む。其他、害虫驅除法を奨励し、螟虫採卵者に賞與金を給與し、稻作系統品評會々則の實行を怠らず。大に農業の進歩改良を謀れり。

三國村 毎年精農者と認むるもの、其他、農業上一般の模範となるべき熱心家に對し、村農會より農具等を賞與し、一面村農會へ補助金を交付して、其活動を促せり。

日笠村 年々品評會を開きて、優等者に賞品を附與し、専ら農業の進歩發達を謀れり。

英保村 農事の改良を圖る爲め、時に當路者を聘して講話を聴き、尙、一方には品評會を設けて、大に實務者を奨励せり。

藤野村 村農會へ年々金參拾圓づつの補助金を與ふ。

本莊村 縣令により害虫驅除を行ひ、螟虫卵塊を採收せしむ。

和氣町 明治二十七年、初めて大字益原に、稻作試験場を設け、斯業の奨励改良を圖りしも、僅に一年にして中止せり。以來これ等の施設なく、只昨年より害虫驅除法を設け、町費を支出し、螟虫卵塊を買上げ、奨励の一法とせり。本年の如き卵塊一個の價五毛にて、其數數千個に至れり。

山田村 村農會事業として、系統的稻作品評會を設け、苗代及本田の整理、收穫の多寡等に就きて、品評調査し、一二三四の等級を定め、成績佳良なるものに對し、順次賞品并に褒狀を與ふ。

米穀検査

米は本部の主要産物にして、民力の休戚に至大の關係を有す。故を以て本部に於ては、夙に米製改良の必要を認め、去る明治三十五年、郡内の有志者、郡會議員、各町村長等相謀り、縣下他郡に率先し、重要物産同業組合法により、米穀同業組合を組織し、夫々設備を整へ、以て米穀の検査を勵行せり。今、其検査の成績を擧ぐれば左の如し。

三十五年 産出額	検査總數	産額に對する 検査歩合	合格	不合格	検査總數に對する 合格歩合
一三三、一三七	五、八三三	四、三	四、一三三	一、七〇〇	七、七

是創始の際なるを以て、検査歩合及合格歩合とも、甚だ多からずと雖も、漸次進歩して、完全の域に達せしめんことを期待したりき。然るに明治三十六年五月、岡山縣令第四十六号を以て、米穀検査規則を發布せられ、縣下一般に検査を施行せらる、事となれり。

以來當局者の適當なる督勵により歳月と共に長足の進歩をなせり、現今の状況を改良前に比すれば實に雲泥の差にして市場の價格に於ても、一石に付殆んど、壹圓貳拾錢余を高めたるに徴する、も以て之を證するに足る、今明治三十八年度の産米に就きて検査成績を擧ぐれば左の如し。

三十八年度 産出額	検査總數	合格	不合格
一三三、九九九	六、七、八三八	六、〇、七一一	六、九三六

水産業に關する狀況

本郡中河流に沿へる各町村には、水産上の利益を得るものあれども、皆、其規模小にして言ふに足らず。中

漁業組合の沿革状況、

明治廿八年、漁業取締事務所を設け、漁業上諸般の事務を取扱ひしが、漁業法發布に従ひ、同廿五年十月認可を受け、茲に漁業組合事務と改稱し、理事吉形忠治、山田右七郎、岸本與一郎の三人、互撰して、吉形忠治を推して組合長とし、遠洋漁業の奨励、他府縣出漁の取締上に對する交渉、漁業法に對する諸般の事務等、其他漁業上に關係ある事務を取扱ひ、熱誠事に當るを以て、斯業大に發達せり。就中、遠洋漁業の如き、實に著しき進歩をなせり。

二 福河村漁業奨励法

近年に至りては、村費を以て岡山縣水産會員に補助金を給與し、以て水産業の奨励をはかれり。

三 穂浪漁業組合

伊里村穂浪漁業組合は、明治三十五年九月二十四日の創設に係れり。本村大字穂浪字難田は、穂浪灣に沿へる漁村なれば、漁業に關する組合組織の必要を認め、全所、淵浪孫太郎、後藤利八、中西壽太郎、武本好三郎、宮本喜代七、勝田彌代松、相謀り創設せしものにして、役員理事二名、監事六名、收入役一名、組合員數百五十三名あり。

殖林の状況

古言に曰く、水を治むるの要は山を治むるに在り。殖林の必要、今更に喋々を要せずと雖も、本郡の如く、山地其大部分を占め、大小河流多くは荒川の性質を帯び、一朝の風雨、尙、氾濫の憂ある地方多し所に在りては、殊に土砂并止、水源涵養、風致保存のため、植樹造林のことに等閑に附すべからざるものあり。尙、沿海の地と雖も、魚附林等の必用あり。百年の長計、殖産の一法として、一日も忽にすべからず。本郡當局、夙に茲に見るあり。年々獎勵盡力の結果、月と共に、殖林反別の増加を見るに至れるは、本郡のため祝すべきなり。

明治三十五年、各町村殖林の概況左の如し。

イ熊山村 明治三十五年四月、大字弓削字大阪千六十五番地(大字弓削所有)二町五段の地に、松苗二万五千本を植ゆ。

ロ鶴山村 近年少しく山林に松苗を移植せし外、記すべき事なし。

ハ香登村 明治三十六年青年者を以て組織せる青年會員をして、一二回各大字一二段歩の地に、植樹せしめしこと、及本年小學校林を設置したる事あるのみ。

ニ伊都村 明治三十四年以來、年々小學校生徒をして、樹栽をなさしめしが、本年に至るまで、大凡十二町歩餘の松苗を植付けたり。

本片上町 西片上區所有の大字西片上字惠下なる柴草山を協和尋常及片上高等小學校に借り受け、明治三十一年より、毎年、松樹を移植し來りしが、現今總坪數一万七千五百三十九坪七合五勺、株數五万八千二百七十四の多きに至れり。而して年々植樹奨励金を下附せられしこと左の如し。

明治三十二年、七圓。

明治三十三年、五圓、
明治三十四年、拾貳圓、
明治三十五年、拾圓、
明治三十六年、拾貳圓、

伊里村 明治三十四年、植付に着手せしより、現今二十八町二段歩の多さに達せり。其段別を細別すれば左の如し。

大字	字	山名	樹苗種類	植付反別	植付年別
関谷	新田	信原	杉	一〇、〇	三町五反八分 明治三十四年二月 二町九反八分 三十五年二月 四町九反八分 三十六年一月 二反五畝八分 三十四年一月 三反五畝八分 三十五年二月 四反五畝八分 三十六年二月
伊里	中	フ	松、杉	二、三	三町六反五分 明治三十四年一月 四町四反五分 三十五年一月 三町一反八分 三十五年二月 三町五反八分 三十五年二月 二町五反八分 三十五年二月 三町五反八分 三十五年二月
麻字	那	塚	谷松	六、〇	三町五反八分 明治三十五年二月 二町五反八分 三十五年二月 三町五反八分 三十五年二月
計				三八、三	

ト日生村 森林の保護増殖、并に農會の基本金を作る目的を以て、曾嶋及鴻崎の二嶋を借り受け、明治三十四年度に於て、二町歩許の地に、松苗を植付け、尙、三十五年度に於て、六町歩の植付をなせり。抑も本村農會に於て樹栽せしは、之を以て始めとし、尙、本縣に於て、嶋嶼に樹栽せしは、之を以て嚆矢となす。

子福河村 往時本村の山林、殊に繁茂せしを以て、村民薪材を販きて、衣服を購へり。かるが故に、「福浦寒河の芝小袖」の俗語、一時流行せし程なるが、爾來多年の間、非常に濫伐せしを以て、其結果自家の薪材に窮するのみならず、毎年早魃の憂あるを以て、村民大に植林の必要を感ず、村事案として、大字寒河及福浦共有の山林原野、實測反別二十町歩を、明治三十四年より、向ふ五ヶ年間繼續、新植の見込を以て、現に四町四段五畝二十九歩の植樹をなし、尙、植林につとめつ、あり。

リ三石村 本村大字三石宿外六ヶ村の公有林、及三石村公有林、實測反別二百町歩の地に、明治三十四年三月より、向ふ十年間に植林すべく、和氣郡長の依託を受け、契約（諸般の費用は郡長之を支辨し、火災盗伐の如きは、村民其責に任ず、之が報酬として、山林收益の半を受く、）を結び、既に植林地五十餘町歩の多さに至れり。其苗樹は多くは黒松、赤松等にして、黒松はよく地質に適し、其結果甚だ好長なれども、赤松は之に比して、成績稍々遜色あり。村民又此良化に浴し、近年著しく植林の必要を感知し予孫百年の計を企つるもの甚だ多く、一個人にして五町餘歩を植林し、尙進て企畫するものあるが如きは、當路者の誘掖其處を得たりと謂つべし。

又神根村 松杉檜等の苗木を作り、或は之を共同購買し、伐採したる山林には、必ず之を移植し、以て山林蕃殖の方法を講ず。

ル三園村 明治三十六年度に於て、樹栽せし反別四町七段九畝十二歩にして、之に松杉檜の三種を植う。

尙、苗床地三段七畝二十二歩あり。

ヲ日笠村（年月不詳）共有山に松樹を植う其反別十町歩にして、之を細別すれば左の如し。

大字木倉大坊

一町歩

大字日笠下字丸尾の内、小字切詰

三町歩

大字日笠上字年藤谷

三町歩

大字日笠上字田の窪

三町歩

ハ英保村 明治三十五年度、及明治三十六年度に於て、植林せし反別三町四段にして、多く松苗を植付けたり。

カ本莊村 明治二十九年、國土保安林に編入勵行の結果、樹木疎生の禿山なりし、本村山林總反別四十五町五段は、近年樹木大に繁茂するに至れり。尙、明治三十五年、大字清水好本善太郎、私有同地字杉の木、凡ろ五町歩の山林に、杉苗を植付けしが、發育良好の模範あり。

ヨ和氣町 國土保安林の編入を勵行し、明治二十九年十一月より、山林反別三十二町五段九畝十一歩を、同三十一年二月より、同反別十二町六段五畝歩の伐木を禁せり。其結果、これ等は從來樹木疎生せし禿山なりしも、今日に至りては、松樹其他の雜木叢生するに至れり。尙、個人事業としては、明治三十五年、日笠利太植樹の苗を郡役所より購入し、山林實測反別七段歩に移植せり。

夕山田村 本村林産の主なるものは、松、杉、栗、櫟、檜の類なるが、近時建築、薪炭等に用ふる爲め、年々亂伐甚しく、全山悉く雜木のみとなり、甚しきに至りては、雜草を生ずるのみとなれり。かくて國土保安林の制度布かれしより、亂伐の弊、稍々改まりて、山林愛護の念生じ、共有、私有の各山に、松、杉、櫟等を植ゑ、殖林の道を謀るに至れり。昨今兩年に亘りて、大字矢田共有山、反別二町三段歩に松苗を、同反別七段歩に杉苗を植ゑ、村共有財産として、保護を加へつゝあり。其經過頗る良好なり。

ト搦田村 本村農家は柴草を刈りて、肥料となすを以て、共有山の如きは悉く禿山となり、只幼稚の雜木を見るのみなりしが、近來大に殖林の獎勵あり、客年三月より著手し、目下反別三町歩の地に殖林し、官、之に若干の補助を與へ、益々獎勵しつゝあるを以て、其結果良好なり。殊に大字奥搦田區民は、各自に殖林せしものも、所々に見ゆ。又、大字吉木に於ては、區長高原嘉彌太、大に見る所あり。卒先指導し、目下反別一町二段歩に、杉の培養を務め、又、其區民（二軒屋を除く）の熱心なる、大字北山方西野々區民と共同して、五段歩に漆を植付けたり。尙、明治三十二年より、同三十四年に、六段歩許りの地を開拓し尙、九段二畝十二歩の地に畑成を施す等、これ皆、高原氏、及其區民の斯業に熱心なるによる。實に感賞すべきなり。

明治三十六年、及び全三十七年度は、前年に比し、殖林反別の増加、一層多きを見る。殊に三十七年度は、征露の大戦起りし爲め、各町村記念林をつくるもの多く、後來永く好個の記念を存すべく、實に一美譽を附つべし。詳しくは左の二表につきて、見らるべし。

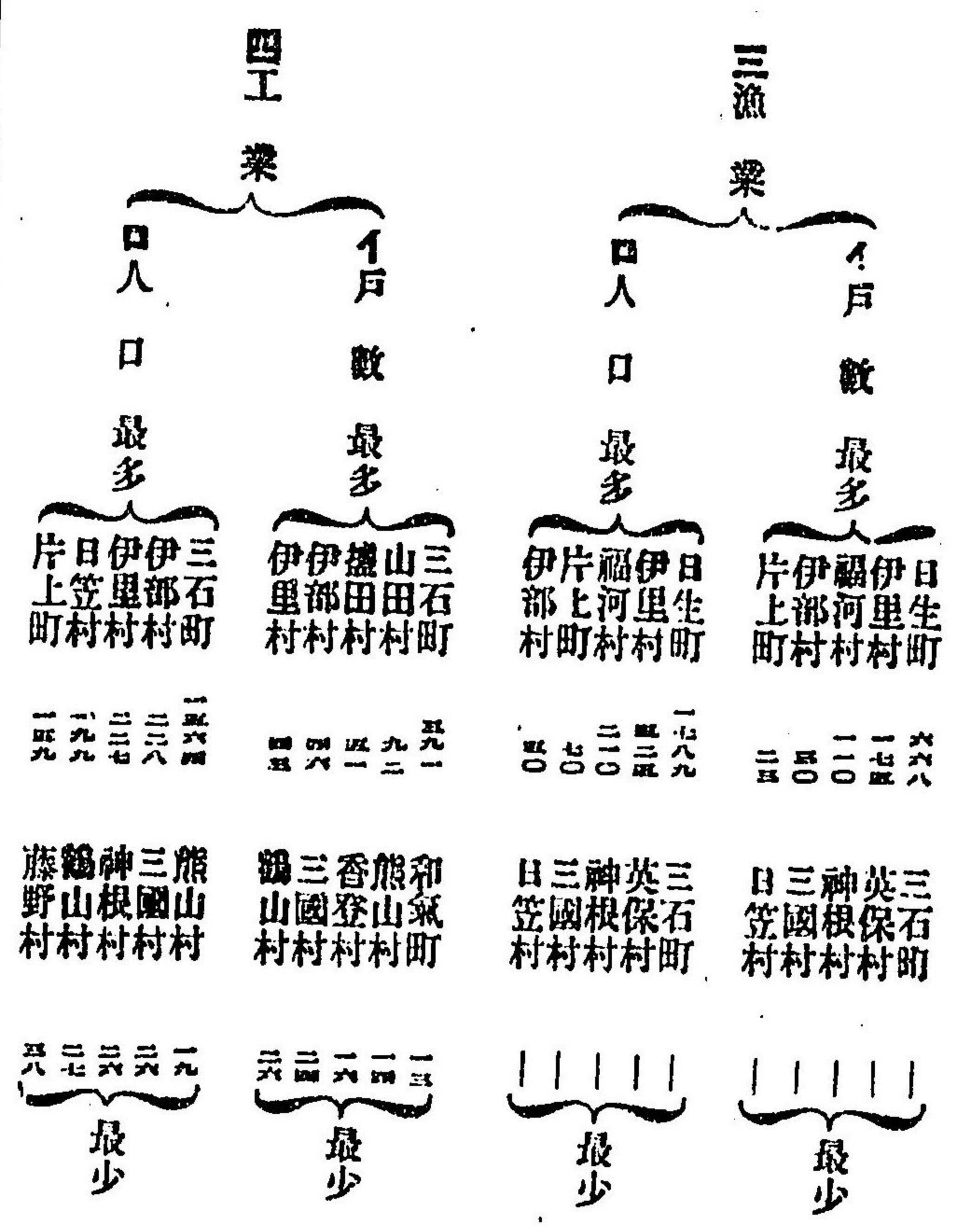
町村名	農業		工業		商業		漁業	
	戶數	人口	戶數	人口	戶數	人口	戶數	人口
熊山	1101	4000	1010	3300	800	2000	700	1800
鶴山	1290	4000	1100	3300	1000	3000	1000	1000
香登	1000	3000	1100	3000	900	2500	800	1900
伊上部	1000	3000	1100	3000	900	2500	800	1900
伊里	1000	3000	1100	3000	900	2500	800	1900
日里	1000	3000	1100	3000	900	2500	800	1900
福生	1000	3000	1100	3000	900	2500	800	1900
三石	1000	3000	1100	3000	900	2500	800	1900
英保	1000	3000	1100	3000	900	2500	800	1900

農商漁工計	農業	商業	工業	漁業
戶數	1107	981	1074	1000
人口	3998	2747	3288	2328
對本郡戶口之百分比	11.8%	8.5%	10.2%	7.3%
一々町村平均戶口數	18.5	27.9	30.3	23.3

生業戶口比較表 (明治三十九年度)

本郡戶口に對する百分比

一々町村平均戶口數



町村名	戸		人		業		口	
	専業	兼業	男	女	男	女	男	女
合	5,922	2,188	10,170	9,288	19,998	18,611	18,772	28,207
榎	1,571	1,188	2,759	2,233	5,992	4,880	5,017	7,950
三	1,474	777	2,251	2,200	4,501	4,088	4,589	6,750
神	505	1,188	1,693	1,700	3,386	3,388	3,774	5,390
本	280	1,188	1,468	1,400	2,868	2,800	3,268	4,200
日	280	1,188	1,468	1,400	2,868	2,800	3,268	4,200
山	1,188	1,188	2,376	2,376	4,752	4,752	4,752	9,504
田	1,188	1,188	2,376	2,376	4,752	4,752	4,752	9,504
計	5,922	2,188	10,170	9,288	19,998	18,611	18,772	28,207

四百三十一

町村名	戸		人		業		口	
	専業	兼業	男	女	男	女	男	女
熊	8	10	18	10	28	10	18	46
鶴	11	11	22	11	33	11	22	55
香	11	11	22	11	33	11	22	55
伊	11	11	22	11	33	11	22	55
伊	11	11	22	11	33	11	22	55
片	11	11	22	11	33	11	22	55
上	11	11	22	11	33	11	22	55
里	11	11	22	11	33	11	22	55
計	88	88	176	88	264	88	176	440

町村名	戸		人		業		口	
	専業	兼業	男	女	男	女	男	女
日	113	9	222	222	444	444	444	888
福	113	9	222	222	444	444	444	888
三	113	9	222	222	444	444	444	888
英	113	9	222	222	444	444	444	888
神	113	9	222	222	444	444	444	888
三	113	9	222	222	444	444	444	888
本	113	9	222	222	444	444	444	888
和	113	9	222	222	444	444	444	888
日	113	9	222	222	444	444	444	888
山	113	9	222	222	444	444	444	888
田	113	9	222	222	444	444	444	888
計	1,130	99	2,260	2,260	4,520	4,520	4,520	9,040

町村名	戸		人		業		口	
	専業	兼業	男	女	男	女	男	女
熊	8	7	15	15	30	30	30	60
山	8	7	15	15	30	30	30	60
山	8	7	15	15	30	30	30	60
計	16	14	30	30	60	60	60	120

四百三十一

漁業

町村名	專業漁業	兼業	計	專業		兼業		計
				男	女	男	女	
熊山	1	1	2	1	1	1	1	2
香鶴	1	1	2	1	1	1	1	2
伊香	1	1	2	1	1	1	1	2
伊片	1	1	2	1	1	1	1	2
伊里	1	1	2	1	1	1	1	2
日生	1	1	2	1	1	1	1	2
三石	1	1	2	1	1	1	1	2
英保	1	1	2	1	1	1	1	2
神根	1	1	2	1	1	1	1	2
藤野	1	1	2	1	1	1	1	2
本莊	1	1	2	1	1	1	1	2
日和	1	1	2	1	1	1	1	2
山田	1	1	2	1	1	1	1	2
山田	1	1	2	1	1	1	1	2
合	100	100	200	100	100	100	100	200

四三十一

町村名	專業漁業	兼業	計	專業		兼業		計
				男	女	男	女	
熊山	1	1	2	1	1	1	1	2
香鶴	1	1	2	1	1	1	1	2
伊香	1	1	2	1	1	1	1	2
伊片	1	1	2	1	1	1	1	2
伊里	1	1	2	1	1	1	1	2
日生	1	1	2	1	1	1	1	2
三石	1	1	2	1	1	1	1	2
英保	1	1	2	1	1	1	1	2
神根	1	1	2	1	1	1	1	2
藤野	1	1	2	1	1	1	1	2
本莊	1	1	2	1	1	1	1	2
日和	1	1	2	1	1	1	1	2
山田	1	1	2	1	1	1	1	2
山田	1	1	2	1	1	1	1	2
合	100	100	200	100	100	100	100	200

四三十一

備考、遠洋漁業の状況に關しては、勸業の部を参照すべし。

第十一章

産物

本郡は一般に山地なれども、河海に沿へる地も、亦、狭しとせず、従て産物の如きも、水陸山海の諸物を具備せりと謂ふを得べし。中に就き、有名なるものを擧ぐれば、南部沿海地方の漁獲物を始とし、農産物には、米、麥、最も多く、之に繼ぎて、大豆、小豆、菜種、蕎麥、粟黍、甘藷、棉、藍、薄荷、茶等あり。副業として養蠶を事とするものあり。毎年産する所の繭、蠶糸の額もた少しとせず。又、戸々牛馬を牧養せるあり。殊に近來、畜牛の事行はれ、所所に牧場、搾乳場の設あり。將來益盛ならんとするの勢あり。製造品には製紙、鹽表、葦産等あり。中にも伊部の陶器、及び伊部、三石の煉瓦製造は。有名にして、年々輸出盛なり。之につぎて、各地の瓦製造あり。之を要するに、南部沿海の地方よりは、水産物を出し、北部山地よりは、用材、薪炭等を出し、其の他平野地方よりは、重に農産物を出すと謂ふを得べし。各町村の産額は表に就きて之を知るべし。

一米作付反別産額表

(明治三十九年分)

町村名	作付		反別		收穫		稷高		一反歩ニ付收穫高	
	梗米	糯米	陸米	計	梗米	糯米	陸米	計	梗米	糯米
熊山	2,225	1,200	72	5,825	1,112	57	107	1,169	1,100	1,800
香登山	1,525	1,200	12	1,637	3,273	33	26	3,306	1,000	1,000
伊部	1,100	212	—	1,312	3,340	29	—	3,369	1,500	1,500
片山	1,510	1,111	—	2,621	3,325	21	—	3,346	1,500	1,500
伊里	1,000	22	—	1,022	2,120	9	—	2,129	1,000	1,000
日河	1,110	22	—	1,132	2,120	2	—	2,122	1,000	1,000
福生	1,212	9	—	1,221	2,125	2	—	2,127	1,000	1,000
三石	1,510	8	—	1,518	2,125	2	—	2,127	1,000	1,000
英保	1,012	22	—	1,034	2,120	—	—	2,120	1,000	1,000
三保	1,400	120	—	1,520	2,121	—	—	2,121	1,000	1,000
神根	2,222	22	—	2,244	2,121	—	—	2,121	1,000	1,000
三國	872	20	—	892	1,200	—	—	1,200	1,000	1,000
藤野	1,222	92	—	1,314	2,121	—	—	2,121	1,000	1,000
本莊	1,222	8	—	1,230	2,120	—	—	2,120	1,000	1,000
和氣	2,222	22	—	2,244	2,120	—	—	2,120	1,000	1,000
日笠	1,222	12	—	1,234	2,121	—	—	2,121	1,000	1,000
山田	1,222	92	—	1,314	2,121	—	—	2,121	1,000	1,000
山田	1,222	22	—	1,244	2,121	—	—	2,121	1,000	1,000
計	22,221	1,222	102	23,545	88,921	2,121	—	91,042	1,000	1,000

二 麥作付段別及產額表

(明治三十九年分)

町村名	作付段別			收租			高	
	大麥	裸麥	小麥	大麥	裸麥	小麥	大麥	裸麥
熊山	500	500	1000	1000	1000	1000	1000	1000
香部	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
伊山	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
片山	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
日生	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
福河	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
三保	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
神根	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
藤野	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
本莊	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
和氣	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
山田	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
總計	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000

三 大豆小豆菜種蕎麥粟段別及產額表

(明治三十九年分)

町村名	大豆		小豆		菜種		蕎麥		粟	
	反別	產額	反別	產額	反別	產額	反別	產額	反別	產額
熊山	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
香部	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
伊山	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
片山	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
日生	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
福河	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
三保	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
神根	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
藤野	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
本莊	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
和氣	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
山田	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
總計	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000

町村名	黍		甘		蕎麥		實		棉		葉		藍	
	反	別	反	別	反	別	反	別	反	別	反	別	反	別
計	九四八	二二	八七九	二二	二五五	一五九	三三	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
和山	六三	七三	九二	六八	八	三	二	三	三	三	三	三	三	三
日笠	一五	九	二	六	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
山氣	二二	九	二	六	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
田田	二二	九	二	六	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

四 黍甘蕎麥棉葉藍段別及產額表 (明治三十九年分)

町村名	黍		甘		蕎麥		實		棉		葉		藍	
	反	別	反	別	反	別	反	別	反	別	反	別	反	別
計	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇
熊山	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇
香登	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇
伊上	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇
片里	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇
日生	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇
三英	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇
神根	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇	二八	一〇

町村名	黍		甘		蕎麥		實		棉		葉		藍	
	反	別	反	別	反	別	反	別	反	別	反	別	反	別
計	二五	七五	二五	七五	二五	七五	二五	七五	二五	七五	二五	七五	二五	七五
三野	二五	七五	二五	七五	二五	七五	二五	七五	二五	七五	二五	七五	二五	七五
本莊	二五	七五	二五	七五	二五	七五	二五	七五	二五	七五	二五	七五	二五	七五
日和	二五	七五	二五	七五	二五	七五	二五	七五	二五	七五	二五	七五	二五	七五
山笠	二五	七五	二五	七五	二五	七五	二五	七五	二五	七五	二五	七五	二五	七五
山田	二五	七五	二五	七五	二五	七五	二五	七五	二五	七五	二五	七五	二五	七五

五 薄荷作付段別及產額表 (明治三十九年分)

町村名	作付		段別		產額		價額	
	反	別	反	別	反	別	反	別
計	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
熊山	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
香登	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
伊上	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
片里	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
日生	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

町村名	製造戸數	煎		茶		合		價額
		量	一貫目ノ價	量	一貫目ノ價	數	價	
三英村	1	100	200	100	200	200	200	100
神根村	1	100	200	100	200	200	200	100
三野村	1	100	200	100	200	200	200	100
藤野村	1	100	200	100	200	200	200	100
日本氣村	1	100	200	100	200	200	200	100
日和莊村	1	100	200	100	200	200	200	100
山笠村	1	100	200	100	200	200	200	100
計	6	600	1200	600	1200	1200	1200	600

六茶表 (明治三十九年分)

四百四十一

町村名	製造戸數	煎		茶		合		價額
		量	一貫目ノ價	量	一貫目ノ價	數	價	
三野村	1	100	200	100	200	200	200	100
藤野村	1	100	200	100	200	200	200	100
日本氣村	1	100	200	100	200	200	200	100
山笠村	1	100	200	100	200	200	200	100
計	3	300	600	300	600	600	600	300

七絲系其他 (明治三十九年分)

町村名	製糸戸數	生糸		製斗糸		系玉		屑糸及屑切		真綿
		數量	一貫目ノ價	數量	一貫目ノ價	數量	一貫目ノ價	數量	一貫目ノ價	
三野村	1	100	200	100	200	100	200	100	200	100
藤野村	1	100	200	100	200	100	200	100	200	100
日本氣村	1	100	200	100	200	100	200	100	200	100
山笠村	1	100	200	100	200	100	200	100	200	100
計	4	400	800	400	800	400	800	400	800	400

四百四十一

八春 蠶 表

(明治三十九年分)

町村名	飼養戸數	繭立枚數	上 收				繭 量	價 格
			繭 玉	繭 出	殼 繭	屑 繭		
熊山	11	20	71	2	1	78	1110	
香登	11	20	71	2	1	78	1110	
伊部	10	10	15	1	1	78	1100	
片里	10	10	15	1	1	78	1100	
福河	10	10	15	1	1	78	1100	
英保	10	10	15	1	1	78	1100	
神根	10	10	15	1	1	78	1100	
三野	10	10	15	1	1	78	1100	
藤野	10	10	15	1	1	78	1100	
本氣	10	10	15	1	1	78	1100	
日和	10	10	15	1	1	78	1100	
山田	10	10	15	1	1	78	1100	
計	110	200	150	10	10	780	11000	

九夏 蠶 表

(明治三十九年分)

町村名	飼養戸數	繭立枚數	上 收				繭 量	價 格
			繭 玉	繭 出	殼 繭	屑 繭		
熊山	12	10	5	3	2	65	1200	
山田	12	10	5	3	2	65	1200	
伊里	12	10	5	3	2	65	1200	
保里	12	10	5	3	2	65	1200	
英保	12	10	5	3	2	65	1200	
神根	12	10	5	3	2	65	1200	
三野	12	10	5	3	2	65	1200	
藤野	12	10	5	3	2	65	1200	
日本	12	10	5	3	2	65	1200	
山田	12	10	5	3	2	65	1200	
計	120	100	60	30	20	650	12000	

一〇秋 蠶 表

(明治四十年分)

町村名	飼養戸數	繭立枚數	上 收				繭 量	價 格
			繭 玉	繭 出	殼 繭	屑 繭		
熊山	13	15	6	4	3	70	1300	
山田	13	15	6	4	3	70	1300	
計	130	150	70	40	30	700	13000	

町村名	美濃紙		半紙		紙其		他		計
	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	
鶴山	10	100	10	100	1	10	1	10	100
伊里	10	100	10	100	1	10	1	10	100
三保	10	100	10	100	1	10	1	10	100
藤野	10	100	10	100	1	10	1	10	100
日笠	10	100	10	100	1	10	1	10	100
山田	10	100	10	100	1	10	1	10	100
總計	100	1000	100	1000	10	100	10	100	1000

四百四十四

町村名	美濃紙		半紙		紙其		他		計
	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	
伊部	10	100	10	100	1	10	1	10	100
三石	10	100	10	100	1	10	1	10	100
藤野	10	100	10	100	1	10	1	10	100
日本	10	100	10	100	1	10	1	10	100
山田	10	100	10	100	1	10	1	10	100
總計	100	1000	100	1000	10	100	10	100	1000

總計	100	1000	100	1000	10	100	10	100	1000
----	-----	------	-----	------	----	-----	----	-----	------

二三 疊表及座類及輸出向莞莖表 (明治三十九年分)

町村名	製造及座類		製造機		職工人員		普通疊表		輸出向莞莖	
	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格
熊山	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100
香山	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100
伊里	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100
本莊	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100
和氣	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100
總計	5	500	5	500	5	500	5	500	5	500

一三 水産製造物表 (明治三十九年分) (伊部、片上、伊里、日生、福河)

種類	數量		價格		種類	數量		價格	
	數量	價格	數量	價格		數量	價格	數量	價格
干鰯	100	1000	100	1000	肥料 (白かき)	100	1000	100	1000
海參	100	1000	100	1000		100	1000	100	1000
海鼠	100	1000	100	1000	計	200	2000	200	2000
總計	300	3000	300	3000					

四百四十五

町村名	内		外		合計	
	種	計	種	計	種	計
熊山村	1	1	1	1	2	2
香鶴村	1	1	1	1	2	2
伊登村	1	1	1	1	2	2
片上村	1	1	1	1	2	2
伊里村	1	1	1	1	2	2
日生村	1	1	1	1	2	2
福石村	1	1	1	1	2	2
三保村	1	1	1	1	2	2
英野村	1	1	1	1	2	2
神國村	1	1	1	1	2	2
三野村	1	1	1	1	2	2
藤野村	1	1	1	1	2	2
本莊村	1	1	1	1	2	2
日和氣村	1	1	1	1	2	2
山田村	1	1	1	1	2	2
總計	17	17	17	17	34	34

一八畜馬表

(明治三十九年分)

町村名	内		外		合計	
	種	計	種	計	種	計
熊山村	1	1	1	1	2	2
香鶴村	1	1	1	1	2	2
伊登村	1	1	1	1	2	2
片上村	1	1	1	1	2	2
伊里村	1	1	1	1	2	2
日生村	1	1	1	1	2	2
福石村	1	1	1	1	2	2
三保村	1	1	1	1	2	2
英野村	1	1	1	1	2	2
神國村	1	1	1	1	2	2
三野村	1	1	1	1	2	2
藤野村	1	1	1	1	2	2
本莊村	1	1	1	1	2	2
日和氣村	1	1	1	1	2	2
山田村	1	1	1	1	2	2
總計	17	17	17	17	34	34

總計	110	121	201	110	121	201
----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

四百五十二

町村名		一九榨乳表		(明治三十九年分)				
町村名	內乳	種外牛	種雜	種計	數榨	量價乳	格	搾乳場數
	種計							
香登町	1	1	1	1	1	1	1	1
片上村	1	1	1	1	1	1	1	1
伊里村	1	1	1	1	1	1	1	1
福河村	1	1	1	1	1	1	1	1
藤野村	1	1	1	1	1	1	1	1
日笠村	1	1	1	1	1	1	1	1
計	7	7	7	7	7	7	7	7

町村名		二〇成牛屠殺表		(明治三十九年分)			
町村名	頭	計	斤	計	額	二頭二付平均斤量	百斤二付平均價額
	社						
伊里村	111	111	2400	18210	18210	165	110
本庄村	108	108	1210	10420	10420	155	110
計	219	219	3610	28630	28630	160	110

製造地		二一陶器製造表		(明治三十九年分)		
製造地	戶數	職男	職女	登窯	窯其他	價格
	數					
伊部村	8	27	2	2	1	120,000
香登村	3	2	1	1	1	120,000
合計	11	29	3	3	2	240,000

製造地		二三耐火煉瓦製造表		(明治三十九年分)	
製造地	戶數	職男	職女	數	價額
	數				
伊部村	1	3	7	1	120,000
三石町	2	1	1	2	120,000
合計	3	4	8	3	240,000

製造地		三三瓦製造表		(明治三十九年分)	
製造地	戶數	職男	職女	數	價額
	數				
龜山村	1	3	1	1	80,000
計	1	3	1	1	80,000

四百五十三

の二に居れり。

三 伊部陶器

片上町より、國道を西に進むこと、二十餘町にして伊部に至れば、殆んど戸毎の店頭に、徳利、摺鉢、其の他、各器の焼物を置くを見る、所謂伊部焼是なり。

抑も、伊部陶器の由來を尋ねるに、遠く神代に起源し、素盞鳴尊の大蛇を斬り給ひし時の酒瓶は、此の地に作りたるものと云ひ傳へ、吉備の立物師も、亦、此處より出でたりとす。往昔は、伊部の名を、忌瓶又は齋部と書せり。専ら祭器を作りしと云ふ。其の細工物に、器械を用ひず、専ら手工を以てせしかば、自ら風致を高くし、年月を経るに従ひ、物さびて、一種の色澤掬すべく、益々趣味あり。世に古伊部と唱へ、貴重せらる、特産物となりたりしが、中世以來、時弊に誘はれ、いつしか美術思想は地を拂ふて去り、粗製濫造相つき、大に其の價値を失へり。近時地方有志者の慨する所となり、改良を謀り、廉價を回復せんとし、備前陶器會社、伊部陶器會社等の株式會社を組織し、在來窯元の外、技師を聘して、學理を應用し、窯場を新築し、製造所を建設し、大に伊部陶器の面目を刷新せり。

一製品の種類焼色及び製法

イ種類、水道用土管、(重に瀬戸内海に瀕せる埴田用とす) 摺鉢、甕、壺、徳利、茶碗、皿、鉢、花瓶、水鉢、茶器等日用什器の類、置物には獅子、布袋、透磨を主とし、其の他あらゆる人物、鳥獸の類、數瓦類を製す。

ロ焼色、普通赤燒きを最とし、錫燒き、(青燒き) 火稗燒、桜肌(俗にさんざり燒) 以上は素地又は塗り土を施したるのみにて、別に釉藥を施さず。此の他、灰釉掛り一種あるのみ、釉藥を施すについては、目下試験に属するもの少なからず。

ハ製法、粘土を煉かし、之を細粉とし、篩過したるものを并土と稱へ、之に礫の上の粘土、一三分を混和し、能く練り合せて、轆轤の上に置き、甕、摺鉢、其の他の荒物を作る。精密なる細工物及び茶器類の如きものを作るには、之を水簸して、極細粉となしたるものを、能く練り合せて用ふ。置物類には、手練製あり、型製あり、器具の類には、往々手練製のものあれども、轆轤製のもの多しとす。之を古來の登り窯にて、十二三日間燒き、始めて成功するなり。

伊部陶器沿革

伊部陶器は、世人單に古備前と呼び、又、古伊部火礮等の稱ありと雖も、其の質一にして、其の觀を異にす。爾して、その創始を討尋するに、漠として究むべからず。陶家の口碑によれば、太古より相傳はるものにして、世間の陶器は、一般に「ヌエモノ」と稱すれども、特に伊部の陶器は「タチモノ」と唱へ來れり。此の唱呼の由來を尋ねるに、垂仁天皇の御宇、皇后日葉酢媛の御葬に臨み、天皇詔して曰はく、活人をして死人に従はしむるは、故事なりと雖も、朕、思ふに甚た不可なり、此の行の葬や、之を如何せん。時に、野見宿禰、奏して曰はく、晴ふ出雲の土部一百人を召したまへ、臣土部等を領して、埴を取り、人馬及び物像を造りて、生人生馬等に換へ、以て墓陵に樹て、後葉の法則とせん。天皇の奏する所に從ひて、出雲の土

部を召し、野見宿禰をして、之を督せしめ、人馬等の俵を作り、始めて之を墓陵に樹つ。世人之を立て物と稱す。立て物とは墓陵に立たるの義なり。又、埴輪といふものあり。埴輪とは、埴を取りて、物像を作り、墓陵の周界に、並び埋むること、車輪の如きを以て、此の名あり。本邦に於て、陶製の人馬を、墓陵に立つるは、蓋し此に始まる。(人馬は土中に埋め置るは、墓後に立て置るなり)當時、天皇厚く野見宿禰の功を賞し、鎧地を賜ひて、土師職の長官となし、姓を土師と賜ふ。備前國邑久郡土師の郷は、即ち其の鎧地の一なり。今の立物師の祖先は、出雲の國より出でたる土師にして、土師の郷に住し、其の後和氣郡伊部村に移住せしものなるべし。而して伊部は所謂、齋部にして、忌統村又齋部村とも記せり。延喜式に、備前の國所遺題二十口、水瓮二十口、都婆波六十口、缶三十口、置蓋三十口、酒垂三十口、筥瓶三十口、短女坏同、陶臼同、已豆岐同とありて、是れ皆な祭器なり。齋瓶の村名は、蓋、此等の祭器を多く焼き出せしが爲なるべし。且つ、往古は埴土、或は薪料の便を計り、所々にて焼き立てたるとおぼしく、伊部より五十町西北の高嶺熊山、及び又伊部より十町東南の村落浦伊部村等に窯跡あり。應永年間本村の南、宇、榎原山の麓に、長二十六間、横二間三尺の窯、西同宇育王山の麓に、長二十二間、横二間一尺の窯、同北不老山の麓に、長二十四間、横二間二尺の窯、各一個宛を築き、之を大窯と唱へ、此の窯一個に、陶器凡三萬四千箇を入れ、薪一萬四千貫を用ひて、三十口乃至三十四五日間、晝夜間断なく焼きたり。當時の陶器は、其の質堅硬緻密にして、氣發性のものを貯蓄するも、透洩腐敗の患なく、普く備前焼、伊部焼等の、名譽を博したり。天保三年に至り、捷徑の便法を案出し、右の大窯を廢して、長九間、横二間二尺、及び長七間一尺、横二間の小窯三個を改造し、明治十二年に

至り、長十間、横二間三尺の窯一個を改築せり。此の窯一個に、陶器凡一萬五千箇を入れ、薪五千四百五十貫を用ひて、十二三日間焼くこと、せり。此の方、輕便なりと雖も、品質は大窯にて焼きたるものに比すれば、大に劣れり。原料の埴土は、邑久郡磯上村の田圃より出づる、黒色の粘土を取りて、數日間曝し置き、臼にて之を搗き碎き、絹張の篩に掛け、然る後、水澱を施し、且つ本村の山土を粉にし、十分の二を混和したるものなり。而して瓶、徳利、其他圓形のもの製するには、陶車を以てし人物其他、鳥獸の像を作るには、手を以て練り、又は土の模型を用ひ、總て油藥を用ひず。最後に、和氣郡島田村字黒元の田土を溶解して、外面に塗抹するのみ。角徳利は、天明元年、木村庄八なるもの、所製を以て勝矢とす。茶器は、天正、文祿、慶長年間、宗伯新兵衛正玄茂右工門等巧手と稱せらる。延享年間に、木村甚七なるものあり、小獅子を善くす。所謂、五分獅子是れなり。寶曆年中、平四郎なるもの、及び明和年中、作十郎なるもの、共に置物類を善くす。正徳年間に、其貞なるもの、徳利、瓶等に長ト、享和年中、森長明なるもの、茶器に巧みなり。陶家は森、木村、寺見、大饗、頼宮、金重の六家を窯元と唱へ、現在四十餘戸の陶家は、皆右の六家より出でたるものなり。天保年間に改築したる、小窯に焼きたるものは、在窯日數の僅少なると、漸次濫製となりしによりて、古來のものに比すれば、品質粗悪にして、茶器置物の類は、雅致風韻を缺き、徳利瓶の類は、其の質堅平ならずして、爲に名産の品位を失墜せり。今や此の衰凋を嗟歎し、回復を圖るものありと雖も、或は資本の缺乏に仆れ、或は價格の低落に困み、其の巧を遂ぐるに能はず。陶家は孰れも皆、微闕にして、改良進取の氣力なくして、年一年より衰頹に陥るの景狀なり。(明治十九年九月十八日官報九六七号所載)

附 録

イ 備前伊部陶器考

吉備の同國、いひへ焼てふ土師物は、遠き神の御代より今に絶せせず、焼出せる業なり。ろが里人の云ひ繼ぎけるは、むかし素盞鳴尊、大蛇を斬り給ひし時、八咫の酒を醸たまひし瓶は、此里にて造りしと有るも、さることなや。またなべての陶器を、すへものところ云ふるを、此にはたてものとなん云ひぬ、よりて古事を考ふるに、古へは朝廷の御葬に殉死てふことありけり。さるを 垂仁天皇の御宇、出雲國野見宿禰、其の國の土部百人をめして、埴を取り、人馬および種々の物の形を造りて、朝廷へ献り、今より後、此の土物をもて、生人にかへて、御陵にしたかへ奉らんとまをす。天皇あつくめてたまひ、其の土物を埴輪となし、また立物と名づけたまへり。こは土物を立て、生人にかへたるより、立物と名づけたまひしなり。今も此にて、種々物の形を作り、また人形を置たるは、古き様の、今に残りたるなり。さて野見宿禰は、其の時鍛地を賜て、土師の職となり。また土師の姓を賜ひしこと、つぶさに、日本紀に見ゆたり。よて考ふるに、其の時賜ひしかたしところは、吉備にして、今の立物師等は、もと出雲より出たるなるべし。素盞鳴尊の酒瓶も、今の立物師等の始祖、出雲に在りて、造りしと之を傳へ誤れるなめり。陶器土物の品はろかこしに多かひゆれど、立物の名の傳はりたるは、吉備の伊部村のみなり。また土師宿禰の、子孫代々此國に在しことは、國史に見るところ多し。今上道郡吉井村に石津神社あり、野見宿禰を祭れり。延喜式神名帳、備前國邑久那安仁神社あり。案に、菅原朝臣安人は、野見宿禰十世の孫にして、菅原の姓は、安人の祖父、古人に賜

へり。今伊部村と菅原在といふ。此あたり古しへは、菅家の名代田なり。さていひへといふは、もと祭瓶の名なり。日本紀に、齋瓶、嚴瓶など書ていつべ、いひへなまよませたり。齋も嚴も、皆、忌の假字にて、いづもいひも、皆、いみをあらはし云けるなり。何にても、神事にあづかるものは、忌をつけていふこと古言なり。忌柱、忌斧、忌平賀などをもて知るべし。瓶をへと云ふも、古言なり。土師宿禰が子孫、祭瓶を司るよしは、御鎮座本紀に、隨天神之訓、土師物忌父取、字仁之波瀾、造天平瓮、敬祭諸神てふことあり。また吉備國にて、祭瓶を造りしことは、延喜式、備前國所造、廻三十口、水瓮同、都婆波六十口、缶三十口、置盃同、酒壺同、匣同、筥瓶同、短女坏同、片盤同、酒甕同、陶臼同、已豆伎同とあり是皆祭器なり。此等の祭器を、多く焼出せるより、忌瓶村とは云ひけるなり。いひへのかなは、伊部と書たるは、伊はいみをついめたるにて、かゝることは古き文にま、多かり。または太玉命の裔を忌部と云ける故、ろをはかりて、伊部と書さたるか、忌部氏は奉幣を職と有は、幣物、陶器等にいたるまで、忌部氏のあつかるしなは、すべて忌部ものと云ける故、伊部村の名も、ろれより出たるならんか、る遠き神の御代より、今に絶せぬは、めでたき陶器なりとて、毎年國の大御司より、東に在して、天の下をつとひしらしす、大御君の御許へ献り給ひ、或は遠き國人も、わさひささぬ、おのれ其の源を、深く尋て、こゝにしるせしものぞ。

文化三年丙寅三月八日

備前 山内五 述

五 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十

森	森	大	順	森	順	木	大	木	大	金	金	大	大	大
五兵衛	次良	直二	宮二郎	喜四郎	宮良助	彌兵衛	紋三郎	與助	平治	重彦	重彦	平治	與一	與一
嘉永	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上

四百六十四

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十

森	森	同	森	森	大	大	大	大	寺	森	森	寺	大	大
武次郎	空助	長右衛門	嘉太郎	重右衛門	定右衛門	忠藏	森治	與十助	源吉	武平治	龜吉	松三郎	虎次郎	千吉
全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十

木	木	木	木	金	森	木	木	木	木	木	木	木	木	木
村忠兵衛	村新七郎	村長次郎	五兵衛	重利吉	儀三郎	甚次郎	鐵治郎	清右衛門	新七郎	長次郎	五兵衛	儀三郎	甚次郎	鐵治郎
全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十

木	大	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木
村長十郎	慶最助	村平八郎	源右衛門	源右衛門	彦兵衛	藤太郎	武三郎	茂六	長十郎	最助	平八郎	源右衛門	彦兵衛	藤太郎
全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上

○伊部焼鑑定の俗語あり、曰く
底見れば松葉正玄、丁新兵衛、丸宗伯に、十は茂右衛門

四 閉 谷 焼

寛文中、藩主池田光政の、閉谷焼を創立せんとするや、津田左源太に命じて、伊部陶工數十人を全所に集め、屋瓦を製せしむ。元禄年間に入りて全く成る。其の後津田氏、光政の許を得て、名工を京師より招き、津川百助を、閉谷御焼物奉行となし、其の工を監し、伊部焼の用土を以つて、種々の器物、玩弄品を作爲せしむ。其の法伊部と異なり、釉薬を用う。池田侯爵家所藏に係る、閉谷焼を見るに、其の製法京焼と異なる

四百六十五

なし。思ふに仁清等の門弟を招聘して、これを製造せしめしにはあらざるか。其の精巧、遠く伊部の及ぶ所にあらず。時價數百千金に値するものあり。其の製作は、概ね、寛文年中に起り、元祿に至り、凡三十年間にして止みたるが故に、其の産額極めて少かりしを以て、今日に至りては、これを所蔵するもの、亦少なしとす。

第十一章

運輸交通

運輸、交通、通信の便否如何は、一國の文野に關すること、今更に喋々を要せざる所にして、之を本郡各町村の發達進歩の跡に徴するも、瞭々火を見るが如し。以て一日も之が便法を講ずる事の忽にすべからざるを思ふべしなり。西人の言に山ばかり交通を遮斷するものなく、海よき土地を接近せしむと云へり。本郡南方の一部は、海に濱するを以て、沿海の民は船に乗って瀬戸沿海の各地と交通し、遠く外洋に出づるを得べく、日生町の如きは、近年遠洋漁業を企て遠く韓海に出漁を試みるものあり。西部吉井川沿岸の地方は、北、美作と通じ、南、海に出づるを得べしといへども、内地大部分は、殆んど山地なるを以て、従つて交通不便なりき。されど夙に山陽國道の東西に貫通するあり。以て沿道各町村に、商業繁盛の市街地を見るを得たり。

明治四年、郵便局を設けし以來、今日にては、其の局六ヶ町村の多きに達し、加ふるに電信電話の通ずるあり、朝夕通信の不便と感ずる事なし。明治二十年、鉄道敷設以來、交通頗る其の便を加へ、和氣、吉永、三石の三驛に於ける、物貨の集散、東西の往來、また昔日の比にあらず。國道の外に、南北に走れる縣道、縦横に通ずる里道あり。殊に近年各町村改修工事を施してより、北、山岳地方より、南、海濱地方に至るまで、舟車の通せざる所なく、また行路の難を見ず。之を助くるに、渡船場、船舶、橋梁等の設あり。本郡交通の機關、略々具足すと謂つべし。更に進んで之が良法を講じ、山岳によりて交通を遮斷せらる、の不便と感せざるに至らば、本郡の發達進歩、更に刮目して待つべきものあらざるなり。

鐵道

山陽鐵道

播磨國赤穂郡船阪村より來り、船阪の隧道(三千七百三十三呎)を通じ、三石驛に出づ。此の驛は明治二十三年十二月の建設にして、神戸驛を距る六十三哩五十二釐なり。此の地の主なる集散物貨は、石材、石粉、粘土、耐火煉瓦、石炭等なり。之より野谷、金谷、福滿を経て、吉永驛に着す。此地は石粉、木炭、米、石灰等の集散地なり。吉永驛を發し、吉田、海野を過ぎ、和氣驛に至る。三石驛を距ること七哩五十六釐なり。穀物、木材、果物、鑛石、製茶の集散盛なり。之より熊山の麓に沿ひ、吉井川に架設したる鉄橋(千五百四呎)を越えて、赤磐郡に入り、万富驛に達す。爾して之が線路敷設は、明治二十年起工以來凡三四年間に竣工せしものなりと云ふ。

今、明治三十七年、三石、吉永、和氣三驛に於ける、輸出入表を掲ぐ、以て物貨集散の概況を知るべし。

本郡に於ける道路の中樞たるものは、本郡を東西に貫通せる山陽國道にして、其延長里程五里三十四町間あり。二大支路として、三石町より縣道赤穂往來を出し、又鶴山村より邑久郡に入る縣道を出せり。此の國道と交り南北に通ずるものには、津山往來あり。本郡縣道の総里程七里二十五町四十八間あり。

此等道路の脊梁たる國道、縣道の間を、縦横に點綴網羅せる各町村の里道は、合計百九十三里二十一町五十七間あり。以て本郡の交通として、大に利便ならしむ。今各町村通過路程の平均を擧ぐれば、國道一町四十六間五尺、縣道十五町二十六間、里道十里二十七町十三間一尺、通て十一里八町二十六間の割合なり。尙此等道路の利便を補ふため、各町村に橋梁四百九十二ヶ所あり。渡船場十ヶ所（鶴山村坂根、熊山村弓削、千林、勢力、村矢田、埴田）にあり。以て交通をして障礙停滯なからしむ。

道路橋梁及渡船場取調表 其一 (明治三十八年十二月三十一日現在)

種別	道路		延長	橋梁		個所	計數	渡船場
	幅三間以上	幅三間未満		長三間以上	長三間未満			
國道	二、三〇、〇〇	二、三三、〇〇	七、〇〇	—	—	二	二	—
縣道	—	一〇、〇〇	七、〇〇	—	—	—	—	—
里道	—	一〇、〇〇	一〇、〇〇	—	—	—	—	—
合計	二、三〇、〇〇	三三、〇〇	二四、〇〇	—	—	二	二	—

各町村道路表 其二 (明治三十八年十二月三十一日現在)

町村名	國道		縣道		里道		合計
	幅三間以上	幅三間未満	幅三間以上	幅三間未満	幅三間以上	幅三間未満	
熊山	—	—	—	—	—	—	—
鶴山	—	—	—	—	—	—	—
香登	—	—	—	—	—	—	—
伊部	—	—	—	—	—	—	—
伊里	—	—	—	—	—	—	—
片上	—	—	—	—	—	—	—
伊生	—	—	—	—	—	—	—
日河	—	—	—	—	—	—	—
三保	—	—	—	—	—	—	—
三石	—	—	—	—	—	—	—
英根	—	—	—	—	—	—	—
神國	—	—	—	—	—	—	—
三野	—	—	—	—	—	—	—
藤莊	—	—	—	—	—	—	—
本氣	—	—	—	—	—	—	—
和笠	—	—	—	—	—	—	—
日田	—	—	—	—	—	—	—
山田	—	—	—	—	—	—	—
總計	二、三〇、〇〇	三三、〇〇	二四、〇〇	—	二	二	—

各町村橋梁渡船場表 其三 (明治三十八年十二月三十一日現在) (全三十九年三月一日調)

町村名	橋		梁		渡		船場	
	國道	道	縣道	里道	縣道	里道	計	計
熊山								
鶴山								
香登								
伊部								
片上								
伊里								
日河								
三石								
英保								
神根								
三野								
藤野								
本莊								
和氣								
日笠								
計	三	三	二	二	二	二	二	二

有名なる道路及其沿革

甲 國 道

山陽街道。本郡の東南、兵庫縣赤穂郡界より來り、舟坂峠を越えて、三石町に入り、大字八木山、伊里村大字関谷新田、同大字木谷、同大字伊里中、片上町、大字東片上及西片上、伊部村大字伊部、香登村大字香登本、香登西、鶴山村大字坂根を経て、邑久郡に入る。其里程五里十四町三間あり

沿 革

本道は和氣より三石に至る、北方舊國道の衰へし以來の驛路にして、今より凡五百二十年以前(越後二年今川了り、越任の時、片上驛を過ぎたるもの、如し、其書「道行より」に「さてかよつと」より開けたり。船坂峠を越えて、坂長驛(三石いふ里は、家ごとく玉だれのかめといふ物をつくる云々あり、以て知るべし。)より開けたり。船坂峠を越えて、坂長驛(今なり、此の事名所舊三石の條、及此)に入り、從來右方を取りし道を左方に轉し、片上驛に入る。當時の片上は、海陸の要衝に當り、(方上津と稱し、藤原保則及足利康氏等)船船幅濶、人馬絡釋として、一時の繁盛を極めたるなるべし。殊に舊幕時代にありては、西國大名の參觀交代、及び旅人の往來繁く、從つて取締の如きも嚴重なりき。驛長ども稱すべき、往還名主あり。街路の取締、旅人の取締、人馬の絡立等、一切の驛務を整理し、問屋ありて人馬の絡立をなし、諸大名の旅館には、本陣、二の本陣、三の本陣ありて、池田藩主より之を扶

持せり。また藩の直轄に属する、租米収納蔵あり。和氣郡、及邑久郡東北部の租米を收納し、一部は問屋の手を経て賣却し、他は大坂に廻漕せし等に徴するも、當時繁昌の大概を知るを得べし。

片上驛より伊部を経て、香登に出で、邑久郡長船、福岡(今川の、道行より)を経て上道郡育井へ越えしなり、かくて元龜天正の頃迄は、古津の宿より、直に西の方國府市場に至り、竹田ノ上、釣ノ渡りを越え、福林寺繩手、笹ヶ追々通り幸川に至り、備中板倉宿へ入りし如く、(備前記に)岡山市に入り板倉に出づるに至りしは、天正の末以後なるが如し。此等沿道の各村、皆、商業繁昌せしことを想ふべく、今日本郡市街地と稱すべきもの皆此の道路に沿へるに徴するも、當時八馬の通行往來の盛なりしを知るべし。

明治二十年、舊國道に沿ひ、北方に山陽鐵道を敷設せしより、形勢頗に一變し、北部鐵道地方の發達を見ると共に、南部國道地方は、舊時に比し稍々遜色あるに至れり。以て交通運輸の便否が、人文發達上に、如何に影響すること大なるかを思ふべきなり。

乙 縣 道

一 津山往來

本郡より美作國津山に至る道路なり。片上町大字西片上、字市中町に於て、山陽國道と分れ、北進して字大峠に至り、それより本莊村大字清水、大中山、福富を過ぎ、和氣町大字曾根、及び和氣市街を貫き、大字益原に出で、山田村大字岩戸、矢田に入り、北折して鹽田村大字苦木、鹽田を経て、赤野郡界に入る。この道程五里二十三町十二間なり。

沿 革

舊時は西片上字福原町より、國道と分岐せり。(本莊村界に至る千五百八十一尺八寸、明治三十二年改修經費六千圓、舊道は今一里半に屬し、字大峠に至るまで千四百十四間三尺あり。通行者稀なり)

本莊村に入りては、大字清水、大中山の如き、道路狹隘にして、險峻、車馬の通行、頗る不便なり。明治三十一年、全三十五年に於て、經費參萬圓もて、二千三百四十間の里程を改修せり。明治二十六年以前は、大字福富より、金剛川に架せる片上橋(現今の金剛橋より三町許下流に架せり)を通り、和氣町大字曾根の前方を迂回して、和氣市街を過ぎ益原に出で、字原の人家を貫き、吉井川堤塘と合して、山田村に出でしが、前後三回、即ち

一、大字和氣和岐新橋より金剛橋に至る。

改修年月、明治二十六年着手、其他不詳。

經 費、千百九拾圓。

延長路程、百九十間。

一、大字和岐新橋より大字益原字大谷口迄。

改修年月、明治三十一年十一月九日着手、全三十二年三月終了。

經 費、參千百貳拾九圓八拾八錢。

延長路程、八百五十八間。

一、大字益原字大谷口より山田村界迄。

改修年月、明治三十二年十二月廿八日着手、全三十三年一月廿八日終了。

經 費、貳千九百九拾五圓四拾九錢八厘。
延長路程、七百三十九間。

總經費六千五百拾五圓參拾七錢八厘、道程一千八百八十七間の改修工事をなして、道路完成せり。以前は路幅六尺に満たずして、高低一ならず、骨根の前面は金剛川漲溢の際、一帯に入水して、數日間道路泥濘、足を埋め殆んど往來を絶つこと屢なりしも、今日は其憂なきに至れり。

山田村に於ても、道路粗悪にして、路幅廣狹一様ならず。狭きは四尺に過ぎず。高低も亦常ならず。殊に天神山麓の如きは、最も峻坂にして、通行困難を極めたり。此坂を木村坂(昔天神山城没落の際、木村(上)一町余なれども、急坂なるを以て、行人頂上に墜したる(時、必ず願ひて如何に降るかを見よといふより名く。)と云へり。

然るに明治二十六年より前後四回、即ち、

明治二十六年中、大字岩戸天神山麓木村坂以南、同所井堰以北、

明治二十八、九年中、大字岩戸木村坂以北、大字矢田井ノ口迄。

明治三十一年中、大字矢田井ノ口以北。

明治三十三年中、大字岩戸井堰以南。

の改修工事成し、交通運搬の便を得たり。

掘田村に於ては、道路総て吉井川岸にあり。道幅平均凡五尺許にして、毎年大抵二回以上五六回、河水の氾濫ありて、通行止となりしが、明治三十年四月より、改修の土工を起し、同三十一年九月竣工、經費合計凡

金壹萬四千圓を費し、舊時の面目を一新することを得たり。

二 赤穂往來

三石町大字三石字宿の山陽國道より分岐して、東南方に延び、帆坂を越えて、兵庫縣播磨國境に至る。其道程一里十四町五十六間あり。道幅狹隘、車馬の通行甚だ困難なりしが、明治三十年、改修工事を施せしより通行容易となれり。

三 鶴山村より邑久郡に至る縣道

鶴山村島田より、山陽國道と分れ、島田、新庄を経て邑久郡行幸村に入る。道程十町二十八間あり。舊幕時代に於ては、國主四民の生活狀況を觀察する爲め、設けられし路なりしを以て、巡見道の稱ありき。

丙、山陽國道以南に於ける重なる里道。(里道は多く一等里道につき記述(二等里道は殆ど之を省きり))

其一、伊部村伊部より浦伊部を経て、海岸に沿ひ、片上町に出づるものと、浦伊部往來といふ。伊部村に於て、道幅一間、長拾七町拾三間あり。明治三十四年七月の改修に係り、經費壹千四百八拾圓を要し、片上町の三百十五間は、明治三十三年の改修にかゝれり。

其二、赤穂往來。

(第一)片上町より海岸に沿ひ、伊里村穗浪、木生を経て、日生町に入るものを、日生往來といふ。舊時、滿潮の際は、通行を遮断せしが、明治三十三年四月、經費參千參百拾貳圓五拾五錢五厘を以て東片上、木生間の一里十六町三十二間の道路を改修せしより、大に通行の便を得たり。

(第二)伊里村字木生と、福河村大字寒河字中日生間二十四町十九間の改修工事は(明治三十二年十一月工事、十三町十三間、經費貳千貳拾圓七拾四錢。明治三十三年十一月工事、十一町六間、貳千八圓四拾八錢六厘)二回に之をなせり。舊時は道幅四五尺乃至一間にして、通路は現時と大差なし。唯字、三軒屋より、中洲川に沿ひて屈曲し、字後小路より來れる道路と合し、今日の道路に出でしを異とするのみ。而して字峠の道は、名の如く中生に越ゆる峠なりしが、改修の際、凡二間余を切下げ、今日の便を得るに至れり。以て舊時の不便なりしことを想ふべし。

(第三)向進みて福河村寒河、福浦を過ぎて播磨に入る。其道程二里二十二町五十一間あり。遂に赤穂に達す。之を赤穂往來といふ。

片上町より國界に至る、道程四里二十七町四十二間あり。

其三、三石町大字八木山字西の畑の國道より分れ、伊里村善山を経て、日生町日生に至る。道程三十一町五十六間三尺あり。日生街道といふ。

其四、伊里村大字伊里中字一本松より木谷、麻宇那、善山を経て、福河村寒河に至り、赤穂往來に合す。道程一里三十五町十三間一尺二寸あり。麻宇那字塚谷口赤穂道の分れより、善山長谷口まで、十七町三十九間あり。之は二等里道に屬す。

其五、伊里村大字友延字兎手より、大字穂浪字井田大樋に至るものは寛文三年三月の開通にして、十五町四十三間三尺あり。

其六、三石町字方の谷口より、赤穂往來と分岐し福河村福浦に至るもの、一里十五町五間あり。又別に三石町より、伊里村に入り、福河村寒河に至るものあり。

其七、片上町の北方、字傍示ヶ峠にて國道と分れ、伊部村伊部に達するもの道幅四尺、長十四町二間あり。

其八、伊部村浦伊部より、邑久郡國府村磯上に通ずるもの、道幅一間、長十一町十三間あり。浦伊部より久々井を経て、邑久郡鶴山村に通ずるもの、幅四尺、長十一町十三間あり。浦伊部より久々井を経て、邑久郡鶴山村に通ずるもの幅四尺、長一里二十九町七間あり。久々井より磯上に入るもの、道幅四尺、長三十町二十間あり。

其九、香登村大字大内より、山陽國道と分れ、南して鶴山村福田に入り、邑久郡國府村磯上に至るもの、之を牛窓往來といふ。

丁、山陽國道以北に於ける重なる里道。

其一、鶴山村大字坂根より、山陽國道と分れ、北進して吉井川に沿ひ、熊山麓を廻り、熊山村大字弓削、勢力力に入り、山陽鐵道と並行して、奥吉原を経て、本莊村福富に入り、津山往來に合する道路あり。舊時は之を牛窓往來と呼べり。此道程、約三里餘あり。弓削、勢力間、改修工事は明治三十一年五月より全三十五年に至る三年間、一千五百八十一間五尺にして、經費金四千參百參拾六圓參拾參錢貳厘を要したり。

其二、津山往來と分れ、本莊村金剛橋頭より東進し、尺所、日室を過ぎ、藤野村宿に入り、此に於て和氣町より藤野村大田原を経て來れる道路と合し、吉田を過ぎ、英保村吉永中、福滿、金谷を経て、三石町野谷、

三石に入り、宇關川に於て、山陽國道に合す。道程約三里十四町二十九間あり。

舊國道の沿革

往古の國道は、船坂峠を越え、三石川の流に沿ひ、峽間を西進し、三石町野谷、英保村金谷、福滿、吉永、藤野、吉田、宿、本莊村日室、尺所を経て、吉井川沿岸に出で、別の渡(今日の和氣渡、此の次に山陽道なり)を渡りて、赤磐郡珂磨、高月を経て、御野郡に入りたるものにして、本道は實に其要路たりしなり。備陽記によれば、船坂峠より三石宿を通り、野谷、金谷を通り、藤野通りより、和氣の渡を越え、磐梨郡可具上村より、死手の瀬を越え、赤坂郡矢原より、金川へ渡り、野々口、吉宗より、佐山通り、辛川より備中板倉へ通るとあり。其後は可具上村より、死手の瀬通り、牟佐の渡りを越え、御野郡平瀬より、宿へ通り、福林寺、細手、笹ヶ追通り、首部、檜津、辛川より、備中板倉へ通るといふ。以て其變化の一斑を知るべし。

船坂は古より、中國の要衝、山陽道第一の險と稱し、尤も樞要の地(太平記船坂の軍の條に、彼山に申すは、山陽第一の險處なり。西方は山頭峯々ありて、中に一の細道あり。谷深く石滑にして、騎、主將を擧げて上る事、二十)なりしを以て、三石に和氣の關をたて、往來を嚴にせり。今も宇宿に余町、靈巖跡たり。若し一夫起り、云々あり)關川の名を存し、其關址なりと傳ふ。此の關は船坂と共に、史上に其名高く、神后皇后、征韓の歸途、忍熊別皇子、叛逆を謀りし事、(新撰姓氏錄)源平時代に妹尾太郎、三石宿にて倉光三郎を殺したる事、(平家物語)(備陽國誌)兒島高德要領の事、(太平記)枚舉に逸わらず。足利時代に諸將、三石城に屢々居城せしこと等を以て見るも、當時の要衝にして、且驛次たりし事を知るべし。(舊蹟の條)

三石は古、坂長驛(延喜式)と稱し、驛馬二十匹は、廢藩の後まで、備へ置かれたり。今尙、古老の口碑と、

附近山野に發見する基石類の多きに徴しても知るを得べし。其他、驛路の順次を考ふべきは、三石の外、宿なる名稱の存することこれなり。英保村大字吉永中にある宿の如き、古、人家の多く存在せし事(備陽國誌)を傳へ、藤野村に字、宿あり。人家軒を列ねて、古時の面影を存するあり(名勝舊蹟の條參照)古の藤野は和氣の本宿に大水ありし時引返すべき假宿なりし傳説の存するあり。源平盛衰記兼康、倉光を討つ條に、備前國和氣の渡りより、東に藤野寺と云、古き御堂に下居て云々とあり。次に義仲、兼康を討つ條に、其曉に、三石に着く。明日藤野寺に着く。和氣の渡を打渡し、可具郷へ打入て云々とあり。以て三石より和氣へ出し證とすべし。本莊村尺所は古時驛所村(町村時平の條參照)と稱し、和氣町また、古く驛又は宿と稱せしこと等につきて見るも、其驛路の遺次を考へ得べし。今當時の道路の廣狹善惡等を考ふに由なしと雖も、交通機關の備はらざりし當時は、思ふに人馬皆此道とどり、絡繹として日夜相つぎ、東西に交通せしなるべし。

此の道路は北方に迂廻し、所々險坂を越ゆるの難あるを以て、南方の海近き平野を過ぐるの便を感せし爲か。五百五十年前の頃、(村上天皇の御代の頃なり、足利尊氏九州に下る時は、藤野驛をすぎたるもの、如し。)より、遂に國道は南方に遷り、徳川時代、諸大名參觀交代等、皆南道を取りしより、以來本道大に衰へ、僅に作州往來として存するに至り、明治初年に於ては、三等縣道となり、後また一等里道となりしも、道幅六尺に過ぎず。且つ屈曲迂回、交通に便ならざりし爲か、往來大に衰ふるに至れり。其後各村改修工事を施せしより、車馬の交通を見るに至り、三石和氣間の往來となれり。されど明治二十年以後、此の沿道に山陽鐵道を敷設せしより、鐵道の便によるもの多きを以て、行人また大に減せり。

其三、英保村吉永に於て前記、作州往來と分れ、八塔寺川に沿ひ、北進して三股、岩崎をへて神根村今崎、神根本、四出、高田、に入り、三國村大字都留岐の入股に入り、八塔寺川の分流と共に、道二分し、甲は右して大字加賀美の下畑を過ぎて、大字多麻の澗谷に於て、再び二分し、右するものは東畑より、播磨國佐用郡に入り、(播磨に入るものは、尙大小敷路あり。)左するものは、大字加賀美の八塔寺西畑を過ぎて、美作國英田郡に入る。次に乙は左して、大字都留岐の下、大藤及び上大藤を過ぎ、美作英田郡に入る。或は左岐して、笹目の牛中に出で、日笠村より來る道路と合す。

尙、支線に英保村三股より、作州往來に合する百六十間の道路と、全村葛籠西より八塔寺川に沿ひ、人目橋に至る、六百五十間の道路あり。

改修工事は英保村に於て、明治二十九年より同三十三年間に四千六百參圓六拾八錢八厘を費し、神根村に於ては、全三十三年十月より全三十六年四月まで、金五千七拾七圓五錢五厘を費せり。かくて舊時屈曲迂廻、道幅狭く高低一ならざりし道路も、車馬を通ずるを得るに至れり。

附記、舊時本莊村大中山縣道三等津山往還より分れ、東北に進み、衣笠、日室を過ぎ、藤野村に至り、英保村三股の間に於て、三石町より通ずる里道、一等津山往來に沿ひて、又北に分れ、岩崎をすぎ、神根村今崎、神根本を経て、高田火打坂を踰り、三國村多麻にいで、播磨の佐用郡に至る。之を佐用往來と稱し、此の道程五里二十二町二十七間あり。

其四、英保村吉永に於て、津山往來と分れ、南進して南方に入り、伊里村開谷新田、木谷、伊里中、友延を経て、全村大字穂浪字灘、渡場に至る、道程二里十六町四十四圓余あり。國道の中央と、南北に連貫せる、唯一の里道なり。英保村に於て、明治二十九年より同三十三年に至る間に於て、伊里、神根二村に至る此の道路を改修し、金四千六百參圓六拾八錢八厘を費せり。

其五、藤野村字宿の三石川、日笠川會流点に於て、美作往來と分岐し。日笠川に沿ひて日笠村に入り、日笠上、下、保會を経て、美作英田郡河會村に入るもの、此の道程二里十八町。此他、日笠村馬場下より、和氣町益原字才の川に至るもの、十二町。全村日笠上字中村より、三國村大字笹目字飯掛に至るもの三十町あり。此等の改修工事は、日笠村に於て明治二十九年藤野村より下山崎出口迄、二十町、其經費千七百八拾九圓五拾四錢四厘、全三十年、全上より保會谷口まで四十町、其經費五千貳百四拾五圓八拾參錢貳厘、全三十一年保會谷三十町、其經費參千五百六拾貳圓八拾七錢貳厘、藤野村に於て、明治二十九年十二月、九百四十七圓其經費七百貳拾五圓五拾貳錢六厘にして此の三年間の工事により、舊時の有様を一變するに至れり。日笠村に於て道路の見るべきは、和氣町益原より、本村日笠上字中村の上に至るもの、みにして、他は坂路小徑に過ぎず。殊に藤野村及保會に通ずるものに至りては、道路狹隘、溪流に橋梁の設なく、實に不便を極めしが、改修以來、大に其便を得て、今日に於ては、益原才の川、及三國村笹目に通ずる二道の稍々險惡なるのみとなり。

舊時、和氣町益原縣道三等津山往還より北に分れ、日笠下を過ぎ日笠上に至り、兩派となり、本派は笹目、都留岐を経て、加賀美に入る。之を八塔寺往來と稱し、道程二里二十五町拾八間あり。支派は北進

し、保倉を経て英田郡に入る。之を上山往來といふ。道程一里二十六町二十七間あり。

其六、藤野村吉田より十八川に沿ひ、神根村和意谷、脇谷、櫻村を経て、三國村に入り、八培寺往來と合し、遂に美作に入る。藤野村より三國村界に至る道程三里二十一町二十間あり。こは舊藩主池田家の教士山墳墓地へ通ずる道路なりければ、舊藩時代には常に修築を加へたれども、廢藩後は荒廢して、漸く人馬を通ずるに過ぎざるに至れり。

其七、三石町に於て、字宮の前より、國道と分れて、神根村に入り、今崎に於て、美作道に合するもの、及び全町順通國道より分岐し、神根村に入り、山津田に於て美作道に合するものあり。

其八イ、山田村大字岩戸天神橋より北に折れ、大字田土を貫き、大字丸山を横斷し、英田郡河會村大字上山に入る。里程一里二十七町三十八間、道幅三尺乃至一間あり。之を上山道といふ。

其九イ、全村大字矢田字井の口上より、大字南山方を過ぎ、全郡河會村上山に入るもの、道程一里十五町、幅三尺乃至一間あり。これ亦上山道といふ。

其九イ、鹽田村大字鹽田に於て、津山往來と分れ、大字奥鹽田を経て、美作國境、作備峠に至る、其道程廿六町十一間あり。元、倉敷往來と稱す。美作倉敷、福本等に至る捷徑なるを以て、通行者多し。

作備峠の麓より、英田郡河會村大字上山境字國木此に至る道程七町あり。(以下三道は二等里道に属す)

ハ全村大字大前より、仁の阪、常瀬、本谷を経て、柳澤に至る。道程一里八町二十四間あり。

ロ全村大字若木字三門より、宮田池堤まで、三十三町十四間あり。

橋		梁		橋		梁	
名	稱	位	置	種類	長	幅	架設年月
和	田川橋	熊山村大字奥吉原		土	六、〇	一、〇	明治三十五年二月
一	道橋	鷓山村大字新庄		土	六、〇	不詳	
成	程橋	香登村大字香登本		石	一、五	三、〇	嘉永五年
流	川石橋	片上町大字西片上		石	五、〇	三、〇	不詳
富	田松橋	片上町大字東片上		木	五、〇	一、五	明治三十二年
龍	馬橋	伊里村大字伊里中		土	八、五	二、〇	明治三十六年二月
濱	川橋	伊里村大字友延		土	二、五	一、五	明治三十六年五月
向	川橋	全村大字麻字那		土	九、〇	一、五	明治三十六年五月
門	川橋	全村大字善山		土	一、〇	一、五	明治三十年四月
古	物橋	全村大字木谷		土	六、〇	一、五	明治三十六年五月
淵	橋	日生村大字日生		板	七、〇	三、〇	明治三十一年五月
古	河橋	福河村大字斐河		土	〇、〇	一、五	明治三十六年三月
横	道橋	全村大字斐河		土	二、五	一、五	明治十年一月
乘	越橋	全村大字斐河		石	二、〇	一、五	明治二十五年三月
石	荷橋	全村大字斐河		土	〇、〇	一、五	明治二十八年一月
大	前橋	全村大字斐河		土	二、五	一、五	明治十九年十二月
大	前橋	全村大字斐河		板	二、五	一、〇	明治三十四年一月

冲	大	小	田	堀	西	關	寺	細	人	丸	網	杉	東	西	山	青	遊	寶	安	日
橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋
全	全	全	全	全	全	三	英	英	英	神	神	神	神	神	日	日	全	藤	藤	藤
村大字福浦	村大字福浦	村大字福浦	村大字福浦	村大字福浦	村大字寒河	三石村大字三石	英保村大字南方	英保村大字岩崎	英保村大字吉永中	神根村大字神根本	神根村大字神根本	神根村大字和意谷字脇谷	神根村大字今崎字小板屋	神根村今崎字山津田	日笠村大字日笠下	日笠村大字日笠上	全上	藤野村大字大田原	藤野村大字泉	藤野村大字藤野
石	石	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	板	板	板	板	板	板	板	板
三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
明治元年三月	明治六年一月	明治十年五月	明治二十年二月	明治二十年二月	明治十五年十月	明治三十五年五月	明治三十六年五月	全	全	明治三十六年四月	明治三十六年四月	明治三十六年四月	明治三十六年四月	明治三十六年四月	明治三十六年三月	明治三十六年三月	明治三十六年三月	不詳	不詳	明治七年

芳	吉	金	和	兄	弟	天	小	小	大
嵐園土橋	田土橋	剛橋	氣霸橋	氣霸橋	全橋	神橋	寺橋	谷橋	前橋
全	全	氣和町和氣本莊村臨富	和氣町大字和氣	和氣町大字和氣	全	山田村大字岩戸	鹽田村大字鹽田	全村大字鹽田	全村大字奥鹽田
土	土	板	板	板	板	板	板	板	土
三、〇〇〇	三、〇〇〇	七、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
不詳	明治六年	明治三十五年五月	明治二十六年	明治三十五年十一月	全上	明治二十九年三月	明治三十一年九月	明治三十一年九月	不詳

附記本表調査は、明治三十五年度の事に係り、明治四十年十二月再調査の際、各町村につき之を點檢するの暇なかりしを以て、茲に之を附せり、前表の數に合せざるものあるは之が爲なり。

航路及舟運

一 南部海路

伊部、片上、伊里、日生、福河の五ヶ町村は、海に濱するを以て、海路の便を受くること多し今航路を概説すれば片上灣頭片上港、又は浦伊部を發し、雜田に至り、或は分れて久々井に至るべし。雜田港よりは日生港に通じ日生より水路一は東し寒河港、入電の二港に至り、南に出で鹿久居島の九艘泊に至るべし。一は南

し、頭島を経て、大多府港に入るを得べし。これより邑久郡を廻りて、牛窓港等に入るを得べく、南すれば瀬戸内海西方の航路に加はることを得べく、東すれば播磨灘に出で、東方航路に加はり、以て瀬戸内海、及外洋と交通する事を得るなり。日生港より岡山及播磨坂越間には毎日二回往復定期瀬船あり。

(各港の状況及物貨の集散は、港灣及産物の章を参照すべし。)

二 西部川路

瀬田、山田、和氣、熊山、鶴山の五ヶ町村は、吉井川に沿へるを以て、舟運の便あり。

吉井川には所々に堰ありて、夏時之を閉塞し、水田に灌漑するを以て、交通の便を妨ぐることも多しと雖も、春秋冬の三期、即ち堰開きの時期は、津山、倉敷、西大寺の間に於て、定期往復船あるを以て、水路地方は運輸交通の便あり。之に用ゆる船舶は、大抵高瀬船、小廻船等にして、河邊の町村、大抵之を所有せざる所なし。

瀬田村に於ては、重なる搭載物は、薪炭、米、山田村にては以上に加ふるに、肥料、雜貨等なり。熊山村も亦、大なる差異を見ず。和氣町(明治三十六年七月)に於て、高瀬船一ヶ年一千二百余艘、其貨物數量米穀一万二千石、茶四千個、銅一千個、生糸百個、筆軸一千俵、繭百六十個、温泉水一千二百樽、和紙三千四百個、其他雜品等にして、此等は一旦倉庫に積置き、汽車積として、大阪、神戸、京都、岡山、廣島地方へ轉送す。其他此地方にて、販賣するものは、薪炭、材木等なり。以て其一班を知るべし。

正徳五年、初めて吉井川岸(現今和氣郡津山町)に御番所を設置し、高瀬船搭載物の検査を行ふ。之を和氣番所といふ。

番所頭一人、手代二三人あり。頭は藩主の任命する所、手代は藩の隨意囑托する處なり。其事務の大部分は、米穀検査なり。米穀に二種あり、三分米(播米)御米(天領米)これなり。三分米は上道郡金岡の倉元へ輸送するを常とし、中途荷揚を許さず。只秘密に和氣へ米穀を賣捌くことあり。即ち默契的賣買なり。總て三分米は、通帳にて検査し、歸途必ず倉元の受領証明を要す。其証明を要する所以のものは、一は米量の差異なきこと、一は高瀬船の海中に出でざるものとの、信を得る爲なり。而して和氣村の荷物を積み船出するには、年行司の証明書頭を要す。御米は無検査にして届捨てなり。御米荷下げをなす時は、必ず先づ布令あり。御米船を和氣に碇泊する時も、必ず村中より、高張提灯を点し、數多の人足を出し、嚴しく夜警をなす。此の時、船舶の破損、或は積荷に損害ある時は、船頭と村中との口論紛議を生ずる事、屢々あり。これ各々刑罰に處せらるゝを恐れ、之を逃れんとするを以てなり。又番所に於ては、荷物の種類に依て、課程に差別を附せり。當時吉井川には堰あるを以て蓋に、舟筏を通ずる事を堅く禁制せらる。故に和氣の着船、夥だしきを以て、河岸に物品賣買問屋、及び酒店、茶肆、軒を列ね、従て市中の商況も、また繁昌せりといふ。以て如何に當時の吉井川が、物貨運輸の要路たりしかを、想見すべし。

此外河川としては、金剛川、閑谷川等あれども、他は殆んど舟楫を通せず、故に稱するに足らず。之を略せり。

和氣渡

往昔、三石驛より藤野を経て、和氣に至り、珂磨に出る舊國道の渡場あり。もと御番所(現今和氣郡津山町)の

北方にありしが、享保二十一年辰十一月朔日より下河市(御所前)に移す。(古文書に在り)其後、再變して、現今の渡場となりしといふ。從來、渡舟は單に和氣町のみ、其所有權を握れり。然るに河西岸の渡場修築をなす事あれば、乃ち田原の民、之を拒み、其附近芝生に於て、牛馬を飼牧せしむ。之を要するに水涯を限り、和氣、田原二村の權限を別てり。是れ双方の利益なりとて、明治維新後、渡舟芝生場皆河村平等の權利を有することに改めたり。

船 舶

本郡南部海上、及び西部河川の航通、運輸、漁業等の目的を以て使用せらる、船舶は、明治三十九年度に於て、其數六千五百五十隻にして、内、日本形五十石積以上のもの五千四百一隻、同未滿のもの一千一百四十九隻あり。以て水上に於ける本郡民の活動をして自在ならしむ。明治三十七八年より三ヶ年間に於ける、船舶増減の状況は、左表につきて之を知るべし。

船 舶 表

(明治四十年八月四日)

年度	船種	日本形五十石積以上ノモノ				計	合計
		四間以上	三間以上	二間半以上	二間半未滿		
明治三十七年	隻	五七	九八	一八	八五	六六	
全三十八年	隻	三三	一〇	一	七	九〇	
全三十九年	隻	二二	一〇	一	七	九〇	
平均	隻	二二、八	一〇、七	一、〇	七、五	九〇、〇	

郵 便

本郡郵便局の創設は、遠く明治四年の事に係り、爾來増設して、現に六ヶ所の多きに至れり。かの鉄道、道路、船舶等と共に、本郡の交通を助け、通信を便にす。殊に鉄道電信の布設地にありては、尤も其利便の大なるを見る。郵便集配度數の尤も多きは、香登、片上、日生、三石、和氣の一日三回にして、之に次ぐを伊部伊里三國本莊村等の一部落の一日二回とし最も少きを其他の一日一回とす。其所轄及び集配等に關しては、左表に就き之を見るべし。尙明治四十年六月、一ヶ月間、和氣郵便局に於ける、郵便電信取扱表につきて、其一般を推知すべし。

郵 便 局

局名	位 置	開始年月	所轄町村名	一日集配度數	
香登	香登村大字 香登本	明治廿四年五月	鶴山村、香登村、 邑久郡國府村、	香登村内三回、邑 久郡行幸村長船、 福岡、八日市各二 回其他一回、	明治廿四年十二月廿日、建設 し、全年五月一日、郵便受取 所を開設し、全年十二月二十 日開局、爾後變遷なし。
片上	片上町大字 西片上	明治四年十二月	片上町、伊部村、 伊里村、	片上町内三回、伊 部村、伊里村大字 穗浪、大字関谷新	明治四年十二月四日、開始し、 全十五年八月十六日、爲替貯 金を開始し、全二十五年七月

日生	三石	三國
日生町大字	三石町大字 三石字關川	三國村大字 都留岐
明治廿九年十月	明治四年十二月	明治廿三年四月三國村、
日生町、福河村、 村大字寒河二回、 其他一回、	三石町、神根村、 英保村、	
田二回、其他一回、 日生町三回、大字 寒河二回、其他一 回、	三石町三回、神根 村英保村各々一回、	全村大字八塔寺二 回他は一回、
十日、外國郵便爲替を開始し、 全二十九年七月一日、小包郵 便を開始し、全三十四年三月 一日、電信を開始す。	明治九年より、宇、三本松、 三石停車場内に設く、全三十 四年現今の地に新築移轉せ り。以前は大字三石字宿、衣 笠六郎平の宅にて執務せり。	明治二十三年四月一日、和氣 郵便局區内三國村を割き て、本村大字都留岐字大股に 開局し都留岐郵便局と稱す。 明治三十年四月十六日、本村 大字加賀美字八塔寺へ移轉 し、三國郵便局と改稱す。明 治三十二年三月一日、貯金事

和氣	和氣	和氣
和氣町大字	和氣町大字	和氣町大字
明治七年十二月		
和氣町、熊山村、 本莊村、日笠村、 藤野村、山田村、 鹽田村		
市内和氣町三回、 市外本莊村尺所二 回、其他一回 集配度數、七等と なり配三度、明治 廿七年十月一日五 等となり五度、全 三十年七月十六日、 七等となり三度		
明治七年十二月十六日和氣村 六百一番地に開局、和氣郵便 局と稱す。全二十六年一月八 日、和氣五十一番地に移轉し、 全三十年四月一日和氣郵便電 信局と改稱し、全三十六年、 前名稱に復す。	務を開始し、全年十二月十六 日、爲替事務を開始し、全三 十三年七月一日、小包郵便取 扱を開始す。	明治七年十二月十六日和氣村 六百一番地に開局、和氣郵便 局と稱す。全二十六年一月八 日、和氣五十一番地に移轉し、 全三十年四月一日和氣郵便電 信局と改稱し、全三十六年、 前名稱に復す。

全年五月一日より、片上、澤原交換便を片上、澤原、都留岐と三方交換便となる。

全年六月一日より、和氣、片上間小線路により、持戻便開施す、二等速度。

全二十六年二月一日より片上澤原都岐交換便を廢止し片上、澤原交換便に改正、三等速度。

全日片上、和氣間、一身持戻便を片上、都留岐、交換便に改正三等速度。

全年四月一日より、和氣、倉敷間周匝局にて小線路二号交換便開施、往二等復二等速度。

全二十九年十月十九日、全上廢止。全年十月二十日より、和氣安來間、中線路順送便開施、一等速度。

小包遞送

明治二十六年六月一日鉄道小包受渡線開施。併し通常郵便物へ併送。

全二十九年七月一日、當局、片上間に小包郵便線路開施、片上、澤原交換便に併送す。

爲替

明治二十三年十月十六日、開施、全二十八年一月一日、外國爲替開施、全三十年五月二十五日、電報爲替開施。

貯金

明治十八年十一月一日開施。

電信事務

明治三十年四月一日開施。全外國電報取扱。

電信回数

明治三十年四月一日より、全三十一年三月十二日迄は岡山赤穂線、全三十一年三月十二日より赤穂、岡山停車場線に

一 電 信

山陽幹線

逓信省の所管にして、本郡に於ては、三石町大字船坂より、山陽鉄道に沿ひて西し、熊山村大字勢力より、吉井川鉄橋を経て、赤磐郡太田村大字二日市に入る。この中、遠く廣島・長崎に通ずるものあり。其取扱局は、和氣町、(明治三十年四月設置)、片上町(明治三十四年四月設置)、日生町(明治三十九年四月設置)、の三ヶ所にあり。日生町より和氣町に連絡せるものは、赤穂、上郡、和氣、片上、岡山に直通し、赤穂にて連絡取扱をなし、坂越、那波、岩見、網干に通ず。

二 電 話

イ 長距離電話線

逓信省の所管にして、本郡の南部を通し、香登村より國道に沿ひ、片上町、三石町を過ぎ、赤穂郡を経て、大坂に通ず。

ロ 鉄道電話

舊山陽鉄道株式會社の私設に係り、鉄道布設と共に開通せしものにして、鉄道線路に沿ひ、本郡を東西に貫通せり。其使用は鉄道専用の外、政府の命により、一般公衆電報の取扱をなす。本郡に於ける取扱所は、唯三石驛あるのみ。

ハ 警察電話

赤磐郡物理村瀬戸を過ぎ石生村原より、吉井川を渡りて本郡に入り、藤野村、英保村、三石町を経て、兵庫縣に入る。兵庫縣に於ては、那波にて他の警察署との連絡取扱をなす。本縣に於ては、和氣警察署に於て連絡取扱をなし、各縣と其通信を交換す。中央は岡山縣廳にて、連絡取扱をなす。中にも赤磐郡瀬戸、邑久郡邑久、上道郡西大寺の三警察署へは本郡警察署より直接交換をなす。

附 市 街 地

運輸交通、通信が人文の發達進歩上に密接の關係を有することは、既に此章の首に於て、記せる所にして、其便を得る所、從て人馬群集、百貨輻湊して人口稠密となり、遂に市街地を現出し、商工業の發達を見、また自然の理なり。本郡に於て市街地と稱すべきものを擧ぐれば、まづ和氣、片上、香登、三石、日生、伊部の六町村に指し届すべし。其繁盛を來せし所以に遡れば、皆其交通機關と、其關係を有せざるなし。日生の如きは寧ろ海により、三石片上伊部は國道により、三石と和氣とは、舊國道及山陽鐵道により、其發達を促されたりと謂ふを得べし。中にも片上は海洋により、和氣は河川の便によりて、負ふ所亦少しとせず。國道の往來衰へてより、沿道諸市の商業も、其運命を共にせる傾あり。而して三石、伊部は今日に於ては、其所産特有の原料及製作品によりて、商業よりも擧る工業を以て、益々發達せんとし、鉄道敷設以來和氣を始め

とし、停車場附近の地は、益々商業の發達を見んとする勢あり。之を要するに、市街地の商況も、其交通機關の活動如何に因て、盛衰すと關つべきなり。次に市街地の景況につき略述すべし。

○和氣町は津山往來に沿ひ、吉井川に臨み、郡内樞要の首邑にして、戸數三百四十餘、人口一千三百餘あり。郡役所、警察署、區裁判所出張所、郵便局、銀行、町役場あり。其他倉庫社會、運漕店等あり。對岸は赤磐郡にして吉井川沿岸の諸邑に通するを以て、和氣、赤磐の各村は、其需用供給を専ら此地に仰ぐもの多く、實に備作の物貨集散地たり。上流は津山及び倉敷に通すべく、下流は西大寺に達すべし。山陽鐵道和氣驛設置以來、水陸の交通、愈々便にして、貨車旅客の往來、頻繁なり。此地の重なる輸出品は、穀物、茶、生絲、薪炭等にして、石油、鹽、肥料、吳服、雜貨も輸入す。

○三石町は宿、關川の一團を本町に於ける人家稠密の場所となす。戸數二百五十餘、其多くは商業を營むものにして、傍ら農業を營むものと、農業を主とし、傍ら商業を營むものあり。而して販賣物の多くは、飲食物にして、間々吳服類、及荒物類を販賣す。此地は工業地にして、其の物産には、蠟石及白石あり。従前は各種の細工物に彫刻して、鬻ぎたりしが、其後、石筆を製造し、近時は其石質の耐火煉瓦の良材なることを發見し、盛に之を製造し、且つ「クレール」を製作して、製紙業の需用に供給する等、續々會社を設立し、工場を建築し、爲めに僻陬の山間にも、烟突の高く聳ゆるを見るに至れり。

三石顯示同行

關山陽

備後烟火窟遺蹟、馬鹿荒涼舊日囑、一穗青燈萬山底、與君擁被臥論文、

○片上町は國道に沿ひ、片上灣に臨み、一小市街をなす。戸數凡三百餘、古來より住民は、商業及び漁業に従事せり。數年前までは、本部の首邑にして、交通頻繁に、商賣活潑なりしも、明治二十四年、山陽鐵道布設以來、旅人の往來、貨物の聚散、漸く減少、昔日の繁華は、北進して和氣町に移れり。されども現時和船の坂神、及び蘇州地方に往復するあり。薪炭、米穀、雜貨の積出、石油、果物、乾物、肥料の積入をなし、且毎月數回、關山、西大寺等に荷車の便あり。魚市場は毎日之を開き、生魚の賣買をなすあり。今尙本郡中屈指の市街地たり。

○伊部村は國道に沿ひ、古來住民工業を營むもの多し。故に其の路傍の店頭にも、此の地の産物たる伊部焼を陳列せり。近時備前陶器株式會社等の起るあり、盛に煉瓦等を製造し、之を輸出販賣せり。三石町と共に、本部に於ける有名工業地たり。

○香登村に於て、大字香登本及び香登西の人家は、國道に沿ひて一小市街をなせり。居民商業を營み、傍ら農業をなすものあり。商店には荒物商、最も多く、酒、酢、醬油、烟草、藥種、吳服等を販賣す。此地の商業は、維新前に於ては、頗る盛況を呈し、物貨の聚散、頻繁なりしも、其後、世運の變遷より、商勢不活となり、殊に山陽鐵道敷設以來、商況愈不振となり、旅客を目的とせる旅館、飲食店は大に衰へたり。

株式會社	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行
株式會社	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行
株式會社	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行
株式會社	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行
株式會社	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行
株式會社	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行
株式會社	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行
株式會社	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行
株式會社	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行
株式會社	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行	和興銀行

諸會社、工場沿革及現況
一 三石耐火煉瓦株式會社

大字三石字三本松にあり。明治二十五年十二月の起業(創立者大坂市岩井文助三石村加藤忍九郎)にして、耐火煉瓦の製造を専らとし、年々貳百萬個以上を製出し、販路全國に涉り、製綱、製鏡、溶銅用築爐材料に用ひ、各々官私工場、燐炭セメント銷子製造等、渾て冶金金密工業工場の高熱を要する場所に缺く可からざるものなり。資本金拾萬圓、純益平均資本に對し年一割、職工百數拾名に及び、工場坪數七百四十坪、建物貳拾壹棟あり。

二 加藤耐火煉瓦製造所

大字三石宿にあり。明治二十七年二月設立(創立者三石村加藤孝治)三石製瓦合資會社と稱せしが、全三十年に至り、組織を變更し。日本耐火煉瓦株式會社と稱し、次に明治三十四年四月以後、現在の名稱となれり。資本金七千圓、職工四十餘人、工場坪數九百五十坪、耐火煉瓦の製造高、年々百五十萬個、販路は吳海軍諸官廠、九州地方諸會社、東京、大阪、神戸の諸工場、及諸鐵道會社の需要に應ずるもの多し。

三 大阪石筆合資會社三石出張所

大字三石字天盛館にあり。各種の原料採掘を營むものにして、明治三十七年七月創設(創立者大坂市岩井文助、山田茂兵衛、東京市橋本要衛、三石村加藤忍九郎)資本金五萬圓、純益年々壹萬圓、職工六十五名、其原料使用の方面は、製紙用クレイ、耐火煉瓦、石筆、石粉、坩堝、耐火セメントの材料にして、年々製出する種類及數量を上げれば、白石二百九十二萬九千三百貨以上、粘土二百四十萬二千二百九十九貨、石粉四十四萬六千二百貨余、白石筆一百四十八萬九千三百六十本余なり。此等諸原料の特徴とする所は、製紙用クレイ原料は、彼の粘土原料に異り、分子細微、光澤鮮麗なり。石筆として製する原料は、其質柔軟、分子密にして、石盤の傷かざるものと譽ぶ。

極細末なる石粉は、精米用として使用し、樹液を防ぎ、虫害を除き、殊に海外輸出米には、欠く可からざる

必需品にして、熱帯地方を通過するも、少しも臭氣を來さざるの特徴を具ふ。重なる販路及輸送先は、三石村の數個の會社、全郡伊部村の煉瓦會社、東京、神戸、靜岡、北海道、九州なり。通常汽車の便により、兵庫或は大坂に積送し、全地より汽船の便を以て、各地の需用者に送る。九州行は九州連絡輸送をなす。採掘地は會社所有の山林にして、(礫山の條参照)工場の如きは、大なる必要を認めず。現に使用せるものは百十七坪三合余なりと云ふ。

製紙用クレー原料としては、全國無比の良品と稱せられ、其製品の精良なる能く輸入を防遏し得て、近來盛に輸出をなすに至れり。又我國鉄工業の著しく進歩したる所以は、此等の原料に依て、製出せらるる耐火煉瓦の供給、不足なきに至りたるもの與つて力あり。世運の進歩に従ひ、其用途を擴張し、需用日に月に増加するの傾向あると共に、其供給を今一層増進せしむるの餘裕尙存せりと云ふ

四 三石クレー會社

資本金參萬圓、株券を募りて組織す。大字三石字宿にあり明治二十八年十二月万波忠治、池畑喜幸太二氏クレー賣捌口の調査利益目的等を確定し明治二十九年發起、認可指令を得、全三月一日賛成株募集を了り、創業總會を開き、重役を定めたり。當時の發起者は万波忠治、野吹秀太郎、北川親太郎、花岡雅太郎、池畑喜幸太、小郷菊太郎、大饗兵吉、片岡寛三、八代和平、坂本金彌、柳澤安太郎の十氏とす。

明治廿九年七月初旬、器械据付、工場建築の大半を了し、製造に着手し、數日にして未開の洪水に遭遇し、工場事務所の一部、製品用器殆ど流失す。爾來之が修理に努めたるを以て、製出高僅少にして従て利益甚だ

多きを見ず第一期利益の總額僅に四百四拾壹圓四拾四錢七厘なりしと雖も、爾來日々盛況を呈し最近の製造高及價格利益は左の如し

利益 明治三十五年下半年利益貳千貳百參拾五圓六拾七錢八厘

製造物 石粉の部 (三十五年下半年)

一、石粉 百三十万一千四百五十九磅

一、一等原料 二百五十五万二千磅

一、雜原料 八万八千磅

一、白粘土 五十三万四千六百六十磅

合計三百七十七万四千六百六十磅

製造物 クレーの部

一、特別、上等、別上、並、計百六十一万一千九百十磅

一、貳號クレー 計二十八万六百一磅

合計一百八十九万二千五百一十一磅

製品の販路

重なるものは全國の製紙會社殊に東京王子製紙會社、伊勢四日市製紙會社、神戸製紙會社、豊前小倉千壽製紙會社等にして、近年製品の精良なること、海外の輸入を防遏するのみならず、却て多大の輸出をなすに至

る。石粉は重に精米用に供せられ全国に及ぶ。

五 伊部陶器株式会社

一、位置 和氣郡伊部村大字伊部字西の山

一、敷地総坪数 四千八百坪

一、資本金 參萬圓

一、業務の種類 磁道用土管、水道用土管を製造す

一、原料 本村内田地の下層にある粘土を主とし、之に邑久郡磯の上にある黒色粘土を混用す

一、燃料 松割木及松葉

一、産額 一ヶ年平均凡貳萬圓

備前陶器株式会社

一、位置 和氣郡伊部村大字伊部

一、敷地坪数 五千八百二十六坪

一、資本金 六萬圓

一、産額 一ヶ年平均凡拾萬圓

一、原料

耐酸類及土管の原料は、主として古來伊部焼陶器として使用せる粘土にして、本村内至る所の田地の

下層にあり、之に邑久郡磯の上にある黒色粘土を混用す。其他は當地附近六七里より多量に産出せるものを并用す。其種類十二種とす。耐火煉瓦の原料たる各種の耐火粘土、及燧石は悉く本社附近に多量に産出し、其種類合せて二十七あり。主任技師は此の原料につき、常に精密なる試験を施し、其製品をして一定不變ならしめんとことを期圖せり。燧石煉瓦及建築用裝飾煉瓦の原料も亦、本社附近十數里内に撤布せりと雖、之のみを以て足れりとせず、西は九州より、東は海山兩道に亘り、踪跡至らざるなし。

一、燃料 松割木、松葉、石炭

一、業務の種類

土管、耐火煉瓦、建築用裝飾煉瓦類を製造す。其細目左の如し。

土管類

磁道用土管

水道用土管

溜池立桶用土管

耐酸耐鹽基土管

耐火土管

電話地下線用土管

其他各種變類

粘土製耐火煉瓦

燧石製耐火煉瓦

燧石煉瓦

耐火煉瓦類

耐火モルタル

ガノスターサンド

シルバーサンド(珪砂)

レトルト各種

敷瓦類

軒蛇腹類

壁用類

窓用類

柱頭用類

其他裝飾及化學工業用品

建築用裝飾煉瓦類

裝飾用

人造花崗煉瓦

有色素地煉瓦

白色裝飾煉瓦

有色素地煉瓦

白色素地煉瓦

有色釉煉瓦

白色釉煉瓦

六和氣銀行

注意、(伊部陶器製法沿革、并に陶工刻印等産物の章にあり併せ見るべし)

和氣町大字和氣にあり。明治二十九年八月の創業に係り、資本金拾萬圓なり。業務は証券の割引、及代金取立、送金、爲換、荷爲換、諸預り金、諸貸附金、官金及公金の取扱、保護預り、又は両換をなす。

明治二十九年一月五日、發起人會を開き、目録見書、及定款を決議し、全月三十一日、發起人河野靜太、久山泰三、岡崎善太郎、櫻井彌壽二、野吹秀太郎、長谷川可貞治、大藤輝太の七名より、大藏大臣に、發起認可申請書を提出し、三月二日認可を得、全月二十二日發起人會を開き、賛成株募集方法、其他重要な諸件を議定し、四月八日賛成募集を終れり。全月十四日に至り、創業總會を開き、定款を議決し、役員を選舉し、六月十七日に至り、設立認可の許可を得、第一回株金拂込をなさしり、八月一日より營業を開始せり。

明治三十年十月一日、片上支店を片上町大字西片上に置き、營業を開始す。全年十二月三日、株式會社二十二貯蓄銀行と、貯蓄預り金代理店の契約をなす。全年十二月八日、株式會社岡山縣農工銀行と同行株式第一回拂込金取扱の契約をなし、爾後繼續せり。

三十六年六月三十日迄に拂込みたる資本金七萬圓、未済のもの參萬圓なり。而して積立金を計算すれば、實に壹萬六千九百五拾圓にして、一株の賣買價格平均貳拾五圓なり。年々事業を擴張し盛況を呈するに至れり。

今左に明治三十六年六月末貸借對照表を示さん

第拾四期貸借對照表

資	産	額	負	債	額
貸	金	101,000.00	定期預	金	1,181,571.00
付	金		金		

益原の不受不施派(全町大輪山法皇寺の總起派)の奮闘の如き、我郡の宗教史の末段を飾るに足るべし。天台、真言二宗の如きも、其歴史の久しきに比して、また耳目を新にするものなく、黒住教も未だ一勢力をなすに至らず。其他、天理教の如きも、一時本郡各所に勃興せしかども、今や去つて其跡を留めず。之を要するに本郡に於ける宗教界も、今や睡眠期に属すと謂ふべし。豈に覺醒せしめて可ならんや。其地に於ける宗教熱の高低如何はやがて其地の精神生活の状態を察すべく、以て其地の人情の如何、風俗の如何をも伺ふべく、延いて其地の文野をも察すべしものなれば、この革新活動は一日も忽にすべからざるなり。今後、この混亂せる宗教界を統一し、動搖せる人心を收攬し、歸依渴仰の道をつくるは、新宗教の提唱せらるゝの日か、或は革命の大使命を帯びたる偉人の出現する日をまつの外ならんか。

今左に各宗派の信徒戸數を擧げ、その盛衰消長を知るの便に供す。(尙各宗の信徒戸數の詳細を知らんと欲せば、本章寺院表を見るべし。)

佛	真言宗	二七〇三
	眞宗	一五〇〇
教	日蓮宗	一一四〇
	天台宗	六八八
淨土宗	二	
計		六一三三

基督教	二二
-----	----

黒住教	三七六
-----	-----

(甲) 神社

我國古來敬神の念に富み尊祖の情に篤し故に本郡の如きも神社其數に乏しからず之が總數八十七にして其内縣社一、郷社六、村社八〇あり之を各町村別に記すれば熊山六、鶴山四、香登六伊部二、片上二伊里六日生三、福河三、三石三英保八、神根六、三國一〇日笠四、藤野五、本莊四、和氣一、山田五、摺田九となる其最も多きは三國村一〇にして尤も少きは和氣町一なり尙之を各町村に平均すれば其數四、七余の割合となる各社祭神の異なる者は仲哀天皇、應神天皇、神功皇后にして之に次ぎて天御中主命、素盞鳴尊、菅原道真を多しとす祭時は大抵春夏秋冬の三季にして中にも四月、五月、六月、九月、十月の五月間最も多し各社の什寶として此に記載せしものは其繁を避くる爲次章古文書、寶物等の條に之を記し茲に之を省けり讀者幸に兩章を參照あらんことを望む

社名	社格	位	置	祭神	祭日	創立年月日	社殿建立年月日
一 関谷神社	縣社	伊里村大字	池田芳烈公	四月二十五日	貞享三丙寅	明治九年五月	
二 大内神社	郷社	香登村大字	池田武藏守利隆 三左衛門輝政 大山 殿 木花咲耶姫命 大花咲耶姫命 大香山戸神	十月二十三日	不詳	元祿十六年二月十六日	

三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一
八幡宮	天津神社	正八幡宮	春日神社	荒日神社	金彦神社	天神社	天神社	天神社	八幡宮	伊勢神社	素盞鳴神社	熊野神社	大山祇神社
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	英保村大字	岩崎	全	永村大字吉	全	全	全	全	全	全	全	全	全
神功天皇皇后	天兒屋根命	菅原道真	天御中主命	彦火火出見命	天兒屋根命	素盞鳴命	金山彦命	菅原道真	全	天照大神	伊弉册尊	伊弉册尊	速玉命
十月十五日	九月廿四日	十月廿七日	五月廿三日	十月十五日	六月一日	十月三日	十月三日	十月三日	十月十五日	十月十七日	十月廿七日	十一月一日	十月廿二日
不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
不詳	弘化三年	不詳	元文四年	慶應二年	明治四年	享保九年	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳

二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七
天神社	福神社	天神社	住吉神社	春日神社	春日神社	富士神社	富士神社	八幡宮	石神社	石神社
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
伊里村大字	伊里村大字	伊里村大字	全	全	全	全	全	全	全	全
菅原道真	菅原道真	菅原道真	菅原道真	菅原道真	菅原道真	菅原道真	菅原道真	菅原道真	菅原道真	菅原道真
十月二十三日	七月八日	十一月三日	十月廿五日	九月十三日	九月十五日	九月十五日	九月十五日	九月十五日	九月十五日	九月十五日
不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳

七三	素盞鳴神社	全	笠	素盞鳴命	九月廿四日	不詳	不詳
七四	八幡宮	全	和氣町大字 益原	天照大神	十月六日	不詳	寛永元年十二月
七五	天之石門別神社	全	山田村大字 岩戸	春日太皇神	十月二日	不詳	明治三十年十月
七六	八幡宮	全	全村大字 矢田	菅原道真	十月二日	不詳	不詳
七七	八幡宮	全	全村大字 南	春日大神	十月八日	不詳	不詳
七八	八幡宮	全	全村大字 丸山	春日大神	十月九日	不詳	元文四年五月
七九	天津神社	全	全	春日大神	十月九日	不詳	不詳
八〇	御崎神社	全	全 徳田村大字 若木	春日大神	十月十四日	不詳	不詳
八一	八幡宮	全	全	春日大神	十月十五日	不詳	不詳
八二	素盞鳴神社	全	全 北山方	春日大神	十月九日	不詳	安政二年十一月

八三	天津神社	全	全	天御中主神	十月十六日	嘉吉二年	天保十五年十二月
八四	天津神社	全	全	全	十月一日	不詳	文久三年七月
八五	八幡宮	全	全	仲哀天皇	十月十二日	不詳	安政五年
八六	八幡宮	全	全 徳田村大字	仲哀天皇	十月八日	不詳	不詳
八七	天津神社	全	全	天御中主神	九月廿八日	不詳	不詳
八八	荒神社	全	全	素盞鳴命	十月四日	不詳	不詳

(附記 本表に掲載せるもの、中にて其由緒及び什費の詳ならざるものは次の由緒の條に之を省けり讀者之を諒せよ)

各町村神社の由緒及什費
一 熊山神社(本郡熊山山頂)

本社は元、神階從四位上、往古式外神社にして、備前國百二十八社の其一たる舊社たりしが、天平勝寶六年、唐僧鑑真和尚、聖武天皇の招に因りて入朝せし當時、最初の開基にして、帝釋山鎮山寺と號し、社内に等身の地藏菩薩の像を安置し、熊山地藏大權現と稱せり。以來神佛混淆して寺僧之を守護せしが、其後、享保年間に至りて、齋藤主池田氏、社領地高二十石、山林凡八町四面を寄附せり。維新の際、神佛引分の達令に因り、該地藏尊像は、本村藥王寺内へ遷坐し、明治四年六月、鎮山寺は復舊を命せられ、熊山神社と改稱し、舊觀

に復す。明治三十三年八月の暴風雨にて、社殿、末社、社務所等悉皆、破壊せしより、信徒相謀り、東奔西走、寄附を縣下に募り、明治三十五年、新に社殿を建築す。其費金凡壹千余圓なりき。信徒は本村大字奥吉原、赤嶺郡豊田村大字吉原に多く、備前國中大抵至る處として算信參詣せざるなし。

二八 幡宮 (全村大字勢力)

往昔勢力村大字大谷に鎮座ありて、大谷八幡宮と稱せしが、其後、安元二年、同地の字段に遷す。氏子區域は大字勢力及千駄なり。

三八 幡宮 (全村大字弓削)

往昔、熊山の山脈、字宮ヶ鼻の山上に鎮座ありしが、後正治元年現今の所に遷座す。氏子區域は大字弓削。及赤嶺郡太田村大字二日市とす。

四 御之米神社 (全村大字弓削)

大字弓削宮ヶ鼻熊山麓に在り。寺尾宗左衛門(現嘉今尚塚内に在り)及び其氏神八幡宮を合祀す。宗左衛門は豊太閤の旗本にて、千八百石を領せしが、大坂落城の節、戦に打負、上道郡笹岡村に住居せり。其後、兄弟此の地に落着し、社をたて、合祀し毎年六月十三日を祭日とし、三年毎に神樂を行ふを例とせり。此社前の石を以て疵、置物等を摩すれば、直に癒ゆとの傳説あり。里人之を試み、癒ゆる時は、自己の年數に倍する石數を以て之を賽す。

五 大内神社 (香登村大字香登本)

本社創立の年紀は詳ならずと雖、當國總社に於て、國司より國祭を行はれたる、百二十八社の一にして、其神名帳に正二位大内大明神とある舊社なり。原社地は本村内字向山に鎮座ありしを、何の時代よりか、今の地に移轉せり。中世は四社大明神、又は八幡宮と稱したるも、推新後、明治二年より大内神社と復稱せり。本社の社殿は元祿十六年二月の建築にして、構造高雅、今尚存せり。慶長年間に至り、領主小早川秀秋一たび之を没収し、寛永十一年、舊國山藩主池田光政より畑貳石四斗を寄附し、爾來池田氏嗣封代々、繼續社納したるも、明治二年より之を廢止せり。

什 賣

一 扁額堂面 本社舊神額四社大明神と形類記入し、長二尺八寸、横一尺五寸五分の板面なり

六 石長姫神社 (香登村大字香登西)

創立年代未詳なれども、社傳に花山天皇、寛和二丙戌年創立とあり。社記に北朝崇光帝、觀應二辛卯年、將軍足利尊氏、上東郡今邑久福岡城へ滯陣の時、本社殿改造ありし由、見たり。祭典式は十月二十三日、大祭齋曆九月十六日に執行し、同日早旦、赤飯十二膳、濁酒壹樽、醴酒壹桶、白米三升三合を獻供す。直會の式、畢りて、郷社大内神社へ神幸の儀式あり。往右の事は詳ならねども、明治維新の初まで、當國主池田家より、社領畑高八斗つ、の寄附ありたり。

什 賣

一 社記登册 (寛文六年五月吉日記録)

一 蘇神大書登帳 (元祿十年、處士香川秋田權之丞揮毫)

一 棟札登枚、

一 金幣登振、

七 天神社 (香登村大字大内)

祭神菅原道真にして、創立年代詳ならず。本社は明治十年五月、幣殿及び拜殿は全七年一月に、隨神門及び門は全卅一年五月に建築せり。

什 寶

一 棟札登枚、

一 鏡壹面、

一 金幣三振、

八 大瀧神社 (香登村大字大瀧山)

本社創立の由緒、詳ならずと雖も、當國総社神名帳に載する處によれば、從四位下大瀧大明神位の舊社にして、中世以降、山内大瀧山、福生寺の鎮守社とあり。僧徒之に奉仕したりしも、明治四年より、大瀧神社と復稱せり。

九 油瀧神社 (香登村大字大内)

本社の創建の年月詳ならず。中古より大瀧山福生寺寶壽院の受持なりしを、維新の後、神佛の混合を禁せしより、神祇の受持となりしも、社記傳説等なきを以て今之を知ること能はず。本社もと氏子と稱するもの、毎年正月十五日、禱屋式を執行す。禱屋租由書に文明年中より執行し來る由の記録あり。明和年間以後今日に至る迄の禱屋當番帳現存せり。又、天和三癸亥年寺院の書上に、上宮下宮氏子香登村にあり。祭禮節分、立春と見たり。

一〇 姫神社 (香登村大字大内)

由緒、前記油瀧神社と同じ、故に之を略す。

一一 宇佐八幡宮 (片上町大字西片上若林山)

延元元年、足利尊氏、九州多々良ヶ嶽合戦の時、軍兵大に疲る。因て宇佐八幡太神へ參籠し、武運を祈り一戰に勝利を得て、歸途、當所宇佐富田松山に初めて宇佐八幡宮を勧請す。後、應永元年、和鹿林山頂 (今若林と書す) に遷座す。其後、正保三年に至り、同山の山腹、即ち現在の所に遷座す。足利尊氏の歸依により、社領として神田五十餘町を寄進す。後、寛永十一年より維新の前まで、齋藤主池田氏より、毎年八石九斗九合を寄附せり。

足利尊氏の發願により、奉幣使を差遣し、祭典神幸を奉供せしか、後、右奉幣使差遣を中止し、每祭典に氏子中父母の存命せる十五歳以下の長男二名を撰み、頭人と稱し、拾万石の大名の格式を以て、奉幣使代理として、祭典を執行すること今尙變ることなし。維新前迄は、齋岡山齋主池田家より、神幸式齋固として、御徒士百附二人、御在番一人、足輕十人を出張せしめ、尙祭典毎に油一斗二升、注連竹五本、金若干を寄附せ

り。爾して祭典當日は、十萬石以下の大名は、此地を通過し得ざるを例となせり。

什 寶

- 一 縁起書 一卷 撰者及筆者共不詳
- 一 扁額 一個 筆者加茂社家甲斐守
- 一 板札 一個 應永元年和氣郡寺見村本朝友長并に新田庄總氏子
- 一 鏡 一面 裏銘天下一薩摩守家重作
- 一 鞍 一個
- 一 燈 一個
- 一切付

右四品、延元元年豐前守佐より勸請の時到來

一 春日作獅子頭 一個

右延元元年勸請の時到來

一 弓 一張

一 矢 二本

右元和三年、從僧長公岡山攝主池田家士安并家重拜領、貞享三年寄附、

一 二 惠美須神社(片上町大字西片上字内座海岸)

創立年代詳ならず。或曰天平年中と、始り大字西片上、千四百三十八番地、中村延三氏の邸内に(惠美須屋)ありしと、(年代不詳)現今の地に遷座せしなりと。右中村氏所藏の慶長年間、家屋敷賣渡証中に「但惠美須は此内にあり」とあり。福徳の神として參拜する者多し。殊に商人は中國は勿論、遠く大坂地方より參拜する者あり。

一 三 関谷神社(伊里村大字関谷新田字石屏内)

由緒教育関谷の條に掲載せり故に茲に之を略す。

一 四 石立神社(伊里村大字麻宇那字池田)

本社創立の際、大字麻宇那字北山に建設せんとし、社地開墾中、何より墜落し來れるにや、現社地に夜間、大石の忽然現出せるを以て、神慮此地を相せるとなし、更りて之に開墾せり。然るに夜間、又大石の現出せるを見る由て此大石を神石となし、之を囲みて社殿を造營し、岩藏神社と稱し祀れり。享保年間に至り。天照大神、建瓊瓊杵命、齋主命、天兒屋根命の四柱を合祀して、春日大明神と稱せり。然るに創立以來多くの年を閱せしを以て、社殿頽破に及びり。因て應永二年十二月、女住房大貳金剛子惠良、主唱して改造せしが、其後また幾多の屋漏を歴て、荒廢に及びしを以て、寛文七年五月、從四位上源光政、當神社は一國の尊神にして、万方の靈鎮なれば、其儘拾遺、可きに非すとて、稻川、西村、渡邊の諸氏に令して建造せしめ給ふ。以奉歴年久しく、大荒破に及びしを、元祿四月改築す。明治六年五月、郷社に列せられ、石立神社と改稱す。

什 寶

一神鏡

杉若筑後守藤原吉重鑄造

徑一尺三寸、裏面に松竹梅、鶴龜の模様あり。紋は橘にして、重疊一貫七百五十目あり。

一五 天神社(伊里村大字友延)

本社由緒詳ならず。もと、穂浪高座が鼻に鎮座ありしを、友延神岡山に遷宮し、七ヶ村の總社となれり。今は友延、伊里中、井田の氏神となれり。

一六 福神社(伊里村開谷新田字中性地)

本社當初は同所天神社の末社なりしが、天和二年、木谷村に遷り、後、元祿年間に至り、現今木谷の地に遷り、肥せしより、開谷新田村社として祀らる。

一七 天神社(伊里村大字木谷字着到)

本社當初、開谷新田(當時木谷村と稱す)に祀れるを、木谷村へ遷祀せり。元祿年間、福浦新田に勧請せしか、後故あつて、再び現今の木谷へ勧請せり。

一八 春日神社(日生村大字日生字宮小路)

往昔、本村御山の嶺に靈驗ありしを以て字宮谷に勧請せしを其後嘉吉年中、舊領主赤松氏、今の地に遷して、再建せしものなり。(故に御山に宮谷と云ふ字今に存せり)舊領主赤松氏、宇喜多氏、池田氏等代々尊崇深く境内除地神田社領、太刀等の奉納あり。降て、明治十七年四月、郷社に列せられ、大字日生の氏神となれり。

什 寶

一鏡 二面

一社 肥 一卷

一太刀 一口

一月 一張

一獅子 一對

一九 春日神社(日生村大字大多府字日出山)

舊領主池田綱政、本國邑久郡植松より勧請して、寶永四年に創立せり。爾來、池田家の崇敬厚く、其後、社殿の改築修繕等、悉く藩廳に於て之をなす。現今、大字大多府の氏神なり。

什 寶

一鏡 二面

二〇 八幡宮(福河村大字寒河字西の宮)

由緒不詳

什 寶

一鏡 一面 徑一尺、但無銘

一拍 一對

二一 富士神社（福河村大字寒河字東の宮）

由緒詳ならず。從來、富士權現宮と稱せしを、明治二年五月、富士神社と改稱せり。

什 寶

一鏡 一面 徑一尺但無銘

一狛 一對

二二 八幡宮（福河村大字福浦字脊戸山）

由緒不詳

什 寶

一鏡 一面

一狛 一對

二三 鏡石神社（三石村大字八木山字御影堂）

往昔、八木山村に淨慶と云へる者あり。佛像を作ること巧にして、之を以て業となし、親に仕へて至孝なり。當時の番侯池田輝政の聞く所となり、其行を嘉賞し、高六石を以て永代扶持とするの命を拜し、淨慶感激措く能はず。侯、薨去の後、僧となり此の地に産する白石を以て、侯の像を彫み、之を禮拜す。淨慶、終に臨み、其子に遺言し、僧となり神像を祭らしむ。子も亦、至孝なり。當時の藩主、芳烈公、其行を憫み、父の遺言なりと雖も、僧となりて子孫を斷絶せしむるに忍びず。然れども、父の遺言を捨つるは、孝子のなし能はざる所なれば、良法を授けんとて、宮を八木山中御影堂に建立し、其像を安置し、還俗して祭主たらしむ。是より先、慶長十七年十二月、輝政、田畠五段四畝歩を扶助しけるが、万治三年十月、再び光政より、田壹町壹反貳畝四歩、高拾參石七斗余を増加せられ、前後貳拾石を永代祭田として賜はる。境内高三三十丈余の岩石聳立し、溪谷に面する一方に、方貳間余の鏡石直立し、物影を止めて明かなり。社の名つけられたるもの、蓋し之に因る。本社梁行貳間三尺、桁行貳間五尺、構造凡て朱塗にして、屋根は檜皮葺なり。寛文十年、貞享二年、元祿十二年、正徳五年、享保十四年、元文四年、寶曆三年、同十四年、明和二年、嘉永五年、以後安政、文久の諸年、池田侯より屋根替、其他損所修繕の記録あり。拜殿梁行二間一尺、桁行三間二尺にして水門長一間一尺、神供所梁行貳間壹尺、桁行三間二尺あり。池田家建立の事なれば、丹朱の美麗なる。構造の堅固なる、今に至るも少しも變せず、人目を驚かすに足る。

什 寶

一劍 一振 池田綱政寄附

一弓 一張 箭目矢盛木 續矢貳本 池田恒之寄附

一狛 貳個 池田綱政寄附

一繪馬 貳個 池田綱政寄附

一金燈籠 四個 池田長明寄附

二四 三石神社（三石村大字三石字宿）

本社創立年月詳ならず。傳ふる處によれば、神功皇后三韓を征伐し給ふ時、御通過わらせられ、今社のある所の石上にて休憩わらせられし以來、此社内の石塊恰も子を孕むが如く、悉く他石を石中に包含するを以て孕石神と稱し、神牀は其の當時御腰をかけるせ給ひし石を以てすといふ。今も社内に往々この孕み石を拾ひ得べし。若し見なき婦女、之を拾ひて斬る時は、忽ち妊娠すといふ。されば近傍の戸々、悉く此石を貯へ以つて重寶とす。思ふに之れ只古俗の傳説に過ぎざらんか。

二五 八幡宮(三石村大字三石)

現に八幡山の鎮座せり。もと、本字の北山林中に在りしものなりといふ。境内古木鬱蒼、晝尚暗き深林なり。しが、明治二十一年、山陽鉄道開通以來、伐木して今は昔の神々しき様なし。明治二十三年八月二十七日、宇漣の南方に鬱然たる官林春日山より、春日神社を迎へて合祀せり。

什 寶

二六 天神社(英保村大字岩崎)

一棟札 四枚

二七 正八幡宮(英保村大字吉永中)

一棟札 四枚

二八 春日神社(英保村大字吉永中)

一棟札 二枚

一田樂板 一枚

二九 荒神社(英保村大字福滿)

一棟札 三枚

三〇 金彦神社(英保村大字金谷)

一棟札 三枚

一劍 二口(銘、助宗及清光)

三一 八幡宮(神根村大字高田)

一扁額 二個

一古伊部焼 二個

三二 伊勢神社(神根村大字今崎)

古老の口碑によれば、往昔、境内社前に周囲一丈二尺ばかりの檜樹の大木あり。此の大木に玉串并に神鏡掛りけるを、祭りしものなりといふ。後弘化二己年三月、神祇管領長上家、豐受大神宮の御分靈を申請して祭りしものなり。

三三 素盞鳴神社(神根村大字高田)

延享二年、疫疾流行せしにより、南谷村貳拾壹戸の人々、協力して社を建て、祭祀せしものなりと。今尙古老の口碑に存す。

三四 神根神社 (神根村大字神根本)

聖武天皇天平式、備前國神名帳、百貳拾八社之内、神根神社第三とあり。文德天皇、仁壽二年壬申、神根神社、神位叙二位とあり。延喜式、備前國貳拾六社之内、神根神社一座と所載あり。後鳥羽天皇、建久二年、源將軍賴朝卿、日本有名之神祠を、相州鶴ヶ岡に集祭す。神根神社は、其八拾社の内、八社にありといふ。後宇多天皇、弘安年間、及、後光明天皇、正保年間、備前國神名帳に正二位神根神社とあり。以て往古より有名之神社たることを知るべし。そのかみ社殿は神根村の内、字古美山といへる所に座ししと云ひ傳ふ。
(古美山は神美山なり昔のつまりたるなり) 神の坐す山なるを以て神根といふ。今の村名は之に因みて呼びなせるものなり。祭神は木花之佐久夜昆賣命なり。民部省圖帳曰、神根神社、祭神木花之佐久夜昆賣命、祭田貢、稻五拾八束有餘とあり。延喜式、神名帳、其他古書にも郷社神根神社、祭神は天邇岐志國邇岐志天津日高日子番能邇々蘇命、大皇后木花之佐久夜昆賣命也、相殿所祭八幡八神なりと記載せり。以て徵すべし。後一條天皇、治安二年壬戌三月、大役を加へ、以て今の社地に移せり。其社領如何を考ふるに、天正十八年十一月、備前宇喜多中納言秀家卿、家臣長船紀伊守、檢地の節、數度の神位記、神田、共悉く取り上ると云ひ傳へ、神位確たること相知れざれども、圖大曆に推據すれば、二位にして位田八町歩を存せらるといふ。(造殿儀式による)されば神根本の地面は大概、位田なりしならん。寛文六年、池田光政の寄附せし地面三町歩(神根本、小字を賜の河原といふ)享保十三申年九月、洪水の爲、流失、御朱印の文書は天明六年七月、社司の藏庫に於て焼失せり。全十年庚戌年、舊本藩主池田光政、神祠再建あり。其棟札及び寛文下文と稱し、神儒佛道に關する判木を寄附せられ、社務所に於て之を備前國中に分布すべしと命せられし判木、今尙存せり。明治五年壬申、郷社に列す。全年往古より社領二石九斗存在の所、之を廢せらる。全六年十一月、岡山藩知事池田章政、毎年新穀新醴酒を奉りしが、全十年に至りて止む。全年岡山藩知事より、特使を以て新年祭あり。純絹及糸を獻す。今日の社前凡ろ三町ばかりを隔て、小字、鳥の木と稱する地あり。その田中に平石の存するあり。往古鳥居のありし所なりといふ。故に鳥居の木といへり。又、凡五町程隔りたる所に、射場の元と云へるあり。是れ往古祭典の時、流鏑馬の神事を爲し、所なりといふ。以て古時の盛を想ふべし。

一、寛文十年、本社再建の棟札

山陽道備之前州和氣郡神根本村神根神社者、一國之符神勳萬方之靈鎮也、靈壇已歴星霜、殆及荒廢、賢君從四位上行少將源光政公、命度邊氏靈宮新成神主北川修理進藤原國貞奉遷、伏願上梁後、靈應日新神威、國振、國家泰寧、上下民子和樂云爾。
 寛文拾庚戌歲菊月吉辰

- 神主北川修理進 藤原國貞
- 氏子 神根本村
- 小坂屋村
- 山津田村
- 門田村

權現様の御意に、神儒佛ともに御用に成どの儀なり。神道は正直にして清浄なるを本とし、儒道は誠にして仁愛あるを尊ひ、佛道は無欲無我にして忍辱慈悲を行ひとす。三教ともに如此ならば、縦令教は品々あるも、世に害あるべからず。今時神道儒道は衰微なれば善惡の見るべきなし。佛法は大に盛んなれども、坊主たるもの多くは、有欲有我にして、慳貪邪見なり。己が不律破戒のいひわけには、各我ごとき凡夫は善行をなす事ならず、慾惡なりし故、阿彌陀を頼て極樂往生す、題目多く唱ふれば成佛すといふ。是人に惡を教ふるなり。自今以後、如此の邪法を説て人心をうごこさひ、風俗を亂すべからざる事。何と傳へ誤り候や、國中の佛者迷惑におよひ候よし、國中に住者は、國主一人を頼居候へば、何者によらず我育へさるものや、惡敷者ども、今迄教なくして惡敷は我誤りなり。彼を惡むべからず。今の佛法の教は、權現様の御用に成と、御意の佛法にはあらず。今のことくならば、必破却な仕るべく候。縦令本と善ども時に當りて害あらば、其害をば除かて叶さる儀なり。今の佛法の迷ひを悟り、神道の正直、儒學の大道に越んと思ふものは、心次第たがべし。しかれども心術躬行に善り候ものなれ、左もなくて法計り替る様なる事は甚惡し、坊主の流涙不仕儀可申付事。

一夫耕さざれば、國其飢を受け、一婦芋しざれば、國其寒を受くと聞く。比丘比丘尼の多きは國民を飢寒せしむる本なれば、非を悟り還俗するものには、すぎわひを與ふべき事。

出家の中、或は老人、或は病人、或は無才文盲なるものは、取分不便の事なり、惣て坊主たるもの、邪法をだになすは、墓守と心得て養ひ置くべき事、付ては愚痴の僧俗を進りて、愈に佛法を講り、神儒に入る事なかれ。己ぞ知ありて善惡を見知り、邪を捨て正に越く者を免し候へば、今比は心なきものをも無理に進るのよし、甚以て無用の事也。君子は不言にして、徳を以て人を導くと聞く。言語を用ゆるは末なること。

神道は正直を先とし、儒道は誠を本とす。誠なる時は明かなり。明かなる時は正直なり。我民たらん者は、心に誠を立迷ひをはらし、正直を失ふことなかれ。心だに能くば、縦令位牌五倫は佛氏の流れたりども可なり、時節あるべきものなり。心もしらで事のみ儒者の尊ひをなさば、是又名の違ひたる佛者なるべき事。

社家佛者に替りて、者をなすべからず。不測の神道に背いて、猥りに祈禱をなし、人の財を破るべからざる事。

國中山林荒、材木薪木不自由の間、富なる町人百姓猥りに作事すべからず。堂寺を新らしく建直すべからず。破損せば其儘にて修理を加へ、或はた、みてかくすべき事。

神儒の辨へあるものは、格別なり。さもなきものは、猥りに寺を捨つべからず。今迄の寺を構へ、坊主を養ひ置くべし。縦令辨へありども、墓所於有之は、今迄遺し來しものは遺すべし。者を助くる事なくば可なり。

神儒と尊ぶ者も、誠を先にして事を後にすべし。喪祭の儀は、せんせに以起すべし。心より従ざる者は佛

者の法を用ゐて可なり。人死して魂氣は本より天にあり、魄は地に歸す理の常也。速に朽なんが勝れり。しかれども孝子の情は親の跡を俄に土に近付に忍びず。是以てしばらくおもふものなり。墓祭神道の印に分限有之者は、のしに燒盥を悉へ、夫も及かたきものは鏝か田作かを菓子の上に加ふるとも可なり。祭の膳と其家にして朝夕用る物に念を入る、とか、或は親の生て居られたるは如此して振舞へさと思ふ程にして可なり。喪は別をなけくのかなしを本とし、祭は如此の儀を本とす。天地の道は易簡なり、事六ヶ敷は大道にあらず。人の跡になすますとも、時所位を知るべきものなり。」

○孝昭天皇臨行の時、神根村溪流以紅葉樹爲橋、帝名曰紅葉川、今猶存其名、帝亦賦國
什一以詠其境一什曰（水州學堂所載）

阿波迦能、加美泥勢登紀氣、曾麻夜麻邇、美夜岐那良泥村、許々呂斐加琉々、

○神根道中（寂室）寂室

怪石奇岩碧澗流、白雲紅樹夕陽秋、吳山楚水曾行徧、清興何如此勝遊、

大同方云、和氣藥、又神根藥、備前國和氣郡領、和氣臣飯成等之所傳、元者少彦名神方也、諸瘡濕毒、筋骨疼痛有効、又云美谷久須利、備前國和氣飯成之家方也。

三五 澗谷神社（三國村大字多麻字宮）

本社はもと澗谷東畑兩村の間に在る中山に所祭の大已貴命、少彦名命、事代主命、三柱の神の社を創立して

澗大明神と稱す。明治元年、神祇事務局達により澗谷神社と改稱し、同五年、村社に列す。

什 賣

一枚札 二枚

三六 八幡宮（三國村大字加賀美字下畑）

舊領主宇喜多氏、殊に八幡宮を崇敬し、社領現米三斗八升二合を寄附し、年々祭典費に供す。明治四年、社領を沒收し、同五年、村社に列す。

什 賣

一枚札 一枚

三七 日吉神社（三國村大字加賀美字八塔寺）

人皇第四十六代、聖武天皇の勅願により、神龜五年、八塔寺創立の際と同時の創立たり。其後、元暦年中、源賴朝の建立になれりといふ。寛文六年、舊藩主池田光政、神佛を分離せしにより、本社は神祇の掌る所となる。寶永二年より現米五斗五升六合を寄附せらる。同四年、池田綱政再建あり。明治元年、日吉神社と稱す。同四年、社領沒收、同五年、村社に列す。

什 賣

一枚札 二枚

三八 日吉神社（三國村大字加賀美字西畑）

此地八塔寺をよる一里餘、老幼の參拜困難なり。因て氏神と分社し、山王宮と稱す。明治元年、日吉神社と稱す、同五年、村社に列す。

什 寶

一枚札 一枚

三九 山神社 (三國村大字加賀美字城畑)

此地山谷にして、鳥獸常に耕作を害す。因て此山神を鎮祭して、守護神となす。明治五年、村社に列す。

什 寶

一枚札 一枚

四〇 熊野神社 (三國村大字都留岐字大股)

舊號王子權現といふ。享保年中、末社山神荒神の両社を、本社相殿に奉祭す。明治元年、熊野神社と號し、同五年、村社に列す。

什 寶

一枚札 二枚

四一 熊野神社 (三國村大字都留岐字大藤)

舊號を王子權現と稱す。明治元年、熊野神社と稱す。同五年、村社に列す。

什 寶

一枚札 二枚

四二 岩戸神社 (三國村大字加賀美字下畑)

往古、天照大神の大庭、大樹の枝にか、れり。因て其樹下に祠宇を創立して大麻を安置し、七柱の神を奉祀し、岩戸七社と稱す。明治五年、村社に列す。

什 寶

一枚札 一枚

四三 長田神社 (日笠村大字日笠下字青樫山)

本社創立の由緒、詳ならずと雖も、本國總社神名帳に長田神社とあり。備前神名帳所載百二十八社の一なり。中古に至り、宇佐八幡宮を勧請して配祀し、爾來八幡宮と稱せしが、明治維新の頃、長田神社と復稱せり。寛文年中より明治維新の際まで、社領として畑高五石壹斗を舊岡山藩主池田家代々より受領せり。

什 寶

一鏡 一具、

一金幣 一個、

四四 由加神社 (藤野村大字大田原字西窪)

本社は元、由加大明神と稱し、素盞鳴命、豐受大神の二神を合祀せるものなり。初、和氣郡野吉村方の上山(今の神上山)に方の山八幡宮と云ふあり。傳へ云ふこの社は天平勝寶八年丙申八月、孝謙天皇、聖武天皇の

遺詔を以て報恩大師等に勅し勸請せしめられたるものなりと。然るにこの方の上山は、高山のことなれば暴風雨のため、社殿再三轉覆せしにより、延暦九年、時の國造、和氣清麻呂方の上八幡宮を當社に合併せられ、同時に本社殿も再建せられたり。合祭の後は由加八幡宮とも稱し、又、方の上八幡宮とも稱す。此の時、又清麻呂の祖先、弟彥王命（垂仁天皇の皇子、鐸石別命三世の孫也）を配祀したり。元弘三年、赤松圓心、官軍となりし時、本社に參籠し、丹誠を抽んで祈願し、擁護を得て益尊崇し、武器及陣太鼓等を奉納し、其祖、從三位秀房の靈（村上天皇第七の皇子、具平親王の後孫、天仁年中、下向播磨國司たり。天永三年正月三日、當社の靈夢に因りて、同國赤松庄に城を築き、神託を表し白旗城と号し、氏を赤松と稱す。子孫累世當社を崇尊すと云へり）を配祭す。其後、子赤松則祐も亦、同トく尊崇し、祈願寶賽の爲め、社殿を山上（今上の宮山）より、現今の所に遷し、側ら神功皇后を宇佐の宮より勸請したりと云ふ。

什 寶

一神功皇后御草履 一足
神功皇后、三韓御征伐の時、御用ひあらせられたるものなりと云ふ。表は藁の類、裏は藁板入れにして、前緒損失す。元は豐前國宇佐の宮、神庫中の寶器たりしを、建武四年丁丑十一月、播備作の大守赤松則祐、祈願加護を奉賽して、當社の側に神功皇后の社を建築し、此の品を宇佐宮より乞請して、奉納したるものなり。
一神功皇后靈齋齋筭に所藏の圓石
由來前全斷

一神功皇后の御鏡、一領

傳に神功皇后、三韓征伐の時、御着用の鏡といふ。鏡具類、落損して詳ならず。綿咬一方損失、殘存せる部分も破壊、草摺十二間六下中札総て黒塗鐵草取交、威糸花色か、胴より草摺に至り、澁布絹布二重家地を用ひ、裝の板迄綴り付、耳通り葛蒲草にて惣縁取廻す、同袖右歐の冠板短少、五枚割蝶番、黒札七段、裝紐花色、糸毛曳威隨手格子鎖小篠菱鏡等綴入、胸先花紋鉄物一つ宛、家地同様、紺澁布二重縁廻り葛蒲草、凡て輕略を主とせしものによ、手巾を用ひず。箱は草真木の白木平面一尺七寸、横一尺三寸五分、高八寸六分、蓋の上面に雙六局目を彫刻せり。帷幕中軍勢を擬せしものならん。蓋の裏面は、料理の生繪板に用ひしものか、庖刀の刻目あり。建武四年十一月、赤松則祐奉賽の爲め奉納す。

○附記、右の文によれば神功皇后時代の鏡とは其製作を異にす。恐らくは後世のものなるを、傳説の誤りにはあらざるか、疑を存す置く。

一赤松則祐の甲冑 一具

建武四年丁丑十一月二日、播備作の大守赤松則祐の奉納に係る。冑下地張桃形、黒塗浮張に澁布廻り、刺綴并緒損落、頬當烈勢黒塗植毛損落、澁掛一文字黒塗三下素掛威狼頰朱塗澁掛飲、胴下地中札草包、佛胴總地黒塗、胸肩雲形金蒔繪、胴前鱧龍あしらひ、千鳥各金蒔繪、胴後に赤き松樹を畫く、細絞胸手共、黒地に草花の金蒔繪、裏張馬革黒塗草摺六間四下一文字頭、但前二間板黒塗、朱不毛曳裝の板各草花の彩色あり。立襟欠綿咬結紐綴占金物損落せり。

一馬具 一具

五百十

文和二年正月十二日、新田庄地頭、兒玉因幡守爲氏奉納、鞍朱塗敷、兩輪銀梨子地塗敷、詳ならず。團扇の金紋あり。磁障泥等損失し詳ならず。其他殘存も損失多し。鏡壞損、象眼等不詳、但鳩胸に一〇、此紋幽かに認むべし。轡擲輪嘴先等甚しく損壞多し。

一征矢 十六本

永祿十一年八月十八日、和氣郡曾根城主明石久兵衛尉景行、(浦上宗景の老臣)金燈籠(今はなし)一對と共に奉納したるものなり。羽中各銘あり。

四五 八幡宮(本莊村大字大中山字次笠)

本社は寛文年間まで、寺院の受持なりしが、其受持寺院再三火災に罹り、爲めに傳記等悉く焼失せしを以て、其由緒詳ならずと雖も、天平年間、熊山麓に開基せる中山寺(現今退轉)と全時の創立にして、爾來該寺の一院たる珠梅院の受持となりしが、寛文中、其受持寺院廢滅に歸し、院主能勢文之助、還俗して神職となり、専ら神明に奉仕せり。是れ現今の社掌、能勢正勝六代の祖なりといふ。寛文中より、明治維新前迄は、舊岡山藩主池田家より、社領畑壹石貳斗を受領せり、慶長十七年、池田家より社領七斗四升寄附ありしも、明治四年廢せられたり。

什 寶

一篇 額 一面 天平年中、聖武天皇の御宸筆にして、本社創立の際奉納ありしものと云ひ傳ふ。

一棟 札

寛文元年、終秋、大工邑久郡牛窓紺浦藤原朝臣朝家大藏孫作

享保元年九月、大工邑久郡鹿忍村京御屋敷若狹流夕付作助、

四六 水行谷神社(本莊村大字大中山字瀧の口)

本社は往昔より寛文年間まで寺院の受持なりしが、受持寺院再三火災に罹り、爲に傳記等悉く焼失せるを以て、其由緒を詳にせずと雖も、本國總社神明帳に水行谷神社とあり。山本本に正五位下水行谷明神と記載せる當國の舊社百二十八社の一なり。本社は水引の瀑布の下流澄々たる溪谷の邊に鎮座す。依りて水引谷神社と稱す。中古、本社を水引谷神社、又は水引大明神と稱せしことあり。古老の口碑によれば、水引の瀑布に接近せるを以て、世人水引の宮と稱せしより起りしならんか。然らざれば、引と行との誤書より呼びなせしものならんかといふ。

什 寶

一棟 札 三枚

寛文八年七月、大工邑久郡宿毛村清三郎

元文四年十月、大工邑久郡南田村水昌多兵衛

明和四年十一月、大工邑久郡下山田村幸七

四七 素盞鳴神社(本莊村大字次笠字平松)

本社もと牛頭天王宮と稱せしが、明治二年、改号せり。往古、降居の宮と稱し、本郡大田原村西窪由加神社の

降殿たり。永正元年までは、由加神社祭禮の節、同神輿、當社へ渡御ありて、駒玖羅部、矢夫佐目等の神事あり。其後詳ならず。寛文の頃、池田新太郎光政天守屋機命を相殿に合祭し、社殿の造營あり。其後本村の内、字平松、同稻坪の人民、共力修繕して今に至る。

四八 天之石門別神社(山田村大字岩戸)

本社創立の由緒、詳ならず。往古字天神山嶺上に鎮座あり。單に天津社と稱し、本村岩戸、田土、矢田の内、龍が鼻等の産生神にして、備前國總社神名帳に、天石門別神社とあり。山本本に、正五位下天石門別明神と記載せる當國舊社百十八社の一なり。天文二年、領主浦上遠江守宗景、此の所に城砦を築かんとし、遂に山嶺の神社を西南の山麓、即ち現在の所に遷座せり。爾來單に天社と稱せしか、明治維新の際に至り、現在の名に復稱せり。寛文中より、明治維新の頃迄、社領として畑高七斗を、舊國山藩主池田家代々より受領せり。

什 寶

一神石 二個 重量一は貳百五拾目、他は三百五拾目あり。傳來の由緒、詳ならず。
一棟札 二枚 寶曆九年四月、及安永九年四月とあり。人名等不詳。

四九 八幡宮(山田村大字南山方字新宮)

寛文六年、南山方惣右衛門、又右衛門の二氏、首唱して村民と謀り、南山方字八木尾の地に、新に社殿を造營し、全年二月十五日を以て、矢田村八幡宮より神靈を迎へ、南山方氏神として奉祀し、神職北山方、金田

三郎右衛門をして、神明に奉祀せしむ。元文四年五月三日、南山方新宮の地を相し、也に社殿を造營し、此に奉遷す。寛政二年九月十六日、社殿を改築す。現今の社殿即ち是なり。

五〇 御崎神社(鹽田村大字若木字西の谷)

本社はもと大字若木字林谷の地に奉祀しありしが、明治十年^{月日不詳}現今の地に遷祀せり。

五一 素盞鳴神社(鹽田村大字北山方字金田)

天長二己巳年九月九日、金田正時なる者、出雲國より神魂を竹馬に奉して、現今の地に勧請す。是れ本社に竹馬天王宮(初め竹馬天王宮と稱し、中世牛頭天王宮と改稱し、明治二年更に現今の名に改む)の稱ある所以にして、其竹を社地の西方數町、大久保の地に投棄せしに、自然に生育して、千有余年間數株のみ増殖なく、連綿として生育し、今尙絶ゆる。毎年勧請記念日、九月九日を以て祭日とす。元祿年間、火災に罹り舊祀棟札等悉く焼失して、沿革考證すべからざるに至れり。再建年月不詳、正徳五乙未年五月、葺替をなす。文政七年九月九日、本社創立一千年に相當するを以て、一千年祭の祝典を舉行せり。安政二年霜月十二日、社殿を改築す。現今の社殿即ち是なり。

五二 天津神社(鹽田村大字北山方字畑)

嘉吉二年、新に地を山方村字畑園(世に明現山といふ)の頂に相し、社殿を造營して、明現宮(夕日明現といふ)と稱す。永正六年己三月、社殿を改築す。爾來凡百年間、恰も戰國時代に際し、社殿荒廢、豪族此地に壘砦を設けて據守せしといふ。今尙舊墟を存し、且、台場石と稱する巨石あり。其年代、沿革等詳な

らず。慶長十七年十月、北山方の住人、高原四郎兵衛、法久氏人等と謀り、資財を抛ちて社殿を再興す。天保十五年辰十二月九日、社殿を改築す。現今の社殿、即ち是れなり。

(乙) 寺院及教會

本郡の佛刹は、多く奈良朝、及び、徳川時代に創立されしものなり。按ずるに、當時、佛教興隆の餘波を受け、爲に建立されしものにして、其の數、實に六拾有餘の多きに達せしも、時勢の變遷と共に、荒廢に歸せしもの多く、現時三十の寺院を存せり。之を各町村別にすれば、

- 熊山 一、香登 一、伊部 二、片上 四、
- 伊里 四、日生 二、福河 二、三石 二、
- 英保 二、三國 三、日笠 一、藤野 二、
- 本莊 一、和氣 二、山田 一、

にして、更に之を宗派別にすれば、天台宗 四、真言宗 一三、日蓮宗 六、淨土宗 一、

真宗 六、

教會と稱すべきものは、四ヶ所にありて、黒住教に屬するもの三、日本組合教會に屬するもの一なり。尙、詳

しくは別表に就きて見るべし。

一、寺院表

名	稱	位	置	宗派	創立年月	建立年月	信徒戸數
帝釋山	靈王寺	全	熊山村大字奥吉原	天台宗山門派	天平勝寶年間	不詳	八〇
東光山	羅生寺	全	香登村大字大内	真言宗	全	嘉吉年間	六一〇
大瀧山	長法寺	全	伊部村大字伊部	真言宗	全	不詳	八九
小幡山	妙國寺	全	村大字浦伊部	日蓮宗	永長年間	明和四年十一月	二〇〇
淨光山	眞光寺	全	片上町大字西片上	眞言宗	天平年間	慶長年間	三五五
御瀧山	正覺寺	全	全	眞宗(本願寺派)	明應七年三月	不詳	一三〇
常照山	法鏡寺	全	全	日蓮宗一致派	文和元年	不詳	六〇
潮音山	大長寺	全	伊里村大字番山	淨土宗	不詳	明和年間	二
日光山	正樂寺	全	伊里村大字番山	眞言宗	天平勝寶年間	寶永年間	三二〇
虎溪山	多關寺	全	村大字穂浪	眞言宗	永享二年	不詳	一八〇
清瀧山	雙園寺	全	全	眞言宗	天平十七年	全	一七〇
鳴瀧山	淨光寺	全	伊里村大字伊里中	眞言宗	元龜四年六月	慶長十九年	一五〇
懸高山	西念寺	全	日生村大字日生	眞言宗	天正年間	寛政二年	二五〇
日生山	正福寺	全	全	眞言宗	不詳	元和元年	一一六
西願寺	全	福河村大字壺河	眞言宗	文龜三年	享保四年八月	六〇〇	
放香山	法光寺	全	村大字福浦	眞言宗	永和二年	明治三十三年五月	二五〇

日光山光明寺	三石村大字三石	眞言宗	延寶年間	不詳	一八〇
經納山西方寺	全	眞言宗	元和元年	不詳	一一〇
松尾山橋本寺	英保村大字南方	眞言宗	不詳	天正年間	二〇〇
寶生山金谷寺	全 村大字金谷	全	元祿年間	元祿年間	一一〇
照境山八塔寺	三國村大字加賀美	天台宗山門派	神龜五年	明治三十年四月	八
高野山明王院	全	眞言宗	全	天保十一年十一月	二一七
高野山寶壽院	全	眞言宗	全	天保三年	七六
常立山長泉寺	日笠村大字日笠上	日蓮宗	天正年間	元祿年間	二〇〇
照光山安養寺	藤野村大字泉	天台宗山門派	天平勝寶年間	天正年間	四五〇
福昌山寶成寺	全 村大字藤野	日蓮宗	天正五年二月	元祿十四年	一五〇
金剛山善養寺	本莊村大字大中山	眞言宗	天平年中	不詳	七〇
豐昌山本成寺	和氣町大字和氣	日蓮宗	慶長六年十二月	慶長六年十二月	二三〇
大樹山法泉寺	全 村大字益原	日蓮宗	不詳	明治十一年十二月	四〇〇
杉澤山長樂寺	山田村大字田土	天台宗山門派	天平勝寶年間	享保六年三月	一五〇

二、教會

名	稱	位	置	宗	派	創立年月	建設年月	信徒戸數
香登黒住説教所	香登村大字香登本	全	村大字香登本	黒住教	日本組合教會	明治十五年	明治十八年四月	一五〇
香登基督教會	全 村大字香登本	全	村大字香登本	日本組合教會	日本組合教會	明治廿年五月	明治三十三年十月	二二二
黒住教説法説教所	伊里村大字穂浪	全	村大字穂浪	黒住教	黒住教	明治廿五年五月	全 上	一〇〇

黒住教衣笠教會所

本莊村大字衣笠

黒住教

明治廿五年五月

全 上

一二六

附記、右表中信徒戸數は明治四十二年七月の調査なり。

大漣山福生寺の信徒戸數は總數を擧げしものにして其内譯は福壽院二百戸、實相院百二十戸、西法院百五十戸、中道院百三十戸、西明院百戸、寶光院三十戸なり。

御漣山眞光寺の信徒戸數内譯は、自性院百七十戸、華藏院百八十五戸なり。

一、各寺院山緒、及び什寶

一 帝釋山靈山寺

本郡熊山山頂にあり。本寺は、元、天台宗金山寺の末寺にして、聖武天皇の御宇、天平勝寶六年、唐僧鑑真和尚、天皇の敕を奉して來朝し、日本五ヶ所に戒壇を築き、四分律宗を弘通せし、其の一にして、方四間の石壇、今、尚、其の舊形を存せり。其の後、等身の地藏菩薩の尊像を、山頂に安置して、智明大權現と號し、牛馬安全の守護神として、大に國民の尊崇する所となり、山中の勝景と共に、繁榮を極めたりしが、星移り、物換り、中世一時は衰退せしを、金山寺圓忠法印、力を盡し、宰相忠雄公に訴へ、社領二十石、及び山林八町四面を賜り、國中一般に配札することを免されたり。斯くて、創立以來、連續として、一千四百有餘年の星霜を経て、明治初年に至り、神佛判然の際、時の住僧、今の(寶生院住職信敬師)復讐を命せられんとするに先ち、靈山寺を退職し、奥吉原神官竹内秀廣を以て、熊山神社の司奉となし、其の後、行本治部之を受け、現今の近藤立臣、神官となるに至り。

附記、本寺は現今、神社と變格せるものなるを以て、神社の章に於て記載せり。然れども古昔の寺院として、由緒正しく、且、東光山藥王寺以下、數寺との關係尤も深きものあるを以て、茲に之を再録せり。但し、神社の數に加へしを以て、寺院の總數中より之を省けり。讀者之を諒せよ。

二 東光山藥王寺 (本尊藥師如來)

熊山村大字奥吉原の西方に在り。唐僧、鑑真和尚の開基にして、天平勝寶年中の創立たり。熊山權現の別當、帝釋山靈山寺の檀家葬祭等のために、設くる所の支坊なるを以て、別に寺號を稱へず。後、享保十一年に至り、檀家の懇請により、金山寺の僧、盛教律師を招聘し、始めて寺號を立て、東光山藥王寺と稱し、金山寺の直末となる。

三 大滝山禪生寺

香登村大字大内に在り。眞言宗紀伊國高野山西南院の末派にして、天平勝寶年間僧鑑眞の開基に係る天長五年、備前聖四町六段、爲大滝寺田、と類聚國史(卷之百)に見ゆ、以て往古より名刹たりしを知るべし。舊岡山藩主池田家より、寺領として五十石を給されし所、維新の際に至り、寺中境内を除くの外、悉く上地となり。

其建物の現存せるもの本堂、經堂、十五堂、仁王門、大師堂、釋迦堂、三重塔(爲吉年間建)あり、もと西明院(名主)に隸屬するもの本明院、願慶坊、寶相院、圓藏院、西法院、寶壽院、中道院、圓光院、吉祥院、寶光院、寶生院、福壽院、大聖院、窪之坊の十五ヶ寺ありしが、漸次荒廢して、現今西法院、寶相院、福壽院の

三ヶ寺を存するのみ。

四 小幡山長法寺

伊部村大字伊部字下松に在り。眞言宗高野山西南院の末派にして、第四十二代孝謙天皇の天平勝寶二年に、唐僧鑑眞の開基に係り、報恩大師、敕を奉りて、七堂伽藍及び十三ヶ寺を造營せり。寛文中までは、本堂、仁王門、釋迦堂、大師堂、經堂、鐘堂、十王堂、本坊、法泉坊、中藏坊、法藏坊、北ノ坊、谷ノ坊、東泉坊、光明坊、西光院、大乘院、慈心院等輪奐の美を盡し、殊に至尊(鳥羽)の勅願所として、關西有數の靈場たり。文祿四年十二月、豊臣家より寺領三十石を領せり。寛文二年の頃に至りて、堂宇廢頽して、唯中藏、光明、大乘、慈心の四院を存するのみとなれり。同年八月より、當藩主池田公より、二十一石九斗四升九合を拜領せしが、維新に及び、寺連日に非にして、前記四院も亦、廢頽に歸し、さしも宏大なりし長法寺も、こゝに至りて、六堂伽藍十二ヶ寺は、全く壞頽して、只現存の一堂宇となり、空しくろの名残を存するのみとなれり。

什 寶 (古文書寶物の卒に記す)

附記、以上、樂王寺、福生寺、長法寺及び熊山靈仙寺等を開基せし鑑眞は、聖武の朝に唐より來れる僧にして、大和の唐招提寺を開き、供料として備前國田地十三町を充てたること、類聚國史に見ゆ。されば此等の寺は當時寺田所在の地に起されたる別院にして、戒法學得の道場となし、ものなるべし。

五 淨光山妙國寺

伊部村大字浦伊部字北田井山の南麓に在り。日蓮宗に屬す。堀河帝の永長中、播磨源氏多田滿仲五代の孫多

田明國(大日本史に明國の名あり、下野守と稱し、掃部に居る)の建立する所にして、円覺僧正の開基に係り、多田山明國寺と号し、天台眞言の兩部を兼ねしが、星移り物變り、北朝光嚴院の貞治五年丙午、大圓院日傳なる僧、日蓮宗を西海に弘めんと欲し、途次此の寺を過ぐ。寺僧大に其徳に歸依し、これより日蓮宗となる。現存せる本堂は、明和四年十一月、客殿は元祿十四年十月、書院并に庫裏は、寶曆五年十月、鐘堂及び土藏は、寶曆十四年四月の建設に係るといふ。

六 御池山眞光寺(本尊大日如來)

片上町大字西片上字寺脇に在り。天平年中、行基菩薩の開基にして、當時報恩大師、孝謙天皇の勅を奉りて、當國に四十八刹を創設するに當り、其一に加へられたること明かなり。山號を小池山と稱す。往古、屢々兵燹に罹り、漸次廢滅に歸せんとす。應永年間、住僧良宗、其廢絶せんことを憂ひ、堂塔四宇、僧舎十三坊を建て、之を再興す。其後、永正十三年、(或ハ慶長年)住僧承圓、本堂を再建し、僧舎を修復せり。元龜、天正の頃、兵火に罹り、僧舎六坊を失ふ。文祿年中、仁王門(寶永八年辛卯三月二十六日再建)、元和年中、鐘樓を建つ。慶長六年、住僧勢惠上人、三重の塔を建立す。こは邑久郡牛窓村蓮華頂寺より移せしものなり。其頃、上人を宮室に召され、謁見と賜はり、山號に御の字を稱するを許さる。因て爾來、御池山と號す。其後、又火災に罹り、漸次廢滅し、もと心王院、平等院、自性院、華藏院、西園院、成就院、松壽院、の七院ありしも明治の初めには三院となり、其後、又、一院を失ひ、現今、華藏院、自性院の二院を存するのみとなれり。傳ふる所によれば、浮田秀家の歸依により、寺領高三拾石を受領し居たりといふ。其後、寛永十一年より、維新の初に

至るまで、舊岡山藩主池田家より、寺領二十六石六斗五升三合の黒印を受領せり。其折紙今猶存す。

什 寶

- 不動明王繪像(弘法大師の筆なりといふ) 一幅
- 阿界曼荼羅 二幅
- 極樂淨土曼荼羅 一幅
- 涅槃像 一幅
- 弘法大師御影 一幅

七 潮光山正覺寺

片上町大字西片上字福原に在り。眞宗本願寺派に属す。開基教祐、本願寺第八世蓮如上人の弟子となり、明應七年午三月四日創立。慶長十六年辛亥六月廿六日寺號を下附せらる。寛文五年、國主池田氏より、本派頭坊、代々觸頭と定めらる。

什 寶

- 本尊阿彌陀如來 (一丈二尺二寸五分、春日作)
- 後陽成院御震翰
- 寂如上人和歌
- 文如上人和歌

廣如上人和歌

八 常照山法鏡寺

片上町大字西片上に在り。日蓮宗一教派に属し。本尊は三寶四大天王にして、文和元年、大覺大僧正の開基せる所なり。爾來、屢、兵燹に罹り、傳記寶物の類、悉く焼失せしを以て、創立及び沿革とも、詳に之を知る事能はずと雖も、創立の當時は本堂、祖師堂、客殿、方丈等巨大の建築物あり。其他、境内に數棟の建物ありしが、漸次廢滅に歸し、寶曆、明和の頃に至り、遂に現今の建物のみとなれり。天正年中、豐臣秀吉、此地を通過するに當り、當寺を以て其宿舍に充つ。其際、寺領高三石九斗九升、反別九畝廿七歩を寄附せしこと、寶曆年中の記録に存す。寛永十一年、舊關山藩主池田光政の歸依によりて、寺領高三石八斗三合を受領し、以て明治維新の頃に至れり。(其寶曆狀は、前記日光寺の折紙と同紙なるを以て同寺に於て之を保存せり。)

什 寶

涅槃像 一軸

九 日光山千手院正樂寺

伊里村大字番山字寺口に在り。眞言宗高野派に属す。天平勝寶年中、沙門報恩の開基なり。後伏見天皇、正安六年、信賢上人なるものあり。支那に入り、青龍密場の靈土を得て歸り、寺院を建立し、千手大悲の聖像を安置す。在昔、子院二十四字ありしも、其後、廢滅して十二字となり、正徳の頃には、二字を存するのみとなれり。もと、寺領五十石ありしも、浮田秀家の沒收する所となり。其後、池田輝政若干地を施與し、八

個村落を領有するに至れり。當寺に隸属する寺院十三所にありしも、同ト正徳の頃には、唯五寺を存するのみとなれり。天和元年辛酉歲、祝融の災に遭ひ、本堂及び舊記悉く烏有に歸せり。現寺は寶永年中、復興せしものなりと云ふ。

什 寶

五大尊繪像 一幅

弘法大師の筆

般若心經 一卷

弘法大師の筆

四座講式 四卷(明治三十五年國寶中に加へらる)

桐尾明惠上人筆

地獄十界圖 十一幅

小野篁筆

滝見觀音墨繪 一幅

唐金溪筆

墨繪龍虎屏風 一雙

雪舟筆

周易乾卦譯文 一幅

熊澤了介筆(人物の草書山傳未記此の本文を掲載せり)

熊澤番山繪像 一幅

齋藤一興筆

熊澤番山傳記 一卷

齋藤一興筆

一〇 虎溪山柳青院多聞寺

伊里村大字穂浪字雞田の内、岡に在り。眞言宗高野派に属す。

永享二年の創立にして、初め東園坊と唱へ、寛永十一年十一月廿五日、龍生院と改め、其の後、寛文三年十

五百二十四
六日、柳青院に改む。開山以後久しく衰微せしと、勢惠上人再興せしを以て、中興の祖と稱す。

什 寶

聖觀世音（長二尺八寸）聖德太子の作
不動明王、多聞天（各一尺六寸）運慶の作

一一 清瀧山正智院雙圓寺

伊里村大字穗浪字難田の内、段に在り。眞言宗高野派に属す。天平十七年、行基菩薩の開基にかゝると雖も、其由緒詳ならず。

一二 鴨瀧山淨光寺

伊里村大字伊里中字寺脇に在り。眞宗本願寺派に属し。正親町天皇の御宇、元龜四癸酉年六月十七日の創立に係れり。もと眞言宗に属し、七堂伽藍、十二坊舎あり。鴨瀧山觀音寺と稱せしを、中古戦亂の際、堂宇悉く廢頽して、漸く運慶の正作、聖觀音の尊像壹羅のみ残りしを、纒に草莽を結んで安置せり。此像現に當寺の寶物たり。當寺創立の時代は、徳川家康天下の權を執りし時にして、本山京都本願寺主は、第十一世顯如上人たり。當村の人民悉く眞宗に歸依し、年を積み彌陀の尊像、并に開祖の畫像、三朝七祖の畫像、聖德太子の畫像、及び本願寺累代上人の畫像を安置す。これ當來を教導し、國恩を報するの意に出づ。改宗被端は、元龜四癸酉年にして、佛方便法身の畫像御免にて、其時より檀家の中、六人、門徒と名づくるもの今に存す。本堂建立は後水尾天皇の御宇、慶長十九年、僧教順といふもの、播磨國姫路福中町善教寺より來住し、開基

せしによる。

什 寶

聖觀音木像	運慶作
開基佛方便法身之畫	一幅
見眞大師畫像	一幅
縮刷大藏經	一部
三國七高僧畫像	一幅
聖德太子畫像	一幅
本願寺累代上人畫像	五幅
見眞大師繪傳	四幅
見眞大師傳鈔	上下二冊
三部妙典	四十卷
九條殿より拜領三部妙典	四十卷
三帖御和讀	二部
五帖一部御文章	一部
妙法蓮華經	卷物八軸